

港区の子ども・家庭支援

平成30年度（2018年度）版 事業概要

港区子ども家庭支援部

港区平和都市宣言

かけがえのない美しい地球を守り、世界の恒久平和を願う人びとの心は一つであり、いつまでも変わることはありません。

私たちも真の平和を望みながら、文化や伝統を守り、生きがいに満ちたまちづくりに努めています。

このふれあいのある郷土、美しい大地をこれから生まれ育つ子どもたちに伝えることは私たちの務めです。

私たちは、我が国が『非核三原則』を堅持することを求めるとともに、ここに広く核兵器の廃絶を訴え、心から平和の願いをこめて港区が平和都市であることを宣言します。

昭和60年8月15日

港 区

《元号に関する表記上の注意点》

本事業概要発行時点（平成30年8月）では、新元号が定められていないため、平成31年以降の元号についても「平成」又は「H」を使用しています。

新元号が定められた際は、読替えをお願いします。

はじめに

港区では、安心して子育てができ、未来を担うすべての子どもたちが健やかに成長できる環境を整えるため、子育てや家庭の支援、青少年健全育成等に関する施策を推進しています。

区の人口は、全力で推し進めている子育て支援策の効果もあり、平成29年2月には、全国的に人口が減少する中、昭和38年以来、54年ぶりに25万人を突破しました。今後も、全ての世代で人口が増加し、リニア中央新幹線品川駅が開業する平成39年には30万人に達するものと予測しています。

近年では特に、港区生まれの子どもが増えており、平成28年の区の合計特殊出生率は1.45で、全国平均1.44を上回る水準となりました。

平成20年4月に20,907人であった港区の年少人口（0～14歳）は、平成30年4月には34,193人となり、港区が行った人口推計では、今後も区内の年少人口は増え続け、10年後には45,000人を突破すると見込まれています。

人口が増加し、今、まちは、未来を担う子どもたちの声であふれ、明るさと活気に満ちています。一方で、待機児童対策や区立小中学校の教室の確保などのさまざまな行政需要も拡大しています。

区は、これからも、区民の皆さんが安心して子どもを産み育てることができるよう、保育定員の確保をはじめ、多様なニーズに即したきめ細やかな子ども・子育て支援、教育環境の充実など、重点的に子育て世代への支援に取り組んでまいります。

若い世代が、結婚・出産・子育てに対して希望を持ち、その希望を実現できるよう、平成32年1月には、集団保育を希望する医療的ケア児保育及び重度障害児保育を実施する区立元麻布保育園を開設します。

また、平成33年4月には、増加・深刻化する児童虐待や非行などの問題に対し、地域ぐるみで、未然防止から、保護、措置、家庭復帰まで、迅速に切れ目なく対応するための、拠点施設として「(仮称) 港区子ども家庭総合支援センター」を整備します。すべての子どもの命と権利、未来を守っていく体制を整備するため、児童相談所の機能とともに、子ども家庭支援センター、母子生活支援施設の機能を一体化させ、妊娠期から子育て期、思春期、自立までの、児童や家庭の状況に応じた支援を総合的に展開してまいります。

区は、これからも子ども・子育て支援施策の一層の充実を図り、「安心して子育てができ、未来を担うすべての子どもたちが健やかに成長できる地域社会」を実現してまいります。

本書が、港区の子育てや家庭の支援、子どもたちの健全育成に関する取り組みをご理解いただく一助になれば幸いです。

平成30年8月

子ども家庭支援部

目 次

総説

港区基本構想がめざす将来像	3
基本計画の全体像	4
基本計画施策（Ⅲ はぐくむまち）の体系	6
港区の子ども・子育て支援に関する計画の概要	9
保健福祉支援部・子ども家庭支援部の組織図	11
総合支所の組織図	12
子ども家庭支援部事務事業の概要	13
子ども家庭支援部関係施設一覧	14
平成30年度民生費当初予算の前年度比較	22
民生費事業別決算（平成29・28年度）	23

事業

児童館・子ども中高生プラザ・ 児童高齢者交流プラザ	27	女性福祉相談	51
児童館週末施設開放	30	母子及び父子福祉資金の貸付	52
学童クラブ	31	女性福祉資金の貸付	53
放課GO→クラブ	32	母子生活支援施設	54
学童クラブ児童見守りシステム	33	入院助産	55
児童施設災害時等緊急メール配信サービス	34	ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金事業	56
高齢者世帯等防災用品あっせん事業(妊産婦)	35	ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金等事業	57
港区子ども・子育て会議	36	ひとり親家庭就労支援事業	58
マッチング事業	37	親子ふれあい助成事業	59
児童手当・特例給付	38	ひとり親家庭ホームヘルプサービス	60
児童扶養手当	39	母子等緊急一時保護事業	61
特別児童扶養手当	41	DV被害者同行支援事業	62
児童育成手当(育成手当)	42	ひとり親家庭民間住宅あっせん事業	63
児童育成手当(障害手当)	43	成人の日記念のつどい	64
子ども医療費助成	44	子ども110番事業	65
ひとり親家庭等医療費助成	45	遊び場対策本部運営	66
出産費用助成	46	みなとキャンプ村	67
コミュニティバス乗車券の発行	47	青少年問題協議会	68
都営交通の無料乗車券の交付	48	青少年対策地区委員会活動支援	69
家庭福祉相談	49	子ども会活動助成	71
母子・父子福祉相談	50	青少年関係団体指導者等賠償責任保険 (ボランティア保険)	72

ひきこもり対策	73	保育従事職員宿舎借り上げ支援事業	103
都心から地方創生！出会い応援プロジェクト	74	保育体制強化事業補助	104
保育園	77	子ども家庭支援センター	107
認定こども園	81	要保護児童対策地域協議会事業	108
港区保育室事業	82	養育支援訪問事業	109
小規模保育事業・事業所内保育事業	83	港区産前産後家事・育児支援サービス	111
居宅訪問型保育事業	84	乳幼児ショートステイ事業(麻布乳児院)	113
緊急一時保育	85	育児サポート事業(育児サポート子むすび)	114
一時保育	86	子育てひろば	115
年末保育	87	みなと子育てサポートハウス事業	
病児・病後児保育	88	(子育てひろば「あい・ぽーと」)	117
訪問型病児・病後児保育利用料助成	89	派遣型一時保育事業	118
保育園であそぼう	90	みなと子育て応援プラザ(Pokke)	119
地域在宅子育て支援制度「みなとっこ」	92	港区地域こぞって子育て懇談会	121
私立保育所振興等助成	93	みなと子ども相談ねっと	122
私立保育所特別助成	94	みなと保育サポート事業	123
認証保育所補助	95	港区実施事業における参加者のための一時保育	125
認証保育所保育料助成	97	子育てコーディネーター事業	
認可外保育施設保育料補助金	98	(利用者支援事業・基本型)	126
保育施設等指導検査等	99	出産・子育て応援メール配信	127
保育士等キャリアアップ補助	100	港区子育て支援員研修事業	128
保育サービス推進事業補助	101	親支援プログラム	130
保育力強化事業補助	102	港区産後要支援母子ショートステイ事業	131

総

説

港区基本構想がめざす将来像



基本計画の全体像

基本構想

くやすらぎある世界都心・MINAATO

分野別計画

分野

基本政策

かがやくまち

街づくり

環境

1 都心の活力と安全・安心・快適な暮らしを支えるまちをつくる

2 環境にやさしい都心をみなで考えつくる

にぎわうまち

コミュニティ

産業

3 地域の課題を自ら解決できるコミュニティをつくる

4 港区からブランド性ある産業・文化を発信する

はぐくむまち

福祉

教育

保健

5 明日の港区を支える子どもたちを育む

6 生涯を通じた心ゆたかで健康な都心居住を支援する

地区版計画書[芝地区・麻布地区・赤坂地区・

政策

- (1) 多様な人びとがいきいきと暮らせる都市ルールを確立する
- (2) 魅力的な都心生活の舞台をつくる
- (3) 世界に開かれた先駆的で活力あるまちの基盤を整備する
- (4) 安全で安心して暮らせる都心をつくる
- (5) 住民、事業者、行政の多層的なパートナーシップでまちをつくる
- (6) 循環型社会の構築による活力ある都心づくりを進める
- (7) 緑や水辺を保全・創造し、人や生物にやさしい都心環境をつくる
- (8) 環境負荷の少ない都心づくりを進める
- (9) 環境に対する意識を高め行動する
- (10) まちづくりを進めるコミュニティを形成する
- (11) 多様なコミュニティの構築を支援する
- (12) コミュニティ活動のための多様な場と機会を確保する
- (13) コミュニティの形成を進める人材や組織の育成を支援する
- (14) 地域活動情報を共有化する
- (15) 世界をリードする産業が活躍する場をつくる
- (16) ベンチャー企業やコミュニティ・ビジネスを支援する
- (17) 港区の特性を生かした個性ある商業集積の形成を支援する
- (18) アーバンツーリズム(都市観光)の展開を支援する
- (19) 世界に発信できる国際性豊かな文化活動を支援する
- (20) 健やかな子どもの「育ち」を支える環境を整備する
- (21) 子どもの個性、地域の特性を生かす学校教育を実施する
- (22) 就学前児童ケアサービスを総合的に推進する
- (23) 子どもの健康を守る体制をつくる
- (24) 高齢者や障害者等のゆたかで自立した地域での生活を支援する
- (25) 区民が健やかに安全に暮らすことができるよう努める
- (26) 自己実現をめざす区民の多様な学習活動を支援する
- (27) 豊かで多様な文化に包まれた都市を育む

実現をめざして

- (28) 便利な区民生活を実現する区政運営を推進する
- (29) 参画と協働により互いの顔が見える区政運営を推進する
- (30) 職員がチャレンジ精神を持ち、先見性ある政策を創造する区政運営を推進する
- (31) 経営力を強化し、諸施策を着実に推進する

基本計画施策の体系

(港区基本計画 平成30～32年度から抜粋)

Ⅲ はぐくむまち

5 明日の港区を支える子どもたちを育む

政策 (17) 健やかな子どもの「育ち」を支える環境を整備する

施策の体系

①子どもの健やかな成長を支援する総合的な施策の推進

- 1) 放課後における児童の健全育成の推進 **重点2**
- 2) 子ども中高生プラザ・児童館等における児童健全育成機能の充実 **重点2**
- 3) 障害のある子どもの生活支援体制の確立
- 4) 子どもが自由に遊べる場の充実
- 5) 青少年の健全育成のための支援
- 6) 地域安全体制の確立

④子ども・子育て支援に関するネットワークづくりの推進

- 1) 子育て家庭のネットワークづくりの推進
- 2) 子ども自身のネットワークづくりと地域の世代間交流の促進
- 3) 保育園、幼稚園、子ども中高生プラザ、児童館、小学校での交流・連携
- 4) 行政と家庭、地域、NPO、大学、企業等との連携
- 5) 実習生の受入れとボランティアの活用

②子どもの権利擁護を重視した環境づくり

- 1) (仮称)港区子ども家庭総合支援センターの整備 **新規 重点1**
- 2) 「子どもの権利条約」の啓発
- 3) 児童虐待対策等の推進
- 4) いじめセーフティネットコミュニティ事業の推進
- 5) 子どもが相談しやすい体制の充実

⑤子どもの未来を応援する施策の推進

- 1) 教育・学習の支援
- 2) 生活環境の安定の支援
- 3) 経済的安定の支援
- 4) 相談体制の整備(心のケアの充実)
- 5) 地域で子どもの未来を応援する体制の整備

③全ての子どもが健全に成長できる家庭環境づくりの支援

- 1) 母子生活支援施設の整備 **新規 重点1**
- 2) ひとり親家庭支援の充実
- 3) 相談事業の充実
- 4) 子育て情報提供の充実
- 5) ドメスティック・バイオレンス(DV)への対応
- 6) 仕事と子育ての両立支援と子育て力の向上

政策（18）子どもの個性、地域の特性を生かす学校教育を実施する

施策の体系

①「徳」「知」「体」の育成

- 1) 人権教育・道徳教育の推進
- 2) 読書活動・芸術鑑賞機会の充実
- 3) 豊かな心の醸成
- 4) 学力向上の推進
- 5) 体力向上の推進
- 6) 食育の推進
- 7) オリンピック・パラリンピック教育の推進

②特別支援教育の推進

- 1) 特別支援教育の充実
- 2) 特別支援教育体制の整備

③幼・小中一貫教育の推進

- 1) 幼・小中一貫教育の推進
- 2) 小学校入学前教育の充実
- 3) ICT教育の推進
- 4) 体験学習の充実
- 5) 学校の教育力の向上

④国際人育成の推進

- 1) 国際理解教育の充実
- 2) グローバル化への対応

⑤安全・安心で魅力ある教育環境の整備

- 1) 学校施設の充実 **重点2**
- 2) 学校の情報化の推進 **重点2**
- 3) 新教育センター・
（仮称）港区立科学館の整備 **重点1**
- 4) 安全・安心な教育環境の整備
- 5) 教員の負担軽減の推進

⑥地域社会で支え合う学びの推進

- 1) 多様な主体との協働・連携
- 2) 地域とともにある学校づくり
- 3) 学校支援地域本部事業の充実
- 4) 郷土への愛着の醸成
- 5) 「チームとしての学校」の体制の整備

政策（19）就学前児童ケアサービスを総合的に推進する

施策の体系

①保育園待機児童解消の推進

- 1) **保育施設の充実** **重点2**
- 2) みなと保育サポート事業の推進
- 3) 保育施設を円滑に利用できる環境整備
- 4) 大規模開発における保育所付置の要請
- 5) 地域型保育事業等の実施

②保育園における保育の質の向上

- 1) 第三者評価等の積極的な活用と指導監督の強化
- 2) 障害児保育の充実
- 3) 乳幼児期にふさわしい心身の発達を促す保育の推進
- 4) 保育園と幼稚園、小学校との連携
- 5) 保育従事職員の確保・定着の支援

③多様な都心型保育サービスの充実

- 1) 医療的ケアが必要な児童等への保育サービスの提供
- 2) 病児・病後児保育の充実
- 3) 教育・保育施設保育料等の適正化
- 4) 認証保育所・認可外保育施設入所者への保育料助成の実施

④子育て支援サービスの充実

- 1) **在宅での子育て支援事業の推進** **重点2**
- 2) 生活スタイルの多様化に対応した子育て支援策の充実
- 3) 保健師・助産師等による子育て支援事業の推進
- 4) 保育園における在宅子育て家庭向け事業の推進

⑤小学校入学前教育の充実

- 1) **幼稚園の受入れ体制の充実** **重点2**
- 2) 幼稚園における特別支援教育の充実
- 3) 地域での子育て支援事業の充実
- 4) 私立幼稚園への支援
- 5) 預かり保育の充実

政策（20）子どもの健康を守る体制をつくる

施策の体系

①乳幼児健康診査の実施体制を整える

- 1) 乳幼児健康診査の推進

②妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援体制を確立する

- 1) 産後母子ケア事業の推進
- 2) 母子保健サービスの推進と関係機関との連携強化

③子どもの医療体制を整える

- 1) 周産期医療・小児医療の充実

港区の子ども・子育て支援に関する計画の概要

港区子ども・子育て支援事業計画

■ 計画策定の目的

港区子ども・子育て支援事業計画（以下「本計画」という。）は、子ども・子育て支援新制度を実施するにあたり、幼児期の教育・保育、子育て支援のニーズを把握し、幼稚園・保育園及び地域子ども・子育て支援事業等の提供体制の確保を計画的に推進することを目的としています。

■ 計画の位置づけ

本計画は、港区基本構想及び港区基本計画の下位計画かつ、子ども・子育て支援法に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画及び次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画（前期計画）に位置づけられ、港区の子ども・子育て支援施策を総合的・一体的に推進する計画です。

また、港区地域保健福祉計画や港区学校教育推進計画等の関連計画と整合を取った計画です。

■ 計画の期間

本計画の計画期間は、子ども・子育て支援法及び次世代育成支援対策推進法に基づき、平成27年度から平成31年度までの5年間としています。

なお、次世代育成支援対策推進法は平成27年度から平成36年度までの10年間の時限立法であることから、本計画に包含される市町村行動計画は、前期計画として平成27年度から平成31年度までの5年間の計画として策定し、計画終了後、後期計画として平成32年度から平成36年度までの計画を策定します。

■ 計画がめざす将来像

「安心して子育てができ、未来を担うすべての子どもたちが健やかに成長できる地域社会」

■ 計画の基本方針

- (1) 教育・保育施設等の充実
- (2) 地域子ども・子育て支援事業の充実
- (3) 教育・保育の一体的提供及び推進体制の確保
- (4) 子ども・子育て支援の質の確保
- (5) 産後休業及び育児休業後における円滑な事業利用の確保
- (6) 特別な支援が必要な家庭や子どもの施策の充実
- (7) ワーク・ライフ・バランス実現のための環境整備
- (8) 放課後対策の総合的な推進
- (9) 子どもの健全な育成に向けた施策の推進

港区地域保健福祉計画

■ 計画策定（見直し）の背景と目的

港区地域保健福祉計画（以下「本計画」という。）は、区民が住み慣れた地域で生涯を通して、いきいきと健やかに自立して暮らすことができる地域社会を確立するために、自助・共助・公助の取組の推進と支え合いのネットワークづくりを促進し、社会経済情勢や国等の動向に的確に対応して、保健福祉施策の総合的かつ計画的な推進を図ることを目的としています。

本計画は、平成27年度（2015年度）から平成32年度（2020年度）までの6年間の計画期間として策定しましたが、計画3年目の平成29年度（2017年度）に、保健福祉を取り巻く環境の変化や法改正を踏まえて見直しを行いました。

■ 計画の位置づけ

本計画は、港区基本構想、港区基本計画の下位計画かつ、社会福祉法に定める市町村地域福祉計画に位置づけ、健康増進法に定める市町村健康増進計画を包含します。また、港区子ども・子育て支援事業計画、港区高齢者保健福祉計画（第7期港区介護保険事業計画）及び港区障害者計画・第5期港区障害福祉計画（第1期港区障害児福祉計画）と整合、連携を図っています。

■ 計画の期間

平成27年度（2015年度）からの6か年の後期3年に該当する平成30年度（2018年度）から平成32年度（2020年度）までとします。

■ 子ども・子育て支援施策の推進における重点施策

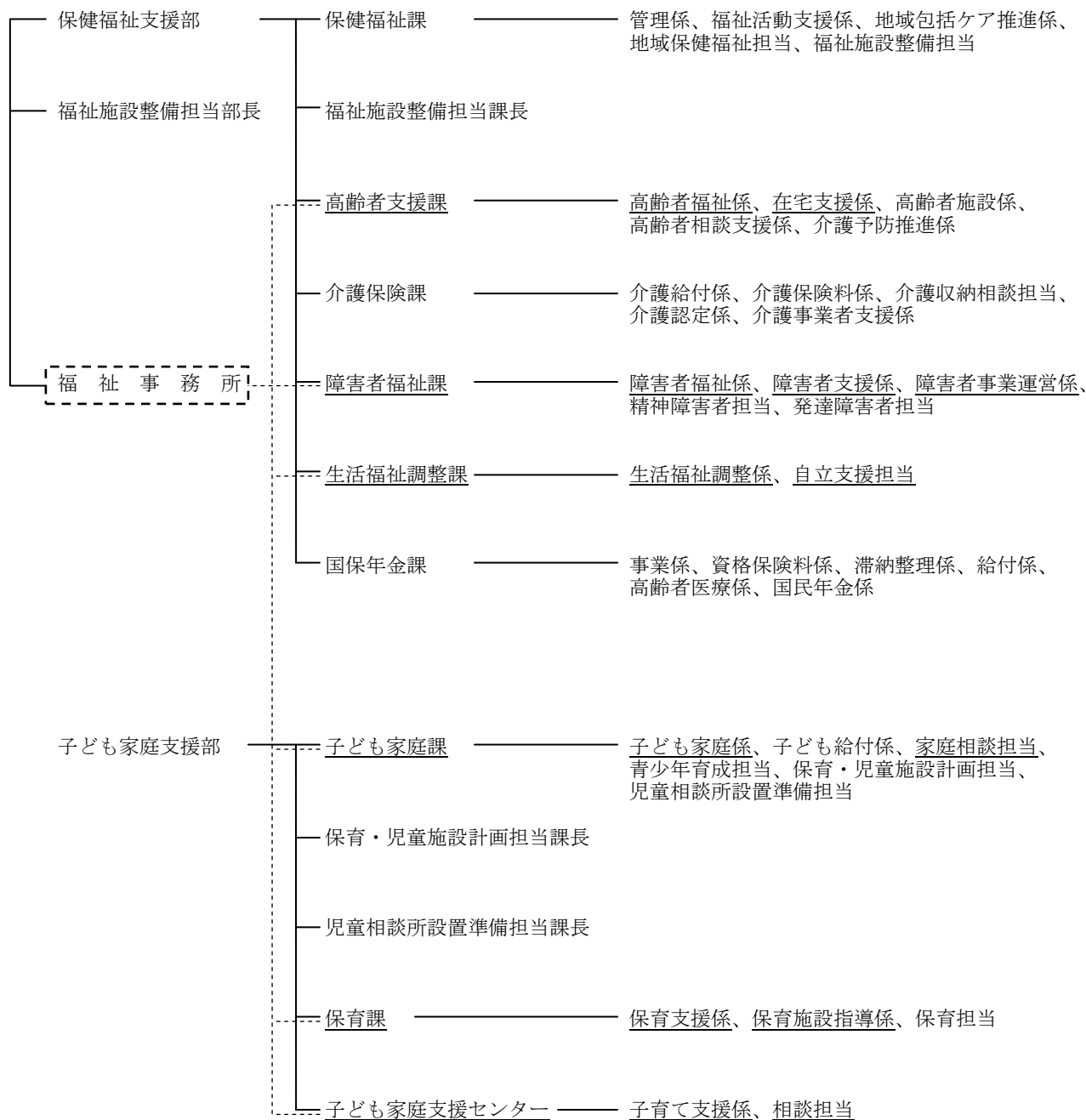
- (1) 就学前児童の総合的な施策の推進
- (2) 子どもの健やかな成長を支援する総合的な施策の推進
- (3) 子どもの権利擁護を重視した環境づくり
- (4) 全ての子どもが健全に成長できる家庭環境づくりの支援
- (5) 子どもの未来を応援する施策の推進
- (6) 子ども・子育て支援に関するネットワークづくりの推進

■ 計画のめざす将来像

区民が、生涯を通して、ともに健やかに安心して、いきいきと自立して暮らすことのできる支え合いのネットワークで結ばれた、やさしい地域社会の実現

保健福祉支援部・子ども家庭支援部の組織図

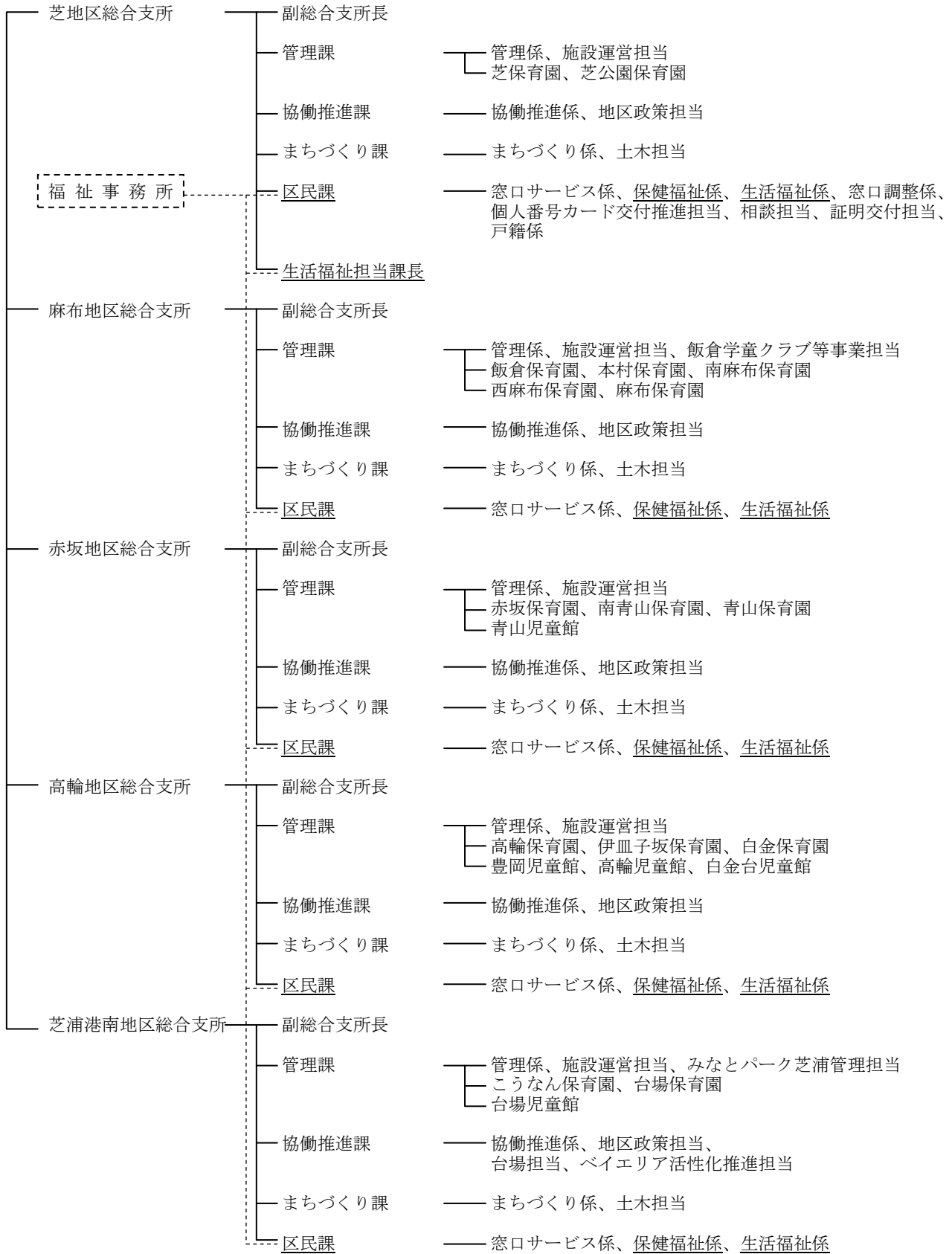
平成30年4月1日現在



※図中の下線のある課・係・担当は、福祉事務所を示します。

総合支所の組織図

平成30年4月1日現在



※図中の下線のある課・係は、福祉事務所を示します。

事務事業の概要

子ども家庭支援部

平成30年4月1日現在

課 (担 当)	係 (担 当)	担当の事務事業（予算・決算等庶務事務は除く）
子ども家庭課	子ども家庭係	子育て支援施策の計画・調整、区立児童館・子ども中高生プラザ・学童クラブの全体調整、放課GO→クラブの全体調整、児童館非常勤職員の採用・異動、子ども・子育て家庭の防災対策、災害時等緊急メール配信、子ども・子育て会議の運営等
	子ども給付係	児童手当、児童育成手当、児童扶養手当、特別児童扶養手当、子ども医療費助成、ひとり親家庭等医療費助成、出産費用助成等
	家庭相談担当 （家庭相談センター 配偶者暴力相談 支援センター）	母子・父子福祉相談、女性福祉相談、DV相談、家庭相談等の全体調整、ホームヘルプサービス等ひとり親家庭支援事業、母子及び父子福祉資金・女性福祉資金貸付等
	青少年育成担当	成人の日記念のつどい、子ども110番事業、遊び場対策本部運営、みなとキャンプ村、青少年問題協議会、青少年対策地区委員会活動支援、子ども会活動助成、青少年関係団体指導者等賠償責任保険、ひきこもり対策、出会い応援プロジェクト
	保育・児童施設計画担当	保育施設の配置・計画の調整、児童館等児童厚生施設の配置・計画の調整、子育て支援施設の開設（子育てひろば、みなと保育サポート）等
児童相談所設置準備担当	児童相談所設置準備担当	（仮称）港区子ども家庭総合支援センターの開設に向けた準備と全体調整
保 育 課	保育支援係	保育園在園管理、保育所統計、保育園給食運営管理、区立保育園非常勤職員採用・異動、保育料徴収事務、一時保育に関すること、延長保育に関すること、病児・病後児保育に関すること、居宅訪問型保育事業の助成に関すること等
	保育施設指導係	私立保育園・地域型保育事業・認証保育所・港区芝五丁目保育室の運営・助成・移転に関すること、認可外保育施設保育料助成に関すること、地域型保育事業の認可、保育園及び地域型保育事業等の確認及び指導監督等
	保育担当	保育実務の助言・指導・研修・実習、年末保育、障害児保育の巡回・連絡調整等、保育園カウンセリング、地域在宅子育て支援制度「みなとっこ」等
子ども家庭支援センター	子育て支援係	子ども家庭支援センターの運営、子どもと子育ての総合相談、子育て支援サービスの提供（派遣型一時保育、育児サポート子むすび、乳幼児ショートステイ、港区実施事業における一時保育等）、子育て支援施設の管理（子育てひろば、乳幼児一時預かり、みなと子育てサポートハウス、みなと子育て応援プラザ、みなと保育サポート）、子育てコーディネーター事業、子ども・子育て情報提供（子育てハンドブック、出産・子育て応援メール配信）、港区子育て支援員研修、港区地域こぞって子育て懇談会、港区産前産後家事・育児支援サービス等
	相談担当	子どもと子育ての総合相談、子どもに対する虐待の防止、要保護児童対策地域協議会調整・運営、みなと子ども相談ねっこの運営、養育支援訪問、要支援家庭を対象としたショートステイ事業、港区産後要支援母子ショートステイ事業等

子ども家庭支援部関係施設一覧

※敷地面積は併設施設を含む

※施設名の（ ）は愛称

※R C 造：鉄筋コンクリート

S R C 造：鉄骨鉄筋コンクリート

S 造：鉄骨

※区有施設のほか、民有施設・事業実施場所を含む

保育園

(区立) [20園 (分園含む)]

(平成30年4月1日現在)

地区	施設名	所在地・電話	開設年月日	竣工年月	敷地面積	建物構造・延床面積	備考
芝	芝保育園	芝5-18-1-101 Tel (3455)4669	昭和 47. 7. 1	昭和 48. 3	3, 333. 26㎡	R C 造14階建 1, 123. 49㎡	みなと子育て応援 プラザPokke併設 (都営住宅内設置)
	芝公園保育園	芝公園2-7-3 Tel (3438)0435	昭和 54. 4. 1	平成 26. 3	1, 470. 69㎡	S 造3階建 2, 287. 01㎡	
	神明保育園 [指定管理者]株式会社 日本保育サービス [指定期間]H29. 4. 1～ H39. 3. 31(10年間)	浜松町1-6-7 Tel (5733)6822	平成 24. 9. 1	平成 24. 7	—	S R C 造地下1階 地上8階建 2, 496. 72㎡	いきいきプラザ内
麻布	飯倉保育園	東麻布1-21-2 Tel (3583)1786	昭和 39. 4. 1	平成 19. 2	570. 74㎡	S 造一部S R C 造 地下1階地上5階建 1, 182. 00㎡	学童クラブ併設
	本村保育園	南麻布4-6-7 Tel (3444)2385	昭和 52. 4. 1	平成 26. 5	—	R C 造一部S 造4階建 1, 196. 33㎡	ありすいきいきプラ ザ内
	南麻布保育園	南麻布4-2-29-101 Tel (3442)8068	昭和 42. 12. 1	昭和 42. 11	1, 278. 49㎡	R C 造4階建 722. 45㎡	(都営住宅内設置)
	西麻布保育園	西麻布2-13-3 Tel (3409)4924	昭和 46. 10. 1	平成 26. 9	—	S R C 造一部S 造一部 R C 造地下1階地上7階 建 2, 161. 14㎡	いきいきプラザ内
	麻布保育園	六本木5-16-46 Tel (5545)7135	昭和 26. 11. 6	平成 26. 10	1, 969. 41㎡	R C 造3階建 1, 856. 40㎡	
	東麻布保育園 [指定管理者] 特定非営利活動法人 ワーカーズコープ [指定期間] H29. 4. 1～ H39. 3. 31(10年間)	東麻布2-1-1 Tel (3584)3811	平成 29. 4. 1	昭和 42. 6	—	R C 造一部S 造4階建 1, 383. 55㎡	旧飯倉小学校内
赤坂	赤坂保育園	赤坂5-5-26-101 Tel (3583)2155	昭和 53. 10. 1	昭和 54. 4	3, 357. 67㎡	S R C 造9階建 792. 56㎡	(都営住宅内設置)
	南青山保育園	南青山1-3-15 Tel (3401)1650	昭和 46. 2. 1	平成 19. 3	6, 784. 48㎡ (青山一丁目 スクエア全体)	R C 造地下2階 地上14階建 1, 100. 00㎡	(都営住宅内設置)
	青山保育園	北青山3-4-14-101 Tel (3401)1723	昭和 37. 12. 1	昭和 37. 11	1, 815. 31㎡	R C 造地下1階 地上4階建 1, 189. 11㎡	(都営住宅内設置)
高輪	高輪保育園	高輪3-18-15 Tel (3449)1641	昭和 48. 9. 1	平成 22. 12	1, 348. 03㎡	R C 造(一部S 造) 地下1階地上3階建 1, 384. 30㎡	児童館・いきいき プラザ併設
	伊皿子坂保育園	三田4-19-30 Tel (3444)7601	平成 25. 9. 1	平成 25. 7	1, 118. 04㎡	R C 造3階建 1, 664. 82㎡	志田町保育園 (平成25年8月31 日まで)から移転
	白金保育園	白金3-10-12 Tel (3441)5076	昭和 36. 4. 1	平成 4. 5	1, 133. 84㎡	R C 造地下1階 地上3階建 1, 320. 35㎡	いきいきプラザ・ みなと保育サポ ート併設

地区	施設名	所在地・電話	開設年月日	竣工年月	敷地面積	建物構造・延床面積	備考
芝浦港南	こうなん保育園	港南4-2-3-101 Tel (3450)3800	平成 14. 4. 1	平成 13. 10	2,040.33㎡	R C造一部S R C造6階建 1,185.33㎡	(都営住宅内設置)
	台場保育園	台場1-5-1 Tel (5500)2360	平成 8. 4. 1	平成 8. 2	—	S R C造一部R C造 地下1階地上13階建 1,237.10㎡	台場分室内
	たかはま保育園 [指定管理者]株式会社 日本保育サービス [指定期間] H30. 4. 1～ H40. 3. 31(10年間)	港南4-3-7 Tel (5781)0255	平成 24. 12. 1	平成 24. 10	—	R C造一部S造地上3階建 2,414.82㎡	港南子ども中高生 プラザ内
	しばうら保育園 [指定管理者]ShoPro- Taihei共同事業グループ H27. 10. 1～H37. 3. 31 (9 年6か月間)	芝浦3-1-16 Tel (5232)1130	平成 27. 10. 1	平成 27. 8	3,036.32㎡	R C造一部S造地上6階建 5,944.99㎡	子育てひろばあつ びい芝浦併設
	しばうら保育園 分園 [指定管理者] ShoPro-Taihei 共同事業 グループ H29. 4. 1～ H37. 3. 31 (8年間)	芝浦1-16-1 Tel (6453)6346	平成 29. 4. 1	平成 29. 2	—	S造一部S R C造、R C造 地下1階地上8階建 324.7㎡	みなとパーク芝浦 内

認定こども園

(区立) [1園]

(平成30年4月1日現在)

施設名	所在地・電話	開設年月日	竣工年月	敷地面積	建物構造・延床面積	備考
芝浦アイランド こども園 [指定管理者] 公益財団法人東京YMCA [指定期間] H29. 4. 1～H39. 3. 31 (10年間)	芝浦4-20-1 Tel (5443)7337	平成 19. 4. 1	平成 19. 3	1,800.00㎡	S R C造地下1階 地上4階建 1,832.90㎡	児童高齢者交流プラザ 併設

保育園

(私立) [37園 (分園含む)]

(平成30年4月1日現在)

地区	施設名	所在地・電話	認可年月日	竣工年月	敷地面積	建物構造・延床面積
芝	アスク芝公園保育園	芝2-12-16 Tel (5439)9398	平成 28. 4. 1	平成 28. 3	338.68㎡	R C造5階建 (1～4階部分) 653.71㎡
	太陽の子三田保育園	三田1-2-18 TTD PLAZAビル 2階 Tel (5439)6390	平成 26. 4. 1	平成 4. 11	1,449.74㎡	S R C造地下1階地上9階建 (地上2階部分) 533.07㎡
	あい保育園赤羽橋	三田1-3-31 Forecast三田 2階 Tel (6453)9325	平成 25. 8. 1	平成 21. 9	491.40㎡	S造5階建 (2階部分) 387.07㎡
	こころ新橋保育園	新橋6-4-3 ル・グラシエ ルビル7号館 2階 Tel (6432)0941	平成 29. 4. 1	平成 5. 7	2,989.89㎡	S R C造地下1階地上8階建 (地上2階部分) 380.22㎡
	グローバルキッズ 虎ノ門保育園	虎ノ門3-19-13 虎ノ門スピリットビル 3階 Tel (5473)7668	平成 26. 12. 1	昭和 56. 5	742.32㎡	S R C造地下1階地上8階建 (地上3階部分) 470.44㎡
麻布	まなびの森保育園麻布	南麻布1-8-11 (東町小学校内) Tel (3455)3066	平成 23. 10. 1	昭和 48. 3	5,758.00㎡	R C造4階建 (1階部分) 386.94㎡
	あい保育園南麻布	南麻布2-11-10 OJビル 3階 Tel (6453)7970	平成 26. 12. 1	平成 5. 12	1,293.03㎡	S R C造地下1階地上8階建 (地上3階部分) 741.36㎡
	太陽の子南麻布保育園	南麻布4-11-30 南麻布渋谷ビル 2階 Tel (5488)8070	平成 26. 4. 1	平成 5. 6	1,700.07㎡	S R C造地下1階地上7階建 (地上2階部分) 513.51㎡

地区	施設名	所在地・電話	認可年月日	竣工年月	敷地面積	建物構造・延床面積
麻布	あい保育園元麻布	元麻布3-2-19 MOMON六本木ビル 2階 TEL (6447)1871	平成 25.12.1	昭和 62.6	341.21㎡	SRC造6階建 (1・2階部分) 356.07㎡
	まちの保育園六本木	六本木1-9-10 アークヒルズ 仙石山森タワー TEL (6441)2478	平成 24.12.1	平成 24.7	15,367.75㎡	RC造一部S造地下4階 地上48階建(地上1階部分) 246.70㎡
	まちの保育園六本木分園	虎ノ門 5-5-1 アークヒルズ 仙石山テラス 103 TEL (6450)1726	平成 26.4.1	平成 24.7	15,367.75㎡	RC造一部S造地下4階 地上48階建(地上1階部分) 200.17㎡
	コスモス西麻布保育園	西麻布2-2-2 NKホームズ 1階B TEL (6427)3733	平成 30.4.1	平成 11.11	2,838.54㎡	SRC造7階建 (1階部分) 279㎡
	あい・あい保育園麻布十番園	東麻布2-32-7 TEL (5545)5461	平成 29.12.1	平成 4.5	474.62㎡	SRC造地下1階地上3階建 (2階部分) 408.98㎡
赤坂	赤坂ちとせ保育園	赤坂4-7-15 陽栄光和ビル 1階 TEL (6459)1012	平成 27.4.1	平成 13.10	583.15㎡	R造5階建 (1階部分) 257.12㎡
	太陽の子赤坂保育園	赤坂8-12-16 NOZY AKASAKA 1階、2階、3階 TEL (6434)9431	平成 28.4.1	平成 28.2	274.83㎡	RC造6階建 (1～3階部分) 464.54㎡
	あい保育園青山一丁目	南青山1-3-1パークアクセス 青山一丁目タワー 2階 TEL (6459)2860	平成 26.4.1	平成 19.1	3,744.54㎡	RC造地下2階地上46階建 (地上2階部分) 404.53㎡
	太陽の子南青山保育園	南青山4-1-6 セブン南青山 1・2階 TEL (5413)5512	平成 26.4.1	平成 4.1	493.38㎡	SRC造地下1階地上7階建 (地上1・2階部分) 445.40㎡
	小学館アカデミー南青山保育園	南青山4-15-8 南青山246ビル TEL (5770)1512	平成 24.4.1	平成 4.5	361.10㎡	RC造地下1階地上3階建 (地下1階、地上1・2階部分) 356.87㎡
高輪	太陽の子三田五丁目保育園	三田5-4-3 三田プラザビル 3階 TEL (5439)6775	平成 27.4.1	平成 3.4	512.28㎡	RC造6階建 (3階部分) 401.38㎡
	みなと保育園	高輪1-6-9 TEL (3443)3406	昭和 52.4.1	昭和 52.3	306.01㎡	RC造2階建 441.64㎡
	愛星保育園	高輪1-27-40 TEL (3441)5410	昭和 32.11.1	平成 15.1	478.08㎡	RC造3階建 598.14㎡
	ゆらりん高輪保育園	高輪1-5-38 HUG高輪 1階、2階 TEL (5422)6170	平成 28.4.1	平成 28.2	1,092.63㎡	RC造3階建 (1・2階部分) 598.69㎡
	高輪夢保育園	高輪3-25-33 長田ビル 3階 TEL (5791)9680	平成 26.4.1	昭和 58.10	477.77㎡	SRC造一部RC造及び S造8階建(3階部分) 337.79㎡
	ゆらりん白金保育園	白金1-26-10 白金K-FLAT1・2階の一部 TEL (6409)6310	平成 26.2.1	平成 16.1	467.85㎡	RC造6階建 (1・2階部分) 356.75㎡
	みつばち保育園	白金4-7-2 TEL (3444)8767	昭和 54.12.27	昭和 61.7	173.90㎡	RC造地下1階地上3階建 (地下1階、地上1階部分) 223.60㎡
	ニチイキッズ白金台保育園	白金台2-26-10 グリーンオーク高輪台 2階 TEL (5791)2161	平成 26.4.1	平成 22.2	569.45㎡	S造地下1階地上11階建 (地上2階部分) 447.97㎡
芝浦港南	太陽の子シーバンス保育園	芝浦1-2-2 シーバンス ア・モール 3階 TEL (5439)4014	平成 27.4.1	平成 3.1	26,468.49㎡	S造一部SRC造、RC造地下2階 地上24階建(地上3階部分) 791.35㎡
	太陽の子芝浦一丁目保育園	芝浦1-9-7 芝浦おもだかビル 2・3階 TEL (5439)5251	平成 26.9.1	昭和 63.3	599.56㎡	SRC造7階建 (2・3階部分) 606.20㎡
	アンジェリカ田町保育園	芝浦1-6-41 グローバルフロントタワー 1階 TEL (6435)2157	平成 28.4.1	平成 27.9	10,590.01㎡	RC造34階建 (1階部分) 385.89㎡

地区	施設名	所在地・電話	認可年月日	竣工年月	敷地面積	建物構造・延床面積
芝浦 港南	にじのいるか保育園 芝浦	芝浦2-3-31 第二高取ビル 2階 TEL (6435)3804	平成 25. 8. 1	昭和 61. 4	684. 61㎡	RC造6階建 (2階部分) 449. 26㎡
	太陽の子 芝浦二丁目保育園	芝浦2-17-9 大友ビル 1階 TEL (5418)7767	平成 26. 4. 1	昭和 44. 6	1, 909. 32㎡	SRC造地下1階地上10階建 (地上1階部分) 379. 27㎡
	太陽の子 芝浦三丁目保育園	芝浦3-20-2 山楽ビル 2・3階 TEL (5439)6206	平成 26. 4. 1	昭和 54. 12	327. 92㎡	RC造一部SRC造7階建 (2・3階部分) 416. 72㎡
	アスク芝浦4丁目 保育園	芝浦4-12-28 TEL (6435)2855	平成 23. 4. 1	昭和 63. 2	820. 76㎡	SRC造地下1階地上8階建 (地上1階部分) 354. 36㎡
	ゆらりん港南保育園	港南1-6-27 SSJ品川ビル 2階 TEL (6712)1188	平成 23. 10. 1	平成 23. 2	3, 711. 61㎡	S造一部SRC造地下2階 地上18階建(地上2階部分) 405. 80㎡
	グローバルキッズ 港南保育園	港南4-1-8 リバージュ品川 2階 TEL (3450)6130	平成 27. 4. 1	平成 5. 11	5, 800. 51㎡	SRC造地下1階地上14階建 (地上2階部分) 678. 48㎡
	ベネッセ港南保育園	港南4-6-7 TEL (5783)5871	平成 19. 4. 1	平成 19. 3	7, 013. 45㎡	RC造地下2階地上41階建 (地上2階部分) 399. 81㎡
	ふたばクラブ 港南保育園	港南2-16-6 Canon Sタワー TEL (6712)9428	平成 30. 4. 1	平成 11. 11	4, 066. 64㎡	SRC造地下4階地上29階建 (地下1階部分) 122. 77㎡

小規模保育事業所

[12か所]

(平成30年4月1日現在)

地区	施設名	所在地・電話	認可年月日	竣工年月	敷地面積	建物構造・延床面積
芝	正光寺保育園赤羽橋園	三田1-3-44 TEL (6453)8620	平成 30. 4. 1	平成 20. 2	699. 41㎡	RC造10階建(1・2階) 112. 40㎡
	こころナーサリー新橋	新橋5-35-10 新橋アネックス 1階 TEL (6453)8377	平成 30. 4. 1	昭和 50. 11	735. 68㎡	RC造5階建(1階部分) 184. 79㎡
	ふらわあきつづ保育園 新橋	新橋3-3-13 TEL (6550)8800	平成 30. 4. 1	平成 29. 11	612. 57㎡	SRC造地下1階地上12階建 (1階部分) 73. 48㎡
麻布	デイジー保育園 麻布十番	麻布十番3-10-12 シティ麻布 2階 TEL (6809)6353	平成 29. 4. 1	昭和 61. 3	525. 86㎡	SRC造8階建(2階部分) 99. 01㎡
	デイジー保育園 麻布十番フォレスト	麻布十番3-10-12 シティ麻布 3階 TEL (5439)9241	平成 29. 12. 1	昭和 61. 3	525. 86㎡	SRC造8階建(3階部分) 99. 32㎡
	ここいく保育園西麻布	西麻布4-10-1 TEL (6419)7333	平成 30. 4. 1	昭和 63. 3	169. 21㎡	RC造地上5階地下1階建 (1階部分) 125. 51㎡
赤坂	こいくえん赤坂	赤坂4-14-14 パークコー ト赤坂ザタワー 1階 TEL (6277)8555	平成 28. 8. 1	平成 21. 6	7, 375. 34㎡	SRC造43階建(1階部分) 91. 85㎡
	sakura保育園	赤坂2-12-17 TEL (6426)5097	平成 29. 12. 1	平成 29. 7	130. 88㎡	S造7階地下1階建 (1階部分) 93. 22㎡
高輪	ふらわあきつづ保育園 三田	三田5-5-7 ミタ5ゲートタワー 1階 TEL (6809)5303	平成 29. 4. 1	平成 15. 3	153. 89㎡	RC造8階建(1階部分) 92. 78㎡
	ちゃいんど・はっぴっ ぴ!!白金保育園	白金3-2-9 1階 TEL 080(5875)9716	平成 30. 4. 1	平成 15. 3	755. 95㎡	RC造9階建(1階部分) 56. 8㎡
芝浦 港南	港南あおぞら保育園	港南3-8-1 森永乳業港南ビル 1階 TEL (6712)1988	平成 28. 7. 1	平成 元. 5	3, 185. 08㎡	SRC造12階建(1階部分) 235. 47㎡
	にじのそら保育園芝浦	芝浦1-14-6 TEL (6722)0425	平成 29. 12. 1	平成 5. 3	330. 59㎡	SRC造6階建(1階部分) 176. 61㎡

事業所内保育事業所

〔1か所〕

(平成30年4月1日現在)

地区	施設名	所在地・電話	認可年月日	竣工年月	敷地面積	建物構造・延床面積
赤坂	ポポラー東京表参道園	南青山3-1-30 Tel (5772)9090	平成 30.4.1	平成 29.10	—	S造地上18階地下2階建 (地下1階部分) 162.53㎡

港区保育室

〔12か所〕

(平成30年4月1日現在)

施設名	所在地・電話	開設年月日	敷地面積	延床面積	備考
青南保育室	南青山4-19-18 Tel (5770)3933	平成 22.4.1	1,179.37㎡	997.92㎡	
たまち保育室	芝浦3-4-1 グランパークプラザ棟 2階 Tel (5484)6088	平成 22.6.1	—	819.88㎡	
桂坂保育室	高輪3-19-36 Tel (5475)6646	平成 23.5.1	3,160.27㎡	2,201.27㎡	
港南四丁目保育室	港南4-2-4 Tel (5796)8863	平成 25.4.1	—	299.70㎡	都営住宅内
愛宕保育室	愛宕1-7-5 Tel (3433)2671	平成 25.10.1	653.74㎡	593.45㎡	
芝浦橋保育室	芝浦4-6-8 田町ファーストビル 2階 Tel (6865)1004	平成 25.12.1	—	1,501.45㎡	
志田町保育室	白金1-11-16 Tel (6277)2582	平成 26.4.1	1,744.51㎡	928.63㎡	
南麻布三丁目保育室	南麻布3-5-15 Tel (3443)5711	平成 27.4.1	1,107.28㎡	709.10㎡	旧本村保育園内
第二青南保育室	南青山4-19-5 Tel (5770)5366	平成 27.8.1	922.22㎡	994.68㎡	
芝五丁目保育室	芝5-36-4 Tel (6435)2088	平成 27.11.1	2,291.01㎡	931.52㎡	平成30年9月1日 新橋保育室へ移行予定
五色橋保育室	海岸3-5-13 五色橋ビル 1階 Tel (6435)3201	平成 29.9.1	—	663㎡	
芝公園二丁目保育室	芝公園2-12-10 Tel (3436)6611	平成 30.4.1	578.74㎡	735.72㎡	
新橋保育室	新橋6-12-4 新橋桜川ビル1~4階 Tel (6435)2088	平成 30.9.1 (予定)	605.73㎡	1,196.92㎡	

病児・病後児保育室

〔6か所〕

(平成30年4月1日現在)

施設名	所在地・電話	開設年月日	延床面積	備考
愛育クリニック附属 あいいく病児保育室	南麻布5-6-8 Tel (5420)6419	平成 17.4.1	75.85㎡	
とようら小児科附属 ひまわり保育室	芝浦3-11-5 第三協栄ビル 2階 Tel (5442)8872	平成 17.9.1	69.16㎡	
芝浦子どもクリニック 附属芝浦病児保育室	芝浦4-20-4 芝浦アイランドブルームホームズクリニック モール ドクターズポート芝浦アイランド 1階 Tel (5730)0117	平成 21.1.5	104.60㎡	
チャイルドケア ばんびいに病児保育室	白金台3-16-8 2階 Tel (5424)6003	平成 29.12.1	65.88㎡	
山王赤坂病児保育室	赤坂4-1-26 1階 Tel (6230)3761	平成 30.4.1	76.34㎡	
南青山病後児保育室	南青山1-3-15 青山一丁目スクエア内S棟 1階 Tel (3408)0466	平成 19.6.1	76.97㎡	南青山保育園併設

児童館・学童クラブ

〔14か所〕

(平成30年4月1日現在)

地区	施設名	所在地・電話	開設年月日	竣工年月	敷地面積	建物構造・延床面積	備考
芝	新橋学童クラブ	新橋6-12-4 TEL (6721)5762	平成 30.9.1 (予定)	平成 16.6	—	SRC造地上8階建 1,279.92㎡	新橋桜川ビル内
麻布	飯倉学童クラブ	東麻布1-21-2 TEL (3583)6355	平成 19.4.1	平成 19.2	—	S造一部SRC造地下1階 地上5階建 738.65㎡	保育園内
	東麻布学童クラブ	東麻布2-1-1 TEL (3568)1042	平成 25.4.1	昭和 42.3	—	RC造一部S造4階建 396.68㎡	旧飯倉小学校内
	南麻布学童クラブ	南麻布2-11-10 TEL (6809)5291	平成 27.4.1	平成 5.10	—	SRC造地下1階地上8階建 588.66㎡	OJビル内
赤坂	青山児童館	北青山3-3-16 TEL (3404)5874	昭和 41.4.1	昭和 41.2	342.94㎡	RC造3階建 601.75㎡	
高輪	豊岡児童館	三田5-7-7 TEL (3453)1592	昭和 55.9.20	昭和 55.7	615.36㎡	RC造地下1階地上4階建 585.91㎡	いきいきプラザ併設
	高輪児童館	高輪3-18-15 TEL (3449)1642	昭和 48.8.20	平成 22.12	—	RC造一部S造地下1階 地上3階建 930.52㎡	保育園内
	白金台児童館	白金台4-8-5 TEL (3444)1899	平成 2.2.20	平成 2.2	1,323.08㎡	SRC造地下2階地上4階建 981.72㎡	いきいきプラザ併設
	桂坂学童クラブ	高輪2-12-24 TEL (6455)7973	平成 27.4.1	平成 3.10	—	RC造地下1階地上5階建 996.62㎡	高輪桂坂ビル内
	三光学童クラブ	白金3-18-2 TEL (3441)5273	平成 27.4.1	平成 2.2	—	RC造地下1階地上5階建 771.5㎡	旧三光小学校内
	白金台学童クラブ	白金台4-6-2 TEL (6450)4014	平成 30.4.1	昭和 13.10	—	SRC造地下1階地上6階 搭屋4階建 326.62㎡	ゆかしの杜内
芝浦港南	台場児童館	台場1-5-1 TEL (5500)2363	平成 8.4.1	平成 8.2	—	SRC造一部RC造地下1階 地上13階建 752.39㎡	台場分室内
	芝浦学童クラブ	芝浦4-12-28 TEL (5439)5680	平成 26.4.1	昭和 63.1	—	SRC造地下1階地上8階建 1,475.27㎡	芝浦中島ビル内
	五色橋学童クラブ	海岸3-5-13 TEL (6435)2745	平成 29.9.1	昭和 61.4	—	SRC造地上8階建 1,093.19㎡	五色橋ビル内

子ども中高生プラザ

(区立)〔5館〕

(平成30年4月1日現在)

地区	施設名	所在地・電話	開設年月日	竣工年月	敷地面積	建物構造・延床面積	備考
芝	神明子ども中高生プラザ [指定管理者] 株式会社日本保育サービス [指定期間] H29.4.1~H34.3.31(5年間)	浜松町1-6-7 TEL (5733)5199	平成 24.9.1	平成 24.7	—	SRC造地下1階 地上8階建 1,325.16㎡	いきいきプラザ内
麻布	麻布子ども中高生プラザ [指定管理者] 公益財団法人児童育成協会 [指定期間] H26.9.1~H32.3.31 (5年7か月間)	南麻布4-6-7 TEL (5447)0611	平成 26.9.1	平成 26.5	—	RC造一部S造 地上4階建 1,637.03㎡	ありすいきいきプラザ内
赤坂	赤坂子ども中高生プラザ (プラザ赤坂なんで~も) [指定管理者] 社会福祉法人東京聖学院 [指定期間] H28.4.1~H33.3.31(5年間)	赤坂6-6-14 TEL (5561)7830	平成 15.4.1	平成 15.2	—	RC造地下1階 地上4階建 1,769.05㎡	特別養護老人ホームサン・サン赤坂内
高輪	高輪子ども中高生プラザ (TAP) [指定管理者] 一般財団法人本所賀川記念館 [指定期間] H28.4.1~H33.3.31(5年間)	高輪1-4-35 TEL (3443)1555	平成 23.12.1	平成 23.10	2,704.82㎡	S造一部RC造 地上4階建 3,297.12㎡	高輪図書館分室併設
芝浦港南	港南子ども中高生プラザ (プラリバ) [指定管理者] 本所賀川記念館・太平ビルサービス共同 事業体 [指定期間] H30.4.1~H35.3.31(5年間)	港南4-3-7 TEL (3450)9576	平成 18.4.1	平成 24.10	4,788.28㎡	RC造一部S造 地上3階建 3,985.43㎡	たかはま保育園併設

児童高齢者交流プラザ

(区立)〔1か所〕

(平成30年4月1日現在)

施設名	所在地・電話	開設年月日	竣工年月	敷地面積	建物構造・延床面積	備考
芝浦アイランド 児童高齢者交流プラザ (あいぷら) [指定管理者]公益財団法人東京YMCA [指定期間]H29.4.1～H34.3.31(5年間)	芝浦4-20-1 TEL (5443)7338	平成 19.4.1	平成 19.3	—	SRC造地下1階 地上4階建 1,928.30㎡	こども園内

放課GO→クラブ

〔15か所〕

(平成30年4月1日現在)

地区	施設名	所在地・電話	開設年月日	延床面積*	備考
芝	放課GO→クラブおなりもん	芝公園3-2-4 TEL (3431)2767	平成 20.6.9	108.72㎡	御成門小学校内
	放課GO→クラブしば	芝2-21-3 TEL (3456)5082	平成 18.4.1	433.00㎡	芝小学校内
	放課GO→クラブあかばね	三田1-4-52 TEL (5443)0331	平成 29.4.1	112.00㎡	赤羽小学校内
麻布	放課GO→クラブあざぶ	麻布台1-5-15 TEL (3583)5883	平成 25.4.1	120.00㎡	麻布小学校内
	放課GO→クラブなんざん	元麻布3-8-15 TEL (3470)9699	平成 18.4.1	216.00㎡	南山小学校内
	放課GO→クラブほんむら	南麻布3-9-33 TEL (3473)4781	平成 20.10.1	128.00㎡	本村小学校内
	放課GO→クラブこうがい	西麻布3-11-16 TEL (3404)3301	平成 21.4.1	190.00㎡	筈小学校内
	放課GO→クラブひがしまち	南麻布1-8-11 TEL (3451)7728	平成 23.4.1	107.37㎡	東町小学校内
赤坂	放課GO→クラブあかさか	赤坂8-13-29 TEL (3404)6931	平成 29.4.1	194.00㎡	赤坂小学校内
	放課GO→クラブあおやま	南青山2-21-2 TEL (5474)2760	平成 27.4.1	183.00㎡	青山小学校内
	放課GO→クラブせいなん	南青山4-19-7 TEL (3404)8610	平成 27.11.1	355.99㎡	青山生涯学習館併設
高輪	放課GO→クラブしろかね	白金台1-4-26 TEL (3440)4321	平成 28.4.1	160.00㎡	白金小学校内
	放課GO→クラブしろかねのおか	白金4-1-12 TEL (3441)8395	平成 27.4.1	239.08㎡	白金の丘小学校内
港南芝浦	放課GO→クラブしばうら	芝浦4-8-18 TEL (5476)6877	平成 23.4.1	118.70㎡	芝浦小学校内
	放課GO→クラブこうなん	港南4-3-28 TEL (6718)4230	平成 30.4.1	250.93㎡	港南小学校敷地内

※延床面積は、放課GO→クラブ教室として使用している部分を指す。

子どもふれあいルーム

〔1か所〕

(平成30年4月1日現在)

施設名	所在地・電話	開設年月日	延床面積	備考
子どもふれあいルーム	西麻布2-13-3 TEL (5467)7176	平成 26.11.1	518.52㎡	いきいきプラザ内

子ども家庭支援センター

(区立)〔1か所〕

(平成30年4月1日現在)

施設名	所在地・電話	開設年月日	竣工年月	敷地面積	建物構造・延床面積	備考
子ども家庭支援センター	三田1-4-10 TEL (6400)0090	平成 17.10.31	平成 23.12	1,747.34㎡	SRC造一部S造8階建 434.68㎡ (面積は2階子ども家庭 支援センター部分のみ)	みなと保健所内

子育てひろば

〔11か所〕

(平成30年4月1日現在)

施設名	所在地・電話	開設年月日	延床面積	備考
みなと子育てサポートハウス 「あい・ぼーと」	南青山2-25-1 TEL (5786)3250	平成 15.9.16	750.00㎡	
みなと子育て応援プラザ Pokke	芝5-18-1-102 TEL (6435)0411	平成 20.10.30	856.14㎡	都営住宅内
子育てひろば あっぴい台場	台場1-7-1 アクアシティお台場4階 TEL (5520)9061	平成 20.8.20	86.18㎡	
子育てひろば あっぴい麻布	六本木5-12-24 TEL (5114)9900	平成 20.12.16*	309.50㎡	麻布図書館内
子育てひろば あっぴい港南	港南2-3-13 品川フロン トビルキッズ館 3階 TEL (6712)0688	平成 23.1.4	131.54㎡	
子育てひろば あっぴい港南四丁目	港南4-2-4 TEL (5796)8862	平成 25.4.1	90.00㎡	都営住宅内
子育てひろば あっぴい新橋	新橋6-4-2 TEL (5425)7525	平成 26.4.1	533.66㎡	きらきらプラザ新橋内
子育てひろば あっぴい西麻布	西麻布2-13-3 TEL (5467)7175	平成 26.11.1	370.99㎡	西麻布いきいきプラザ内
子育てひろば あっぴい芝浦	芝浦3-1-16 TEL (5730)3252	平成 27.10.1	652.54㎡	しばうら保育園内
子育てひろば あっぴい赤坂	赤坂9-4-2 パークコート 赤坂檜町ザタワー 2階 TEL (3475)3900	平成 30.3.26	370.00㎡	面積に保育サポート赤坂部分を含む
子育てひろば あっぴい白金台	白金台4-6-2 ゆかしの杜 1階 TEL (6450)4249	平成 30.4.1	430.08㎡	面積に保育サポート白金台部分を含む

※現施設での開設は平成26年7月1日です。

みなと保育サポート

〔5か所〕

(平成30年4月1日現在)

施設名	所在地・電話	開設年月日	延床面積	備考
みなと保育サポート白金	白金3-10-12 TEL (5423)4909	平成 24.4.1	127.68㎡	白金保育園内
みなと保育サポート 港南四丁目	港南4-2-4 TEL (5796)8861	平成 25.4.22	66.80㎡	都営住宅内
みなと保育サポート東麻布	東麻布2-1-1 TEL (5544)8461	平成 26.4.1	61.32㎡	旧飯倉小学校内
みなと保育サポート赤坂	赤坂9-4-2 パークコート 赤坂檜町ザタワー 2階 TEL (3475)3902	平成 30.3.26	370.00㎡	面積にあっぴい赤坂部分を含む
みなと保育サポート白金台	白金台4-6-2 ゆかしの杜 1階 TEL (6450)4298	平成 30.4.1	430.08㎡	面積にあっぴい白金台部分を含む

平成30年度民生費当初予算の前年度比較

(単位：千円)

款	項	目	30年度	29年度	増減	伸び率(%)
民生費			53,271,461	46,338,170	6,933,291	14.96
	社会福祉費		14,807,588	13,463,425	1,344,163	9.98
		社会福祉総務費	2,278,152	2,832,585	△ 554,433	△ 19.57
		老人福祉費	1,342,471	1,321,906	20,565	1.56
		障害者福祉費	4,989,517	4,745,885	243,632	5.13
		応急救助費	1,542	1,292	250	19.35
		社会福祉施設費	4,570,846	4,491,625	79,221	1.76
		社会福祉施設建設費	1,625,060	70,132	1,554,928	2217.14
	児童福祉費		33,051,267	27,500,336	5,550,931	20.18
		児童福祉総務費	10,793,489	9,298,521	1,494,968	16.08
		児童福祉事業費	10,535,536	9,207,097	1,328,439	14.43
		家庭福祉費	123,072	133,628	△ 10,556	△ 7.90
		児童福祉施設費	10,817,611	8,334,484	2,483,127	29.79
		児童福祉施設建設費	781,559	526,606	254,953	48.41
	生活保護費		5,339,103	5,301,949	37,154	0.70
	国民年金費		73,503	72,460	1,043	1.44

※ 各欄の金額は、他部配当金額も含まれます。

※ 生活保護費、国民年金費は、目別の表記を省略しています。

民生費事業別決算（平成29年度・平成28年度）

（単位：円）

款 項 目	中事業	小事業	平成29年度決算額	平成28年度決算額
民生費			53,802,869,287	43,085,263,137
社会福祉費			12,982,655,954	14,150,611,559
社会福祉総務費			2,486,188,990	2,838,228,676
職員人件費			1,469,346,655	1,471,888,956
すべての子どもが健全に成長できる家庭環境づくりの支援			46,972,442	46,614,335
家庭相談センター事業			46,972,442	46,614,335
地域福祉の総合的推進と新たなつながりの構築による支え合いの促進			858,818,011	1,242,447,316
心豊かに充実した生活の支援			21,413,485	23,050,008
地域で安心して暮らせる基盤の整備			25,582,571	12,872,400
安心して住み続けられる住まいの確保・支援			3,329,996	4,770,151
差別の解消及び権利擁護の推進			4,378,205	2,388,112
地域における自立生活を支える仕組みづくり			2,373,252	2,427,116
低所得者の生活の支援及び自立施策の充実			33,974,424	9,618,282
快適で安心できる生活環境の確保			19,999,949	22,152,000
老人福祉費			1,300,873,176	1,253,387,875
障害者福祉費			4,735,127,280	5,455,403,584
応急救助費			1,400,000	790,000
社会福祉施設費			4,413,021,788	3,753,453,424
社会福祉施設建設費			46,044,720	849,348,000
児童福祉費			35,631,659,404	23,582,250,042
児童福祉総務費			9,855,842,054	8,073,358,548
職員人件費			3,316,033,462	3,169,296,520
一般職員			3,316,033,462	3,169,296,520
子どもの健やかな成長を支援する総合的な施策の推進			580,007,996	465,268,001
放課G Oークラブ※			509,474,945	403,198,263
児童館週末開放			6,613,377	6,484,454
子ども家庭課運営			4,406,539	3,764,419
子育て王国基金利子積立金			2,954,000	3,942,000
子ども・子育て支援事業計画推進			1,338,579	1,540,134
妊産婦防災用品あつせん事業			87,040	145,841
子育て家庭向け防災対策			267,840	267,840
子ども会活動助成			405,611	445,488
みなとキャンプ村			7,221,981	7,394,449
青少年問題協議会			570,238	550,027
青少年関係団体指導者等賠償責任保険			1,152,170	1,152,170
地区委員会活動支援			8,357,358	8,262,831
ひきこもり対策			129,950	111,428
成人の日記念のつどい			7,057,255	7,251,842
子ども110番			1,244,726	1,138,800
学童クラブ児童見守りシステム			23,342,077	14,507,490
緊急メール配信事業			1,145,664	1,130,112
都心から地方創生！出会い応援プロジェクト			2,529,900	2,745,173
未来の親体験～ここから始まる赤ちゃんふれあい事業～（地域事業）			1,708,746	1,235,240
子どもの権利擁護を重視した環境づくり			32,785,947	64,583,129
要保護児童対策地域協議会			6,444,060	12,911,088
養育支援訪問			372,199	24,155,250
子ども家庭支援センター運営			21,684,392	23,589,415
みなと子ども相談ねっと事業			4,285,296	3,927,376
すべての子どもが健全に成長できる家庭環境づくりの支援			1,134,572,566	1,120,267,993
子育てコーディネーター事業			16,633,856	16,599,944
児童手当等事務※			21,376,865	29,869,588
子ども医療費助成			1,089,448,137	1,066,269,421
子育て情報収集・提供事業			3,183,948	3,090,960
出産・子育て応援メール配信事業			2,129,760	2,026,080
親支援プログラム事業			1,800,000	2,412,000
子どもに関するネットワークづくりの推進				1,499,990
都心から地方創生！多世代が支える子ども・子育てシンポジウム				1,499,990
保育園待機児童解消の推進			1,213,506,629	391,026,743
保育担当運営			248,184	
私立認可保育所等設置支援事業			1,091,824,500	280,551,000
保育施設設置検討事業			7,304,580	
みなと保育サポート事業			114,129,365	110,475,743
保育園における保育の質の向上			1,416,173,722	925,593,689
私立保育園区費助成			390,798,760	364,426,770
私立保育園特別助成			167,451,000	181,461,000
私立認可保育所等安全対策			5,360,213	1,867,904
私立認可保育所等ICT化推進事業			53,708,363	
待機児童解消加速化プラン推進事業			153,438	299,015
保育士等キャリアアップ補助事業			394,512,948	176,870,000
私立認可保育所等保育サービス推進事業			115,177,000	108,927,000
認証保育所保育力強化事業			18,176,000	16,455,000
保育士等宿舍借り上げ支援事業			262,532,000	66,061,000
私立認可保育所保育体制強化事業			8,304,000	9,226,000
多様な都心型保育サービスの充実			1,483,831,070	1,336,680,983
病児・病後児保育			164,124,074	143,332,373
訪問型病児・病後児保育利用料助成			2,005,964	1,933,706
認証保育所保育料助成			264,355,092	252,503,122
認証保育所運営助成			967,255,160	919,191,750
認可外保育施設保育料助成			86,090,780	19,720,032

款	項	目	中事業	小事業	平成29年度決算額	平成28年度決算額
			子育て支援サービスの充実		678,930,662	599,141,500
			子育てひろば等事業準備		30,362,601	-
			子育てひろば等事業		337,059,059	329,984,901
			みなと子育てサポートハウス事業		37,138,030	42,146,608
			育児サポート事業(育児サポート子むすび)		12,925,000	12,627,000
			乳幼児シヨニトステイ事業		79,512,500	4,741,678
			みなと子育て応援プラザ事業		74,020,022	150,780,833
			派遣型一時保育		19,241,395	18,771,635
			子育て支援員研修		14,893,495	14,718,560
			一時保育		23,518,000	21,417,045
			区事業一時保育		15,093,101	-
			保育所入所事務※		2,789,869	2,472,573
			保育園地域開放(5地区)		572,831	512,235
			地域在宅子育て支援制度		918,871	968,432
			産前産後家事・育児支援事業		30,885,888	-
			児童福祉事業費		8,886,064,386	8,088,391,377
			すべての子どもが健全に成長できる家庭環境づくりの支援		4,314,521,259	4,204,042,977
			出産費用の助成		338,830,380	345,058,545
			児童手当		3,100,355,000	2,990,963,334
			児童扶養手当		483,710,930	478,971,130
			児童育成手当		320,973,000	322,780,000
			母子生活支援施設入所事業		69,834,629	65,238,490
			入院助産		817,320	1,031,478
			保育園における保育の質の向上		4,123,105,047	3,765,690,200
			区内私立保育園委託		4,069,204,463	3,727,122,999
			保育所広域入所事務		53,900,584	38,567,201
			子育て支援サービスの充実		448,438,080	118,658,200
			地域型保育事業		448,438,080	118,658,200
			家庭福祉費		114,774,589	103,722,891
			すべての子どもが健全に成長できる家庭環境づくりの支援		114,774,589	103,722,891
			ひとり親家庭等医療費助成		60,989,370	59,979,291
			ひとり親家庭ホームヘルプサービス事業		34,713,060	36,351,995
			親子ふれあい助成事業(旧ひとり親家庭休養ホーム事業)		11,264,699	2,504,960
			ひとり親家庭自立支援給付金事業		5,176,450	2,473,145
			ひとり親家庭民間住宅あっせん事業		0	0
			女性福祉資金貸付事業		1,944,000	1,752,000
			母子等緊急一時保護事業		687,010	661,500
			児童福祉施設費		8,620,855,919	7,199,901,986
			子どもの健やかな成長を支援する総合的な施策の推進		1,956,982,899	1,419,429,798
			学童クラブ※		14,289,331	6,369,567
			緊急暫定学童クラブ		911,071,705	437,830,422
			児童館維持管理(3地区)		33,714,211	71,733,943
			児童館(5館)事業※		18,130,321	19,717,495
			神明子ども中高生プラザ管理運営		118,909,745	121,321,976
			麻布子ども中高生プラザ管理運営		98,747,934	95,361,930
			赤坂子ども中高生プラザ管理運営		120,689,991	115,824,648
			高輪子ども中高生プラザ管理運営		155,515,079	147,047,622
			港南子ども中高生プラザ管理運営		308,337,498	268,692,427
			芝浦アイランド児童高齢者交流プラザ管理運営		152,490,105	131,420,647
			子どもの居場所づくりチャレンジ事業		2,266,200	2,787,000
			障害児夏季休業日等支援		909,792	829,936
			児童相談所設置準備		21,419,108	-
			麻布地区おもちゃライブラリー(地域事業)		491,879	492,185
			保育園待機児童解消の推進		5,921,067,185	5,053,605,206
			区立保育園維持管理(5地区)		351,461,369	343,180,620
			神明保育園管理運営		280,001,277	255,543,120
			たかはま保育園管理運営		269,017,808	245,731,898
			しばうら保育園管理運営		515,628,472	602,670,823
			芝浦アイランド子ども園管理運営		322,098,628	319,116,426
			(仮称)東麻布保育園開設準備		-	314,784
			東麻布保育園管理運営		288,014,320	-
			港区保育室事業		3,894,845,311	3,287,047,535
			保育園における保育の質の向上		742,805,835	726,866,982
			区立保育園等事業※		742,805,835	726,866,982
			保育施設等指導監督事務		0	0
			児童福祉施設建設費		8,154,122,456	116,875,240
			子どもの健やかな成長を支援する総合的な施策の推進		7,240,000,000	-
			(仮称)子ども家庭総合支援センター用地取得		7,240,000,000	-
			保育園待機児童解消の推進		914,122,456	116,875,240
			(仮称)元麻布保育園整備		125,400,016	11,154,240
			(仮称)元麻布保育園拡張用地取得		622,200,000	-
			青山保育園等整備		166,522,440	105,721,000
			生活保護費		5,115,772,967	5,284,126,858
			国民年金費		72,780,962	68,274,678

- 注1 各欄の金額は、他部執行金額も含まれます。
注2 社会福祉総務費については、家庭相談センター事業を除き、小事業別の表記を省略しています。
注3 老人福祉費、障害者福祉費、応急救助費、社会福祉施設費、社会福祉施設建設費については、中事業別の表記を省略しています。
注4 生活保護費、国民年金費については、目別の表記を省略しています。
注5 ※は子ども家庭支援部と各地区総合支所の合算です。

子ども家庭課

児童館・子ども中高生プラザ・児童高齢者交流プラザ	所管課	各総合支所管理課
		子ども家庭課

目 的

児童館等の児童施設は、児童の健全育成を図るため、健全な遊びを通して健康を増進し、又は情操をゆたかにすることを目的とします。

事 業 内 容

児童館等の児童施設には、遊戯室、図書室、工作室、集会室等の設備があり、主として18歳未満の児童を対象に、自由に来館して過ごせます（施設によって設備が異なります）。子どもたちの仲間づくりをめざして、専任の指導員により、様々な行事や各種のグループ活動を行います。また、施設内に放課後児童健全育成事業（学童クラブ）が併設されています（子どもふれあいルームを除く）。

利用時間は次のとおりです。

施設種別	開館時間	休館日
児童館・飯倉学童クラブ	月～金曜：午前10時～午後6時 土曜：午前9時～午後5時	日曜、祝日 12月29日～1月3日
子ども中高生プラザ	月～日曜：午前9時30分～午後8時 ※小学生の利用時間は午後6時まで	祝日 12月29日～1月3日
児童高齢者交流プラザ	月～日曜：午前9時30分～午後8時 祝日、12月29日・30日： 午前9時30分～午後6時15分 ※小学生の利用時間は午後6時まで	12月31日～1月3日
子どもふれあいルーム	月～日曜：午前9時～午後6時	12月29日～1月3日

根拠法令等

児童福祉法

港区立児童館条例

港区立子ども中高生プラザ条例

港区立児童高齢者交流プラザ条例

港区飯倉学童クラブ等事業実施要綱

港区子どもふれあいルーム事業実施要綱

開 始 時 期

児童館：昭和41年4月1日

子ども中高生プラザ：平成15年4月1日

児童高齢者交流プラザ：平成19年4月1日

飯倉学童クラブ：平成19年4月1日

子どもふれあいルーム：平成26年11月1日

実績表

平成29年度

児童館等利用状況

(単位：人)

地区 ・施設名		幼児		小学生		中学生		高校生		大人		合計	
		年間	月平均	年間	月平均	年間	月平均	年間	月平均	年間	月平均	年間	月平均
芝	神明子ども 中高生 プラザ	10,139	845	20,128	1,677	971	81	3,974	331	11,521	960	46,733	3,894
麻布	飯倉学童 クラブ	5,526	461	14,700	1,225					4,779	398	25,005	2,084
	麻布子ども 中高生 プラザ	35,461	2,955	43,830	3,653	10,938	912	6,639	553	34,003	2,834	130,871	10,906
	子ども ふれあい ルーム	7,904	659	11,096	925					6,849	571	25,849	2,154
赤坂	青 山 児童館	4,972	414	12,741	1,062	1,335	111	205	17	5,804	484	25,057	2,088
	赤坂子ども 中高生 プラザ	18,372	1,531	27,638	2,303	3,228	269	4,562	380	26,441	2,203	80,241	6,687
高輪	豊 岡 児童館	3,041	253	17,576	1,465	676	56	4	0	3,096	258	24,393	2,033
	高 輪 児童館	5,021	418	12,260	1,022	51	4	13	1	4,534	378	21,879	1,823
	白金台 児童館	18,967	1,581	25,696	2,141	527	44	76	6	18,714	1,560	63,980	5,332
	高輪子ども 中高生 プラザ	34,867	2,906	47,061	3,922	14,740	1,228	10,361	863	45,281	3,773	152,310	12,693
芝浦 港南	台 場 児童館	2,891	241	28,273	2,356	3,871	323	1,027	86	3,192	266	39,254	3,271
	港南子ども 中高生 プラザ	17,820	1,485	88,900	7,408	3,570	298	3,395	283	14,287	1,191	127,972	10,664
	芝浦アイランド 児童高齢者 交流プラザ	16,804	1,400	37,257	3,105	3,400	283	2,013	168	22,256	1,855	81,730	6,811

※学童クラブ出席者を含みます。

※大人の中に団体利用者を含みます。

※各子ども中高生プラザ及び芝浦アイランド児童高齢者交流プラザは日曜日利用分を含みます。

※合計の月平均については、個々の区分を四捨五入しているため、数値が合わない場合があります。

※芝浦アイランド児童高齢者交流プラザは上記の他に高齢者の利用が年間14,076人ありました。

利用状況

(単位：人)

区分 年度	一般利用者数	学童クラブ 延出席数	合 計	月平均
25	526,521	147,171	673,692	56,141
26	607,223	158,435	765,658	63,805
27	636,157	173,637	809,794	67,483
28	652,107	183,608	835,715	69,643
29	646,845	198,429	845,274	70,440

※一般利用者に団体利用者を含みます。

※芝浦アイランド児童高齢者交流プラザの高齢者の年間利用者14,076人は含みません。

職員数

平成30年4月1日現在 (単位：人)

地区・施設名		種別	職 員 数			
			館 長	指 導 員	非 常 勤	計
芝	神明子ども中高生プラザ		1	18	13	32
麻 布	飯倉学童クラブ		1	5	5	11
	麻布子ども中高生プラザ		1	16	8	25
	子どもふれあいルーム		1	7	1	9
赤 坂	青山児童館		1	6	4	11
	赤坂子ども中高生プラザ		1	13	12	26
高 輪	豊岡児童館		1	7	4	12
	高輪児童館		1	6	3	10
	白金台児童館		1	7	6	14
	高輪子ども中高生プラザ		1	20	10	31
芝浦港南	台場児童館		1	9	5	15
	港南子ども中高生プラザ		1	34	7	42
	芝浦アイランド児童高齢者交流プラザ ^{※1}		1	17	5	23
合 計			13	165	83	261

※1 高齢者担当兼務（指導員2、非常勤1）を含む。

児童館週末施設開放	所管課	各総合支所管理課
		子ども家庭課

目 的

児童の健全な育成に役立てるため、児童健全育成に関わる団体や児童とその保護者等を対象に児童館等施設を開放します。

事 業 内 容

施設を開放する日は、日曜日及び12月29日・30日の午前9時から午後5時までです。

※祝日・年末年始（12月31日～1月3日）にあたる日曜日は除きます。

根拠法令等

港区立児童館週末施設開放運営要綱

港区飯倉学童クラブ等事業実施要綱

開 始 時 期

平成8年4月1日

実 績 表

児童館等週末施設開放利用状況

地区・施設名・区分		年度		25		26		27		28		29		
		個人	団体	個人	団体	個人	団体	個人	団体	個人	団体	個人	団体	
麻 布	飯倉学童クラブ	個人	51日	1,035人	52日	1,092人	51日	1,382人	53日	1,490人	52日	1,821人		
		団体	0件	0人	0件	0人	0件	0人	0件	0人	0件	0人	0件	0人
	西麻布	個人	51日	916人	29日	960人	/	/	/	/	/	/	/	/
		団体	0件	0人	0件	0人	/	/	/	/	/	/	/	/
赤 坂	青 山	個人	48日	1,456人	52日	1,585人	50日	1,781人	50日	1,973人	50日	1,628人		
		団体	0件	0人	0件	0人	0件	0人	0件	0人	0件	0人	0件	0人
高 輪	豊 岡	個人	51日	889人	52日	1,313人	51日	1,286人	52日	1,013人	52日	942人		
		団体	0件	0人	0件	0人	0件	0人	0件	0人	0件	0人	0件	0人
	高 輪	個人	51日	1,212人	52日	1,383人	51日	1,493人	53日	1,811人	52日	1,725人		
		団体	0件	0人	0件	0人	0件	0人	0件	0人	0件	0人	0件	0人
	白金台	個人	50日	3,902人	52日	5,957人	51日	5,621人	53日	5,852人	52日	5,891人		
		団体	50件	1,094人	6件	228人	0件	0人	0件	0人	0件	0人	0件	0人
芝浦港南	台 場	個人	50日	1,418人	52日	1,107人	51日	1,031人	53日	1,061人	52日	772人		
		団体	0件	0人	1件	33人	0件	0人	0件	0人	1件	18人		
計	個人	352日		341日		305日		314日		310日				
	団体	10,828人		13,397人		12,594人		13,200人		12,779人				
	個人	1,094人		261人		0人		0人		18人				

※西麻布児童館は平成26年10月31日に廃止となりました。

学童クラブ	所管課	各総合支所管理課
		子ども家庭課

目 的

小学校に就学している児童で保護者が就労・疾病等の理由で放課後等に保護を受けられない児童に対し、適切な遊び及び安全・安心に過ごすことのできる生活の場を提供します。

事 業 内 容

対象児童は、区内在住又は区内小学校に在籍する1年生から6年生までの児童です。

在籍期間は、入会後から当該年度の年度末までです。

利用時間は、次のとおりです。

平日は放課後から午後7時まで、土曜日は午前8時から午後5時まで、夏休み等の学校が休みの日は午前8時から午後7時までです。

根拠法令等

児童福祉法

港区放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

港区学童クラブ運営要綱

港区飯倉学童クラブ等事業実施要綱

補助金名等

子ども・子育て支援交付金

開 始 時 期

昭和41年4月1日

定員及び登録児童数

平成30年4月1日現在（単位：人）

地区・クラブ名		種 別	定員	登録児童数
芝	神明子ども中高生プラザ学童クラブ		73	56
麻 布	飯倉学童クラブ		66	70
	麻布子ども中高生プラザ学童クラブ		80	86
	東麻布学童クラブ		64	64
	南麻布学童クラブ		120	99
赤 坂	青山児童館学童クラブ		60	62
	赤坂子ども中高生プラザ学童クラブ		120	103
高 輪	豊岡児童館学童クラブ		76	81
	高輪児童館学童クラブ		55	55
	白金台児童館学童クラブ		66	73
	高輪子ども中高生プラザ学童クラブ		77	77
	桂坂学童クラブ		200	191
	三光学童クラブ		160	119
	白金台学童クラブ		60	22
芝浦港南	台場児童館学童クラブ		105	89
	港南子ども中高生プラザ学童クラブ		320	320
	芝浦アイランド児童高齢者交流プラザ学童クラブ		132	137
	芝浦学童クラブ		270	251
	五色橋学童クラブ		160	36
合 計			2,264	1,991

放課GO→クラブ	所管課	各総合支所管理課
		子ども家庭課

目 的

児童が放課後等の学校施設を活用し、学習、スポーツ、遊びなどの活動を行うとともに、自主性、社会性及び創造性を養い健全育成を推進します。また、保護者が就労・疾病等の理由で放課後等に保護を受けられない児童に対し、適切な遊び及び安全・安心に過ごすことのできる生活の場を提供します。

事 業 内 容

対象児童は、当該放課GO→クラブがある小学校に在籍又は、当該放課GO→クラブがある小学校区域内に在住する1年生から6年生までの児童です。

在籍期間は、入会後から当該年度の年度末までです。

利用時間は次のとおりです。

(1) 放課GO→

平日は放課後から午後5時まで、夏休み等の学校が休みの日は午前9時から午後5時までです。

(2) 学童クラブ

平日は放課後から午後7時まで、土曜日は午前8時から午後5時まで、夏休み等の学校が休みの日は午前8時から午後7時までです。

根拠法令等

港区放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

港区放課GO→クラブ実施要綱

補助金名等

子ども・子育て支援交付金

東京都放課後子供教室推進事業費補助金

開 始 時 期

平成21年4月1日

定員及び利用状況

平成30年4月1日現在（単位：人）

地区	放課GO→クラブ名	学童クラブ 定員	学童クラブ 登録児童数	放課GO→登録児童数
芝	放課GO→クラブおなりもん	35	35	108
	放課GO→クラブしば	180	139	36
	放課GO→クラブあかばね	30	30	174
麻布	放課GO→クラブあざぶ	36	36	86
	放課GO→クラブなんざん	70	54	56
	放課GO→クラブほんむら	52	35	36
	放課GO→クラブこうがい	100	84	105
赤坂	放課GO→クラブひがしまち	25	25	103
	放課GO→クラブあかさか	30	31	179
	放課GO→クラブあおやま	40	41	118
高輪	放課GO→クラブせいなん	120	109	116
	放課GO→クラブしろかね	40	40	152
	放課GO→クラブしろかねのおか	80	80	133
芝浦港南	放課GO→クラブしばうら	30	30	210
	放課GO→クラブこうなん	40	41	96
合 計		908	810	1,708

※放課GO→のうち学童クラブ事業を付加したものを、放課GO→クラブとして、5地区の総合支所管内で実施しています。

学童クラブ児童見守りシステム	所管課	各総合支所管理課
		子ども家庭課

目 的

児童の放課後等の安全・安心の確保のため

事 業 内 容

学童クラブに登録している児童を対象に、当該システムの利用申込みをした児童が、学童クラブに入退室した日時をその保護者の携帯電話等に電子メールで知らせるシステムです。

根拠法令等

港区学童クラブ児童見守りシステム事業実施要綱

補助金名等

東京都子供家庭支援区市町村包括補助事業補助金

開 始 時 期

平成28年 7 月

実 績 表

各年度 4 月 25 日 現在 (単位 : 人)

年 度	28	29	30
利用者数	1,265	2,553	2,949

※平成28年度は、7月25日現在の数値です。

児童施設災害時等緊急メール配信サービス

所管課

子ども家庭課

目 的

東日本大震災の教訓を踏まえ、災害時における通信手段を複数確保し、児童・保護者の安否確認や緊急連絡体制を強化することを目的とします。

事 業 内 容

(1) 概 要

災害時や緊急時に、あらかじめ登録した保護者のメールアドレスに、区又は各施設から安否情報や緊急情報を配信するとともに、登録者に対してアンケート形式で返信を求めることで、区や各施設において「迎えの可否」等を確認します。

(2) 対 象

以下の施設を利用する園児・児童の保護者

- ・ 区立保育園
- ・ 港区保育室
- ・ 児童館
- ・ 放課GO→クラブ
- ・ 一時預かり事業
- ・ 認定こども園
- ・ 認証保育所
- ・ 子ども中高生プラザ
- ・ 学童クラブ
- ・ 病児・病後児保育室 等
- ・ 私立保育園
- ・ 小規模保育事業所
- ・ 児童高齢者交流プラザ
- ・ 子育てひろば

開 始 時 期

平成24年5月21日（システム稼働開始日）

実 績 表

(単位：件)

年度	25	26	27	28	29
登録アドレス数	4,351	5,225	6,260	7,145	7,851

※アドレス数は、3月31日にアドレスを一斉削除する前の件数です。

高齢者世帯等防災用品あっせん事業（妊産婦）

所管課

子ども家庭課・高齢者支援課
・障害者福祉課

目 的

ひとり暮らしの高齢者、ひとり暮らしの重度障害者、妊産婦等を対象に、防災用品の購入をあっせんすることにより、災害時に支援を必要とする高齢者世帯等の生活の安全を確保し、もって福祉の増進を図ります。

事 業 内 容

(1) 内 容

防災用品を自身で準備することが困難なひとり暮らしの高齢者、ひとり暮らしの重度障害者、妊産婦等に防災用品の購入をあっせんします。

(2) 対 象

区内に住所を有する在宅の人であって、次の①～④のいずれかに該当する人

- ① 65歳以上のひとり暮らし高齢者又は高齢者のみの世帯の人
- ② 65歳未満で次のアからウのいずれかに該当するひとり暮らしの人又はアからウに該当する人のみで構成される世帯の人
 - ア 身体障害者手帳1～3級を有する人
 - イ 愛の手帳1・2度を有する人
 - ウ 精神障害者保健福祉手帳1級を有する人
- ③ 母子健康手帳を発行された妊婦又は出産した月から1年後の月の前月末日までの産婦
- ④ 高齢者、②アからウまでに掲げる人及び③に掲げる人のみの世帯の人

(3) あっせんの回数

1世帯につき1回限り

根拠法令等

港区高齢者世帯等防災用品あっせん事業実施要綱

開 始 時 期

平成24年9月

実 績 表

申 請 者 数

(単位：人)

年度	25	26	27	28	29
高 齢 者	95	133	182	238	145
障 害 者	13	7	4	5	0
妊 産 婦	36	18	16	17	14

港区子ども・子育て会議

所管課

—
子ども家庭課

目 的

港区における子ども・子育て支援に関する施策の推進を図るため、子ども・子育て支援法の規定に基づき設置した区長の付属機関です。

事 業 内 容

港区子ども・子育て支援事業計画や特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用定員を定めようとするときに、区長に意見を述べます。また、子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況について、区長の諮問に応じ、調査審議し、答申を行います。

根拠法令等

子ども・子育て支援法
港区子ども・子育て会議条例

開 始 時 期

平成25年9月（第1回開催）

実 績 表

(単位：回)

年度	25	26	27	28	29
区分					
開催回数	4	5	3	5	6

マッチング事業	所管課	—
		子ども家庭課

目 的

民間事業者による保育施設整備を促進し、待機児童の解消を図ります。

事 業 内 容

区が民間事業者から保育施設整備に適した物件（土地・建物）を公募し、実際に保育施設整備が可能かどうか法令チェックを行った上で、保育施設に適した物件を探している運営事業者に紹介します。

開 始 時 期

平成29年4月

実 績 表

(単位：件)

年 度	29
運営事業者登録数	26
マッチング件数	2

児童手当・特例給付	所管課	各総合支所区民課
		子ども家庭課

目 的

児童を養育している人に児童手当等を支給することにより、家庭等における生活の安定に役立てるとともに、次代の社会を担う児童の健全な育成及び資質の向上を図ります。

事 業 内 容

(1) 対 象 者

15歳に達する日以後の最初の3月31日までの児童を養育している人

(2) 手 当 額 (児童1人当たりの月額)

平成30年4月現在

区分	所得制限内の 場合	所得制限を 越える場合
0～3歳未満まで(一律)	15,000円	5,000円
3歳～小学校修了までの第1子及び第2子	10,000円	
3歳～小学校修了までの第3子以降	15,000円	
中学生(一律)	10,000円	

所 得 限 度 額 表

扶養親族等の数(人)	0	1	2	3	1人増す毎に加算
所得限度額(千円)	6,220	6,600	6,980	7,360	380

根拠法令等

児童手当法

補助金名等

児童手当交付金、児童手当等都負担金

開 始 時 期

平成24年4月1日

実 績 表

区分 \ 年度	25	26	27	28	29
受給者数(人)	18,371	19,740	20,656	21,533	22,310
受給対象児童数(人)	26,884	28,458	29,901	31,385	32,753
支給額(千円)	2,636,315	2,739,470	2,869,445	2,989,860	3,100,355

※対象児童数、受給者数には施設等受給資格者も含まれます。

児童扶養手当	所管課	各総合支所区民課
		子ども家庭課

目 的

ひとり親家庭等の生活の安定と自立の促進を支援し、児童の福祉の増進を図ります。

事 業 内 容

(1) 対 象 者

18歳に達する日以後の最初の3月31日までの児童（心身に中度以上の障害のある場合は20歳未満）を養育する父若しくは母又は児童を養育する人（児童に父又は母がいないか、父又は母が養育をしていない場合）で、児童が次の要件に該当し、かつ前年（1月から7月までの月分の手当については前々年中）中の所得が所得限度額未満の人

- ① 父母が離婚している
- ② 父又は母が死亡している
- ③ 父又は母が重度の障害を有する（身体障害者手帳1・2級程度、愛の手帳1・2度程度、重度の精神障害）
- ④ 父又は母が生死不明である
- ⑤ 父又は母に1年以上遺棄されている
- ⑥ 父又は母がDV保護命令を受けている
- ⑦ 父又は母が法令により1年以上拘禁されている
- ⑧ 婚姻（事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む）によらない出生

所得限度額表

平成30年8月現在

扶養親族等の数(人)		0	1	2	3	4	5	1人増す毎に加算
所得限度額 (千円)	全部支給	490	870	1,250	1,630	2,010	2,390	380
	一部支給	1,920	2,300	2,680	3,060	3,440	3,820	380

(2) 手 当 額 (月額)

平成30年4月現在

児童数	1人の場合	2人の場合	1人増す毎に加算
全 部 支 給 (円)	42,500	10,040加算	6,020
一 部 支 給 (円)	42,490～10,030	10,030～5,020加算	6,010～3,010

※所得に応じて10円刻みで変動

※平成24年4月から、手当額は毎年物価スライドにより改定されています。

※平成22年8月から、児童扶養手当法の一部改正により、父子家庭にも制度が拡大されました。

※平成28年8月から、第2子以降の加算額が改定されました。

※平成30年8月から、全部支給の所得限度額が改定されました。

根拠法令等

児童扶養手当法

補助金名等

児童扶養手当給付費国庫負担金

開 始 時 期

昭和37年1月1日

実績表

手当支給状況

年 度		25	26	27	28	29
受 給 者 (人)	全部支給	680	655	625	602	549
	一部支給	453	453	464	484	474
	計	1,133	1,108	1,089	1,086	1,023
手 当 月 額(円) 児童1人の場合	全部支給	41,140	41,020	42,000	42,330	42,290
	一部支給	41,130～ 9,710	41,010～ 9,680	41,990～ 9,910	42,320～ 9,990	42,280～ 9,980

※手当月額は各年度3月31日現在の金額です。

支払総額の推移

年 度	25	26	27	28	29
全 部 支 給 (円)	342,420,420	331,516,460	328,165,530	313,307,260	312,688,450
一 部 支 給 (円)	151,808,510	156,237,100	159,755,030	165,748,530	171,022,480
計 (円)	494,228,930	487,753,560	487,920,560	479,055,790	483,710,930

特別児童扶養手当

所管課

各総合支所区民課

子ども家庭課

目 的

精神又は身体に障害のある児童の福祉の増進を図ります。

事 業 内 容

(1) 対 象 者

20歳未満の障害児を養育する父若しくは母又は児童を養育する人（児童に父母がいないか、父母が養育をしていない場合）で、児童が次の要件に該当し、かつ前年（1月から7月までの月分の手当については前々年）中の所得が所得限度額未満の人

- ① 「愛の手帳」 1・2・3度程度
- ② 「身体障害者手帳」 1・2・3級程度及び一部4級（下肢の一部のみ）程度
- ③ 長期間安静を要する病状、重度の内部障害又は重度の精神障害により日常生活に著しい制限を受ける児童

※障害の程度により「重度」「中度」に認定が分かれる（所定の診断書により認められる程度）

所 得 限 度 額 表

扶養親族等の数(人)	0	1	2	3	4	5	1人増す毎に加算
所得限度額(千円)	4,596	4,976	5,356	5,736	6,116	6,496	380

(2) 手 当 額（月額）（平成30年4月現在）

特児等級1級 児童1人につき 51,700円

特児等級2級 児童1人につき 34,430円

※平成24年4月から、手当額は毎年物価スライドにより改定されています。

根拠法令等

特別児童扶養手当等の支給に関する法律

補助金名等

特別児童扶養手当事務取扱交付金（受給者数等に基づく算定額を国が負担）

開 始 時 期

昭和37年9月1日

実 績 表

支 給 状 況

年 度		25	26	27	28	29
受 給 者(人)		122	115	126	128	124
手 当 月 額(円) 児童1人の場合	重度	50,050	49,900	51,100	51,500	51,450
	中度	33,330	33,230	34,030	34,300	34,270

※手当は東京都が支給するため、区の実績はなし。

児童育成手当（育成手当）

所管課

各総合支所区民課

子ども家庭課

目 的

手当を支給することにより、ひとり親家庭の児童の福祉増進を図り心身の健やかな成長に役立てます。

事 業 内 容

(1) 対 象 者

18歳に達する日以後の最初の3月31日までの児童を扶養する父若しくは母又は父母に扶養されていない児童を扶養する人で、児童が次の要件に該当し、かつ前年（1月から5月までの月分の手当については前々年）中の所得が所得限度額未満の人

- ① 父母が離婚している
- ② 父又は母が死亡している
- ③ 父又は母が重度の障害を有する（身体障害者手帳1・2級程度、愛の手帳1・2度程度、重度の精神障害）
- ④ 父又は母が生死不明である
- ⑤ 父又は母に1年以上遺棄されている
- ⑥ 父又は母がDV保護命令を受けている
- ⑦ 父又は母が法令により1年以上拘禁されている
- ⑧ 婚姻（事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む）によらない出生

所 得 限 度 額 表

扶養親族等の数(人)	0	1	2	3	4	5	1人増す毎に加算
所得限度額(千円)	3,604	3,984	4,364	4,744	5,124	5,504	380

(2) 手 当 額 (月額)

児童1人につき13,500円

根拠法令等

港区児童育成手当条例

開 始 時 期

昭和47年1月1日

実 績 表

支 給 状 況

年 度	25	26	27	28	29
受 給 者 数(人)	1,581	1,489	1,465	1,465	1,427(21)*
受給対象児童数(人)	1,959	1,960	1,946	1,936	1,891(21)*
手 当 月 額(円)	13,500	13,500	13,500	13,500	13,500
支 給 額(円)	318,775,500	316,888,000	311,755,500	304,195,500	303,179,000

※平成29年度から育成手当と障害手当の併給者数をカッコ書きするようにしました。

児童育成手当（障害手当）

所管課

各総合支所区民課

子ども家庭課

目 的

手当を支給することにより、障害のある児童の福祉増進を図ります。

事 業 内 容

(1) 対 象 者

20歳未満で障害のある児童を扶養する父若しくは母又は父母に扶養されていない児童を扶養する人で、児童が次の要件に該当し、かつ前年（1月から5月までの月分の手当については前々年）中の所得が所得限度額未満の人

- ① 「愛の手帳」 1・2・3度程度
- ② 「身体障害者手帳」 1・2級程度
- ③ 脳性マヒ又は進行性筋萎縮症

所 得 限 度 額 表

扶養親族等の数(人)	0	1	2	3	4	5	1人増す毎に加算
所得限度額(千円)	3,604	3,984	4,364	4,744	5,124	5,504	380

(2) 手 当 額（月額）

児童1人につき15,500円

根拠法令等

港区児童育成手当条例

開 始 時 期

昭和47年1月1日

実 績 表

支 給 状 況

年 度	25	26	27	28	29
受 給 者 数(人)	64	65	69	68	92(21)※
受給対象児童数(人)	111	99	105	98	95(21)※
手 当 月 額(円)	15,500	15,500	15,500	15,500	15,500
支 給 額(円)	18,367,500	18,026,500	18,042,000	18,584,500	17,794,000

※平成29年度から受給者数に育成手当と障害手当の併給者数も加算することにしました。

※平成29年度から育成手当と障害手当の併給者数をカッコ書きするようにしました。

子ども医療費助成	所管課	各総合支所区民課
		子ども家庭課

目 的

子どもの医療費の自己負担分を助成し、子どもの保健の向上と健やかな育成を図ります。

事 業 内 容

中学校3年生（15歳に達する日以後の最初の3月31日）までの子どもの医療費を助成します。

(1) 助成の対象者

次の要件に該当する中学校3年生（15歳に達する日以後の最初の3月31日）までの子どもを養育している人

- ① 保護者・子どもともに港区に住んでいること
- ② 日本の公的な健康保険に加入していること

(2) 助成の範囲

病院等で健康保険による診療を受けた時に支払う医療費の自己負担分（入院時の食事療養費を含む）を助成します。

根拠法令等

港区子ども医療費助成条例

開 始 時 期

平成5年1月1日（小学生の入院に係る医療費助成は平成16年4月1日から平成17年3月31日まで、小・中学生の通院及び入院に係る医療費助成は平成17年4月1日から開始）

実 績 表

① 乳幼児

区 分 \ 年 度	25	26	27	28	29
医療証受給者数(人)	15,400	16,222	17,180	17,933	18,562
医療費助成件数(件)	232,317	246,907	261,225	289,278	302,623
医療費助成額(円)	451,744,618	474,496,696	526,512,953	557,444,082	582,344,962

② 児 童

区 分 \ 年 度	25	26	27	28	29
医療証受給者数(人)	12,943	13,594	14,219	14,820	15,728
医療費助成件数(件)	151,667	162,533	171,816	193,332	196,913
医療費助成額(円)	369,035,065	401,858,449	425,150,815	471,457,626	471,256,565

ひとり親家庭等医療費助成

所管課

各総合支所区民課

子ども家庭課

目 的

ひとり親家庭等に医療費の一部を助成することにより、保健の向上と福祉の増進を図ります。

事 業 内 容

ひとり親家庭等の保護者と児童の医療費を助成します。

(1) 助成の対象者

次のいずれかの要件に該当し、健康保険に加入しているひとり親家庭等の父若しくは母又は養育者とその児童(18歳に達する日以後最初の3月31日まで(ただし、児童に障害がある場合は満20歳まで))で、かつ前々年の所得が所得限度額未満の人

- ① 父母が離婚している
- ② 父又は母が死亡している
- ③ 父又は母が重度の障害を有する(身体障害者手帳1・2級程度、愛の手帳1・2度程度、重度の精神障害)
- ④ 父又は母が生死不明である
- ⑤ 父又は母に1年以上遺棄されている
- ⑥ 父又は母がDV保護命令を受けている
- ⑦ 父又は母が法令により1年以上拘禁されている
- ⑧ 婚姻(事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む)によらない出生

所 得 限 度 額 表

扶養親族等の数(人)	0	1	2	3	4	5	1人増す毎に加算
所得限度額(千円)	1,920	2,300	2,680	3,060	3,440	3,820	380

(2) 助成の範囲

病院等で健康保険による診療を受けた時に、支払う医療費の自己負担分(入院時の食事療養費は除く)を助成します。

(ただし、平成13年1月から住民税課税世帯は一部負担金が導入されました)

根拠法令等

港区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例

開 始 時 期

平成2年4月1日

実 績 表

区 分 \ 年 度	25	26	27	28	29
医療証受給世帯数(世帯)	1,104	1,069	1,061	1,028	985
医療費助成額(円)	55,656,331	57,270,819	58,918,846	58,372,252	59,391,017

出産費用助成	所管課	各総合支所区民課
		子ども家庭課

目 的

子どもの出産に係る費用の一部を負担することにより、子育てする家庭の経済的負担を軽減し、子どもを産み育てやすい環境を整備します。

事 業 内 容

(1) 助成の対象者

子どもを出産した保護者で次の全ての要件に該当する人（所得制限なし）

- ・保護者が出産した日以前から出産後も港区に住所があり、申請日において引き続き1年以上港区に居住していること
- ・生まれてきた子どもも誕生日から港区に住所があり、保護者と同居していること
- ・母が日本の公的な健康保険に加入していること

※平成26年4月1日から支給対象要件が変わり、平成26年10月1日申請分から適用しています。

(2) 助成の範囲

出産に係る分娩費及び入院費等60万円を限度としてその額から出産育児一時金等を差し引いた額を助成します。（限度額 平成18年4月～平成20年12月 50万円、平成21年1月～3月 53万円、平成21年4月以降 60万円）

根拠法令等

港区出産費用助成事業実施要綱

開 始 時 期

平成18年4月1日

実 績 表

区 分 \ 年 度	25	26	27	28	29
決定者数(人)	2,144	2,230	2,407	2,483	2,389
受給者数(人)	2,072	2,192	2,315	2,434	2,357
支払助成額(円)	287,405,772	306,270,998	321,151,326	345,038,889	338,823,576

※決定者数と受給者数が異なっているのは出産費用が出産育児一時金等を下回るなどの理由により支給実績がないことによります。

コミュニティバス乗車券の発行

所管課

各総合支所区民課

子ども家庭課

目 的

妊産婦等に対し、乗車券を発行し、乗車運賃を助成することにより、社会参加の機会を増やし、福祉の向上を図ります。

事 業 内 容

児童扶養手当受給者、ひとり親家庭等医療費助成受給者、妊産婦に港区コミュニティバスの乗車券を無料で発行します。

平成29年度から、対象を3歳未満の子どもがいる、区が定める所得基準内(※)の世帯に拡大しました。

※ 所得限度額表

扶養親族等人数	所 得 基 準
0 人	世帯の生計を維持する保護者の所得額が、192万円未満
1 人	世帯の生計を維持する保護者の所得額が、230万円未満
2人以上	世帯の生計を維持する保護者の所得額が、230万円に扶養親族等のうち1人を除いた扶養親族等又は児童1人につき38万円を加算した額未満

根拠法令等

港区コミュニティバス乗車券の発行及び利用助成要綱

開 始 時 期

平成16年10月

実 績 表

発 行 の 状 況

(単位：枚)

区 分 \ 年 度	25	26	27	28	29
児童扶養手当受給者等	871	898	938	862	836
妊 産 婦	5,825	6,167	6,228	6,146	5,871
3 歳 未 満 児					872

都営交通の無料乗車券の交付

所管課

各総合支所区民課

子ども家庭課

目 的

ひとり親家庭等の生活の安定と自立の促進を支援し、福祉の向上を図ります。

事 業 内 容

児童扶養手当受給世帯に、都営のバス・地下鉄・電車等の無料乗車券を交付します。

有 効 期 間

児童扶養手当受給世帯等は1年間

根拠法令等

東京都都営交通無料乗車券発行規程

開 始 時 期

昭和42年10月

実 績 表

交 付 の 状 況

(単位：枚)

区 分		年 度				
		25	26	27	28	29
児 童 扶 養 手 当 受 給 世 帯	無 料 乗 車 券 交 付 枚 数	961	970	1,003	968	885

家庭福祉相談

所管課

—
子ども家庭課

目 的

家庭内で発生する様々な問題に対し、専門的な知識を有する家庭相談員が家庭生活の健全化を図るための相談を行います。

事 業 内 容

相談、関係機関の情報紹介等

根拠法令等

港区家庭相談実施要綱

開 始 時 期

昭和59年4月1日

実 績 表

相 談 の 状 況

(単位：件)

区 分 \ 年 度	25	26	27	28	29
人 間 関 係	194	179	167	124	133
身 分 関 係	171	149	174	112	137
就 業	0	0	0	0	0
経 済	164	131	123	108	164
そ の 他	43	36	36	73	137
合 計	572	495	500	417	571

母子・父子福祉相談

所管課

子ども家庭課

目 的

母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づき、母子・父子自立支援員を配置し、自立に努める母子・父子家庭の母及び父並びに寡婦を援助し、併せて母子・父子家庭における児童の健やかな育成を支援します。

事 業 内 容

(1) 対 象

母子及び父子並びに寡婦

(2) 内 容

一般生活相談、資金貸付、親子ふれあい助成事業（平成28年度まで「ひとり親家庭休養ホーム」）

根拠法令等

母子及び父子並びに寡婦福祉法

開 始 時 期

昭和40年4月1日

実 績 表

相 談 の 状 況

(単位：件)

区 分 \ 年 度	25	26	27	28	29
生 活 一 般 (住 宅 を 含 む)	629	935	580	642	658
児 童	51	104	48	81	140
経 済 的 支 援 ・ 生 活 援 護	239	483	775	764	580
そ の 他 (母子生活支援施設・母子アパート等)	1,454	1,398	2,402	2,364	3,508
合 計	2,373	2,920	3,805	3,851	4,886

女性福祉相談	所管課	—
		子ども家庭課

目 的

社会生活を営むうえで、困難な問題を抱えている女性を対象に、必要な保護、援助を行います。

事 業 内 容

一般生活相談、資金貸付等

根拠法令等

売春防止法

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

開 始 時 期

昭和40年4月1日

実 績 表

相 談 の 状 況

(単位：件)

区 分 \ 年 度	25	26	27	28	29
福 祉 資 金 の 貸 付	3	0	0	1	0
施 設 入 所	4	0	0	0	0
就 業	10	1	0	0	0
結 婚	4	0	2	0	0
家 庭 へ 帰 宅	4	3	6	7	0
福 祉 事 務 所 へ 移 送	6	6	4	1	1
婦 人 相 談 所 へ 移 送	1	0	0	0	0
他 府 県 の 婦 人 相 談 所	1	0	0	0	0
そ の 他 関 係 施 設 へ 移 送	56	2	1	4	2
指 導 助 言 の み	846	496	510	435	327
そ の 他	533	311	445	417	406
計	1,468	819	968	865	736

母子及び父子福祉資金の貸付	所管課	—
		子ども家庭課

目 的

母子・父子家庭の母又は父と子が、経済的に自立して安定した生活を送るために必要とする資金の貸付を行います。

事 業 内 容

(1) 貸付対象

都内に6か月以上居住し、現に港区内に住所のある母子・父子家庭の母又は父で、20歳未満の子を扶養している人

(2) 貸付金の種類

事業開始資金ほか全12種類（貸付の状況参照）

根拠法令等

母子及び父子並びに寡婦福祉法

東京都母子及び父子福祉資金貸付条例（平成12年度から特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例）

開 始 時 期

昭和28年4月1日

関係発行物

パンフレット

実 績 表

貸 付 の 状 況

（貸付額単位：円）

区 分	25		26		27		28		29	
	件数	貸付額	件数	貸付額	件数	貸付額	件数	貸付額	件数	貸付額
事業開始資金（限度額・4,290千円）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
事業継続資金（限度額・1,430千円）	1	1,000,000	0	0	0	0	0	0	0	0
技能習得資金（限度額・月額68千円）	1	816,000	1	408,000	0	0	0	0	0	0
修業資金（限度額・月額68千円）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
就職支度資金（限度額・100千円）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
医療介護資金（限度額・500千円）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
生活資金（限度額・月額141千円）	9	4,614,000	4	1,639,000	0	0	0	0	0	0
住宅資金（限度額・2,000千円）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
転宅資金（限度額・260千円）	4	890,000	1	260,000	0	0	0	0	0	0
結婚資金（限度額・300千円）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
修学資金（限度額・月額27～96千円）	147	83,968,400	116	73,634,040	172	67,600,320	114	44,931,860	33	23,425,760
就学支度資金（限度額・590千円）	34	14,010,800	10	4,342,000	4	1,580,000	1	125,000	0	0
計	196	105,299,200	132	80,283,040	176	69,180,320	115	45,056,860	33	23,425,760

女性福祉資金の貸付

所管課

子ども家庭課

目 的

寡婦・未婚女性などの配偶者のない女性や、要保護女性に各種資金の貸付を行い、経済的自立と生活意欲の助長を図ります。

事 業 内 容

(1) 貸付対象

- ① 都内に6か月以上居住し、現に港区内に住所のある配偶者のいない女性で、
 - ア 親・子・兄弟姉妹を扶養している人
 - イ 親・子・兄弟姉妹を扶養していない20歳以上で、年間所得が3,580千円以下の人
- ② 港区内に居住する援護、指導を必要とする女性

(2) 貸付金の種類

事業開始資金ほか全11種類（貸付の状況参照）

根拠法令等

港区女性福祉資金貸付条例

開 始 時 期

昭和45年4月1日

関係発行物

パンフレット

実 績 表

貸 付 の 状 況

(貸付額単位：千円)

区 分	25		26		27		28		29	
	件数	貸付額	件数	貸付額	件数	貸付額	件数	貸付額	件数	貸付額
事業開始資金（限度額・2,830千円）	1	1,000	0	0	0	0	0	0	0	0
事業継続資金（限度額・1,420千円）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
技能習得資金（限度額・月額50千円）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
就職支度金（限度額・100千円）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
住宅資金（限度額・2,000千円）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
転宅資金（限度額・260千円）	3	780	0	0	0	0	0	0	0	0
療養資金（限度額・480千円）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
生活資金（限度額・月額141千円）	2	282	2	282	0	0	0	0	0	0
結婚資金（限度額・300千円）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
修学資金（限度額・月額18～96千円）	26	12,431	15	7,464	7	3,870	4	1,752	4	1,944
就学支度資金（限度額・590千円）	2	906	0	0	0	0	0	0	0	0
計	34	15,399	17	7,746	7	3,870	4	1,752	4	1,944

※貸付限度額は、平成27年度の限度額

母子生活支援施設

所管課

—
子ども家庭課

目 的

住宅・育児・就労など様々な問題を抱える母子家庭を母子生活支援施設において保護するとともに、世帯の自立に向け、母への就労指導や子どもの保育、公営住宅入居の情報提供などを行い、支援します。

事 業 内 容

(1) 対 象

配偶者のいない女性、又はこれに準ずる事情にある女性で、その養育している児童が生活上の問題を抱えているなどの理由により十分な養育ができない人

(2) 援護内容

居室の提供、母子指導員による生活指導等

(3) 費 用

費用徴収基準額表により負担

根拠法令等

児童福祉法

港区児童福祉法施行細則

補助金名等

児童福祉法による入所施設措置費等国庫負担金

児童福祉法による母子生活支援措置費等都負担金

開 始 時 期

昭和37年10月1日

実 績 表

入 所 の 状 況

年 度 区 分	25		26		27		28		29	
	世帯数	人員	世帯数	人員	世帯数	人員	世帯数	人員	世帯数	人員
入 所 数	21(4)	48	26(5)	60	17(0)	39	13(2)	30	7(0)	16

※()内は新規入所措置数で内数

入院助産	所管課	—
		子ども家庭課

目 的

入院して出産することが保健上必要であるにも関わらず、経済的理由により入院できない状況にある妊産婦を対象に、指定助産施設で助産を行います。

事 業 内 容

(1) 対 象

- ① 生活保護・非課税世帯
- ② 前年分所得税額が年8,400円以下の世帯。ただし、住民税課税世帯で健康保険等の出産一時金が404,000円以上の人を除く。

(2) 援護内容

分娩の介助、前後の処置及び看護

(3) 費 用

費用徴収基準額表により負担

根拠法令等

児童福祉法
港区児童福祉法施行細則

補助金名等

児童福祉法による入所施設措置費等国庫負担金
児童福祉法による入院助産措置費都負担金

開 始 時 期

昭和40年4月1日

実 績 表

申 請 の 状 況 (単位：人)

年度 区分	25		26		27		28		29	
	都立病院	その他	都立病院	その他	都立病院	その他	都立病院	その他	都立病院	その他
人 員	2(2)	5(5)	0(0)	0(0)	1(1)	2(0)	1(1)	1(1)	1(1)	1(1)

※()内は入所措置数で内数

ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金事業

所管課

子ども家庭課

目 的

ひとり親家庭の父又は母に、ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金を支給し、就業や能力開発につなげるにより、経済的自立を支援します。

事 業 内 容

ひとり親家庭の父又は母が、就労する際に必要な対象講座を受講した場合に経費の一部を支給します。

(1) 対 象 者

港区内に住所を有し、児童扶養手当を受給しているか同様の所得水準にあるひとり親家庭の父又は母

(2) 対象講座

- ・雇用保険制度の指定教育訓練講座
- ・国から指定された就業に結びつく可能性の高い講座

(3) 支 給 額

教育訓練講座の受講のために支払った経費の60/100
8,000円以上で200,000円を限度とする。

根拠法令等

母子及び父子並びに寡婦福祉法

港区ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金事業実施要綱

補助金名等

母子家庭等対策総合支援事業費国庫補助金

開 始 時 期

平成16年4月1日

実 績 表

年度	25	26	27	28	29
区 分					
件 数 (件)	3	1	2	1	2
支給額 (円)	115,460	31,920	84,064	173,145	264,450

ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金等事業

所管課

子ども家庭課

目 的

ひとり親家庭の父又は母を対象に、ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金を支給することにより、修業訓練中における生活の負担軽減を図るとともに、資格を取得し、経済的に自立できるよう支援します。

事 業 内 容

ひとり親家庭の父又は母が、対象資格の取得のため1年以上の養成機関に修学する場合、高等職業訓練促進給付金を支給します。

(1) 対 象 者

港区内に住所を有し、児童扶養手当を受給しているか同様の所得水準にあるひとり親家庭の父又は母

(2) 対象資格

- ・ 看護師
- ・ 介護福祉士
- ・ 保育士
- ・ 理学療法士
- ・ 作業療法士 等
- ・ 保健師
- ・ 助産師
- ・ 理容師
- ・ 美容師

(3) 支 給 額

月額100,000円

支給期間は3年間が上限

根拠法令等

母子及び父子並びに寡婦福祉法

港区ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金等事業実施要綱

補助金名等

母子家庭等対策総合支援事業費国庫補助金

開 始 時 期

平成16年4月1日

実 績 表

年度	25	26	27	28	29
区 分					
件 数 (件)	7	3	2	2	5
支給額 (円)	7,850,000	2,100,000	2,450,000	2,300,000	4,800,000

ひとり親家庭就労支援事業	所管課	—
		子ども家庭課

目 的

ひとり親家庭で児童扶養手当の支給を受けている人又は児童扶養手当受給者と同等の所得水準にある人等を対象に、産業カウンセラーの資格を有する就労支援員による就労支援を行い、経済的自立を目指します。

事 業 内 容

就労支援員が、キャリア・カウンセリングの手法で面接を実施し、求職情報、区の制度、ハローワークの制度等を情報提供し、就労支援を行います。また、就労経験の少ない人には、履歴書の書き方や面接の受け方などの指導を行います。

根拠法令等

母子及び父子並びに寡婦福祉法

港区ひとり親家庭就労支援事業実施要綱

開 始 時 期

平成18年4月1日

実 績 表

(単位：件)

年度 区分	25	26	27	28	29
支 援 件 数	0	0	3	4	0
就 労 決 定	0	0	2	0	0

親子ふれあい助成事業

所管課

各総合支所区民課

子ども家庭課

目 的

ひとり親家庭または区で定めた基準所得内の両親家庭の親子を対象にレクリエーションにふさわしい日帰り施設を指定し、無料又は低額な料金で利用できるようにすることにより、子どもの心の成長を促し、健全育成を目的とします。

事 業 内 容

(1) 対 象

- ・区内に住所を有する、母子及び父子家庭の保護者と児童
 - ・区内に住所を有する、基準所得（別表1）内の世帯の保護者と児童
- ※児童は、利用申請年度内に中学生以下である児童

(2) 内 容（平成30年度の内容）

遊園施設 10施設

年度内、1人2回まで補助

別表1 基準所得

世帯の主たる生計者（所得の高い人）	
扶養親族数（人）	所得限度額
0	192万円未満
1	230万円未満
2	268万円未満
3	306万円未満
4	344万円未満
1人増す毎の加算額	38万円

根拠法令等

港区親子ふれあい助成事業実施要綱

開 始 時 期

平成29年4月1日

本事業は、平成28年度まで「ひとり親家庭休養ホーム事業」としてひとり親家庭を対象に実施していましたが、平成29年度より、港区子どもの未来応援施策の1事業として、区で定めた所得内の両親家庭にまで対象を広げ、実施するものです。

実 績 表

親子ふれあい助成事業（旧ひとり親家庭休養ホーム事業）交付状況（単位：枚）

年度	25	26	27	28	29
区分					
宿泊施設	170(3)	178(3)	129(2)		
遊園施設	2,604(3)	2,397(3)	2,188(4)	2,229(6)	9,050(7)
計	2,774	2,575	2,317	2,229	9,050

()内は施設数

※平成28年度より宿泊施設廃止

ひとり親家庭ホームヘルプサービス

所管課

子ども家庭課

目 的

小学生以下の児童のいるひとり親家庭の親や子が、一時的な傷病などで育児や家事等の日常生活に支障がある場合に、ホームヘルパーやベビーシッターを派遣して生活の安定を図ります。

事 業 内 容

(1) 派遣回数

月12回以内

(2) 派遣時間

1日1回4時間以内。1時間単位で派遣（午前7時から午後10時の間）

(3) 費用負担

親の前年の所得により、1時間につき0円～1,290円

根拠法令等

港区ひとり親家庭ホームヘルプサービス事業運営要綱

開 始 時 期

昭和57年度

関係発行物

パンフレット

実 績 表

派 遣 状 況

年 度	25	26	27	28	29
区 分					
利用回数(回)	7,453	6,836	5,144	4,878	4,927
登録世帯数(世帯)	133	141	114	121	102

※従前、延世帯数と表記していたものを、利用回数に改めました。

母子等緊急一時保護事業

所管課

—
子ども家庭課

目 的

緊急に保護を必要とする母子及び女性等が、適当な施設に入所できない場合、指定施設で一時的な保護を実施します。適切な処遇が講ぜられるまでの間、必要な相談及び支援を行います。

事 業 内 容

(1) 対 象

区内在住又は区内に避難してきた母子及び女性等で、緊急に保護を必要とする人

(2) 使 用 料

無料（有料の場合あり）

根拠法令等

児童福祉法

港区母子等緊急一時保護事業実施要綱

補助金名等

東京都ひとり親家庭総合支援事業補助金

開 始 時 期

平成7年4月1日

実 績 表

入 所 の 状 況

年 度 区 分	25		26		27		28		29	
	世帯数	人員	世帯数	人員	世帯数	人員	世帯数	人員	世帯数	人員
保 護 数	44	83	22	45	13	22	17	29	7	15

D V 被害者同行支援事業

所管課

子ども家庭課

目 的

配偶者等から暴力を受けた被害者が、保護の状態から生活再建のために行動する際に、専門知識を持つ相談員が心理的サポートを行うとともに、本人が希望する機関へ同行し、自立した社会生活ができるよう支援します。

事 業 内 容

配偶者等から暴力を受けて、一時保護されている人で、精神的ダメージが回復せず、自力で生活再建のための行動に移ることが難しい人に面接1回、同行支援3回まで行います。

面接を行い、必要な支援を整理・調整し、アパート探し、就職探し、弁護士事務所、裁判所、病院受診などに同行し支援します。

根拠法令等

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律
港区D V 被害者同行支援事業実施要綱

開 始 時 期

平成18年4月1日

実 績 表

年度	25	26	27	28	29
区分					
支 援 数 (人)	12	11	6	3	1
同行回数 (回)	37	20	11	10	2

ひとり親家庭民間住宅あっせん事業

所管課

—
子ども家庭課

目 的

住宅に困窮するひとり親家庭に、社団法人東京都宅地建物取引業協会港区支部等の協力を得て、民間賃貸住宅のあっせんをすることにより、良好な居住環境の確保を図ります。

事 業 内 容

(1) 対 象

港区内に住所を有し、18歳未満の児童を扶養するひとり親家庭で、次の要件を満たす人

- ① 港区内の民間賃貸住宅に居住し、契約期間内に立ち退きを要求されていること。または保安上危険若しくは保健衛生上劣悪な住宅に居住していること
- ② 転居先が港区内の民間賃貸住宅であること

(2) 助 成 (所得制限以下の人が対象)

次の①及び②の実際に要した額 (限度額あり)

- ① 礼金相当額 (月額家賃の2倍以内)
- ② 仲介手数料相当額 (月額家賃の1か月分以内)

(3) 債務保証

連帯保証人となる親族がない場合、区と協定を結ぶ法人を保証人とすることができます。初回保証委託料に限り、助成します (限度額あり)。

根拠法令等

港区高齢者等民間住宅あっせん事業実施要綱

開 始 時 期

平成4年4月1日

実 績 表

あ っ せ ん の 状 況

(単位：件)

年 度	25	26	27	28	29
区 分					
あっせん件数	0	0	0	0	0
成 立 件 数	0	0	0	0	0

成人の日記念のつどい	所管課	—
		子ども家庭課

目 的

成人という節目のときを迎えた青年を祝い励ますことにより、明日を担う「おとな」としての自覚と責任感を持つ若者を育成します。

事 業 内 容

第一部は式典、第二部は懇談と実行委員会（公募新成人、青少年委員等）が企画・運営する催し物を実施します。実行委員形式は、昭和52年度から実施しています。

開 始 時 期

昭和28年 1 月

実 績 表

年 度	25	26	27	28	29	
開 催 日	26.1.13(月・祝)	27.1.12(月・祝)	28.1.11(月・祝)	29.1.9(月・祝)	30.1.8(月・祝)	
時 間	12:00～14:00	12:00～14:00	12:00～14:00	12:00～14:00	12:00～14:00	
会 場	東京プリンスホテル	東京プリンスホテル	東京プリンスホテル	ザ・プリンス パークタワー東京	東京プリンスホテル	
対 象 者	H5.4.2～ H6.4.1生	H6.4.2～ H7.4.1生	H7.4.2～ H8.4.1生	H8.4.2～ H9.4.1生	H9.4.2～ H10.4.1生	
対象者数 (1月1日現在)	1,439人 (外国人102人を含む)	1,504人 (外国人117人を含む)	1,402人 (外国人118人を含む)	1,469人 (外国人129人を含む)	1,486人 (外国人129人を含む)	
参加者数	735人 (転出者116人を含む)	786人 (転出者135人を含む)	709人 (転出者154人を含む)	740人 (転出者134人を含む)	757人 (転出者128人を含む)	
参 加 率	51.1%	52.3%	50.6%	50.4%	50.9%	
メッセージ グッズ	オリジナル図書カード (500円券)	オリジナル図書カード (500円券)	オリジナル図書カード (500円券)	オリジナル タンブラー	オリジナル マグカップ	
テ ー マ	VOYAGER ～ 船・空の旅を する人 ～	Pioneer ～ 未来を切り 拓く者たち ～	Bloomer ～ 未来 さきゆく ～	飛翔 ～ 永遠に続け、 それぞれの道 ～	Chooser ～ 駆け抜ける、 人生 ～	
内 容	第 1 部	式辞:区長	式辞:区長	式辞:区長	式辞:区長	式辞:区長
		祝辞:議長	祝辞:議長	祝辞:議長	祝辞:議長	祝辞:議長
		新成人代表挨拶	新成人代表挨拶	新成人代表挨拶	新成人代表挨拶	新成人代表挨拶
	第 2 部	会食・懇談	会食・懇談	会食・懇談	会食・懇談	会食・懇談
		実行委員会企画: ビンゴゲーム	実行委員会企画: ビンゴゲーム	実行委員会企画: ビンゴゲーム	実行委員会企画: 抽選会	実行委員会企画: 億万長者ゲーム他
	そ の 他	行政のお知らせ スライド(7件)	行政のお知らせ スライド(7件)	行政のお知らせ スライド(11件)	行政のお知らせ スライド(8件)	行政のお知らせ スライド(8件)
		「めいすい君」と 記念撮影コーナー	「めいすい君」と 記念撮影コーナー	「めいすい君」と 記念撮影コーナー	「めいすい君」と 記念撮影コーナー	「めいすい君」と 記念撮影コーナー
		ありがとうポスト91枚	ありがとうポスト68枚	ありがとうポスト83枚	ありがとうポスト55枚	ありがとうポスト44枚
		着付け直しコーナー	着付け直しコーナー	着付け直しコーナー	着付け直しコーナー	着付け直しコーナー
		—	—	—	港区政70周年記念 記念誌配布	秋川雅史氏 お祝いの歌

子ども110番事業	所管課	—
		子ども家庭課

目 的

子ども110番事業とは、子どもが不審者等から追いかけられた場合に、子ども110番協力者が子どもを保護し、警察や保護者に通報して子どもの安全を図る仕組みです。区は協力者見舞金制度を設けることにより協力者を増やしやすくし、子どもの安全安心対策の向上を図ります。

事 業 内 容

区立小学校PTAと区が地域の個人・事業所に加入をお願いし、加入者には目印となる協力者シールを道路等から見える位置に貼っていただきます。

協力者が協力したことにより人的・物的被害を受けた場合は、区が加入する補償保険の約款に基づいて、見舞金を支給します。

区は区立小学校通学区域ごとの協力者マップを作成し、各区立小学校等に配布します。

根拠法令等

港区「子ども110番協力者」見舞金支給要綱

開 始 時 期

平成16年2月（協力者マップの作成・配布）

平成17年7月（見舞金支給制度）

実 績 表

(1) 年度別協力者数 平成30年3月現在（単位：件）

年 度	25	26	27	28	29
協 力 者 数	1,227	1,202	1,210	1,246	1,303

(2) 小学校区別協力者数 平成30年3月現在（単位：件）

小学校区	個人・事業所	区有施設	計	小学校区	個人・事業所	区有施設	計
御 成 門	153	13	166	麻 布	90	7	97
芝	53	2	55	南 山	68	2	70
赤 羽	60	5	65	本 村	20	5	25
芝 浦	57	11	68	筈	68	3	71
御 田	75	10	85	東 町	48	3	51
高 輪 台	51	9	60	赤 坂	94	8	102
白 金	34	5	39	青 山	51	11	62
白金の丘学園 白金の丘	120	8	128	青 南	55	5	60
港 南	44	11	55	お台場学園 港 陽	39	5	44
				合 計	1,180	123	1,303

遊び場対策本部運営

所管課

—
子ども家庭課

目 的

青少年の健全な育成のための子どもの遊び場に関する総合施策の推進を図ります。

事 業 内 容

区内にある遊び場及び遊び場の対象となる遊休地の活用について決定します。

遊び場の対象となる遊休地は、原則として土地面積が概ね100㎡以上、活用できる期間が1年以上のものです。

遊 び 場 一 覧

平成30年4月現在

名 称	所 在 地	面 積	開 設 年 月 日
久国神社境内遊び場	六本木二丁目1番	341㎡	昭和 42. 2. 1
氷川神社境内遊び場	赤坂六丁目10番	284㎡	昭和 44. 4. 1
白金台三丁目遊び場	白金台三丁目12番	1,416㎡	昭和 45. 9. 20
夕風橋際遊び場	芝浦四丁目20番先	1,360.52㎡	昭和 46. 3. 31
承教寺前遊び場	高輪二丁目4番先	40㎡	昭和 46. 8. 19
浜松町二丁目遊び場	浜松町二丁目3番	1,827㎡	昭和 48. 1. 1
日東坂下遊び場	白金台五丁目11番先	236㎡	昭和 48. 1. 5
白金台緑の遊び場	白金台三丁目7番	878㎡	昭和 50. 1. 31
高輪台遊び場	高輪三丁目9番	527㎡	昭和 50. 4. 1
港南三丁目遊び場	港南三丁目2番	3,002㎡	昭和 50. 9. 6
永坂上遊び場	六本木五丁目18番先	98㎡	昭和 51. 4. 1

根拠法令等

港区遊び場対策本部設置要綱

開 始 時 期

昭和41年10月

みなとキャンプ村	所管課	各総合支所協働推進課
		子ども家庭課

目 的

青少年が自然に親しむ機会と野外活動の体験を通して、自主性・協調性・創造性を養い、団体生活のマナーを学ぶ場として開設します。

事 業 内 容

青少年対策地区委員会と区の共催で実施します。

区が夏休みの一定期間（2泊3日の2ローテーション）のキャンプ場と青少年対策地区委員会ごとの往復バスを借り上げ、同行看護師依頼、寝具等の手配、食器・調理器具の貸し出し等を行います。

募集やプログラムは、各地区委員会のリーダーや育成者が企画・実施し、野外炊飯、川遊び、ハイキング、キャンプファイヤーや花火大会など、都会で普段は味わえない体験の機会を青少年に提供します。

開 始 時 期

昭和52年 8月

実 績 表

年 度		25	26	27	28	29
担 当 者 会 議		4/18(木)	4/17(木)	4/16 (木)	4/14(木)	4/19(水)
リ ー ダ ー 会 議		7/5(金)	7/3(木)	7/2 (木)	7/6(水)	7/5(水)
日 程 ・ 地 区 委 員 会	第 1 ロ ー テ ー シ ョ ン	8/10～12 (土～月)	8/9～11 (土～月)	8/8～10 (土～月)	8/13～15 (土～月)	8/12～14 (土～月)
		高 松地区 港 南地区 高 陵地区 赤 坂地区 青 山地区	御成門地区 三 田地区 港 南地区 高 陵地区 赤 坂地区	御成門地区 高 松地区 港 南地区 赤 坂地区 青 山地区	御成門地区 三 田地区 港 南地区 高 陵地区 赤 坂地区	高 松地区 港 南地区 白 金地区 青 山地区 お台場地区
	第 2 ロ ー テ ー シ ョ ン	8/17～19 (土～月)	8/16～18 (土～月)	8/15～17 (土～月)	8/20～22 (土～月)	8/19～21 (土～月)
		御成門地区 三 田地区 朝 日地区 六本木地区 青 山地区 お台場地区	高 松地区 朝 日地区 六本木地区 青 山地区 お台場地区	三 田地区 白 金地区 六本木地区 高 陵地区 お台場地区	高 松地区 白 金地区 六本木地区 青 山地区 お台場地区	御成門地区 三 田地区 六本木地区 高 陵地区 赤 坂地区
キ ャ ン プ 場		山梨県小菅村 平山キャンプ場	山梨県小菅村 平山キャンプ場	山梨県小菅村 平山キャンプ場	山梨県小菅村 平山キャンプ場	山梨県小菅村 平山キャンプ場
参 加 者	青 少 年	361人 (小2～中3)	337人 (小2～中3)	372人 (小1～中2)	360人 (小1～中3)	337人 (小1～中3)
	育 成	177人	184人	206人	196人	204人
	合 計	538人	521人	578人	556人	541人
反 省 会 議		9/2 (月)	9/1 (月)	8/31 (月)	9/1 (木)	9/5 (火)

青少年問題協議会	所管課	—
		子ども家庭課

目 的

青少年問題に対処するために、昭和28年に国が法律を制定して都道府県に設置を義務付け、市町村には設置を求めた区長の付属機関です。

事 業 内 容

青少年の健全育成に必要な施策を推進するため、「港区青少年健全育成活動方針」を策定するとともに、関係機関と地域活動組織等の連絡調整を行います。

根拠法令等

地方青少年問題協議会法
港区青少年問題協議会条例

開 始 時 期

昭和40年3月

関係発行物

港区青少年健全育成活動方針（毎年度発行）

実 績 表

年 度		25	26	27	28	29	
幹事会	開 催 日	26.1.8 (水)	26.12.11 (木)	28.1.6 (水)	29.1.6 (金)	29.12.22 (金)	
	幹 事 数 (人)	19	19	19	19	19	
	出 席 者 数 (人)	15	17	18	19	17	
協議会	開 催 日	26.2.4 (火)	27.2.4 (水)	28.2.2 (火)	29.1.31 (火)	30.2.6 (火)	
	委 員 数 (人)	30	30	31	31	31	
	出席者数 (人)	委 員	23	24	27	30	31
		幹 事	17	18	17	17	15
		計 (区長を含む)	41	43	45	48	47
港区青少年健全育成活動方針 発行部数 (部)		14,800	15,800	16,500	14,600	14,600	

※港区青少年健全育成活動方針は、毎年度末に翌年度版を作成しています。

青少年対策地区委員会活動支援	所管課	各総合支所協働推進課
		子ども家庭課

目 的

青少年対策地区委員会は区立中学校学区ごとに設置された任意団体で、地域における青少年対策の推進母体として地域の青少年団体との連絡調整を図り、それらの活動を援助・協力し、「港区青少年健全育成活動方針」に基づいて地域の実情に応じた様々な自主事業を実施して、青少年の健全育成活動を行っています。

区は、これらの団体を支援することにより青少年の健全育成を図ります。

事 業 内 容

- ・「組織活動補助金」及び「レベルアップ事業補助金」の交付
- ・地区委員会相互及び区（各総合支所協働推進課、子ども家庭支援部）との情報交換のため、会長会や担当者会などを開催

根拠法令等

港区青少年対策地区委員会の組織活動補助金等交付要綱

港区青少年対策地区委員会の会長の職にあった者に対する感謝状贈呈基準

開 始 時 期

昭和34年11月に青少年問題協議会の下部組織として発足

昭和37年6月に青少年問題協議会から独立

昭和57年6月に青少年問題協議会の下部組織である補導連絡会と一体化

関係発行物

港区青少年対策地区委員会ハンドブック（隔年度発行）

実 績 表

(1) 青少年人口と事業参加者数

(単位：人（事業参加者数は延）)

地区委員会	25.1.1 現在29 歳以下	25年度 事業 参加者	26.1.1 現在29 歳以下	26年度 事業 参加者	27.1.1 現在29 歳以下	27年度 事業 参加者	28.1.1 現在29 歳以下	28年度 事業 参加者	29.1.1 現在29 歳以下	29年度 事業 参加者
御成門	3,712	1,696	3,735	1,850	3,946	1,961	4,131	1,943	4,211	1,868
三 田	8,220	2,415	8,446	3,543	8,466	3,742	8,670	3,682	9,046	3,890
高 松	7,327	1,985	7,506	2,577	7,660	2,582	7,623	2,577	7,827	2,277
港 南	12,087	2,153	12,128	1,815	12,641	2,468	12,958	2,669	13,667	2,238
白 金	4,463	1,312	4,459	1,719	4,539	1,259	4,791	1,485	4,998	1,253
六本木	8,616	750	8,851	562	9,112	201	9,249	181	9,570	295
高 陵	5,839	1,701	5,867	1,223	6,043	1,186	6,182	1,766	6,208	1,195
赤 坂	4,698	2,261	4,816	2,288	4,867	2,291	5,006	2,215	5,204	2,140
青 山	3,782	2,254	3,737	1,777	3,729	1,777	3,724	1,843	3,832	1,535
お台場	1,654	2,855	1,710	3,130	1,672	3,320	1,676	3,230	1,674	3,440
計	60,398	19,382	61,255	20,484	62,675	20,787	64,010	21,591	66,237	20,131

(2) 組織活動補助金額

(単位：円)

年 度		25	26	27	28	29
御成門	一 般 分	591,500	591,000	593,000	594,500	613,600
	レベルアップ分	144,333	—	162,365	161,685	171,719
	計	735,833	591,000	755,365	756,185	785,319
三田	一 般 分	666,100	667,900	665,100	665,400	686,600
	レベルアップ分	200,000	200,000	200,000	200,000	200,000
	計	866,100	867,900	865,100	865,400	886,600
高松	一 般 分	651,300	652,500	652,200	649,100	668,200
	レベルアップ分	0	200,000	200,000	200,000	200,000
	計	651,300	852,500	852,200	849,100	868,200
港南	一 般 分	730,100	728,000	731,600	732,400	756,300
	レベルアップ分	—	—	—	100,000	100,000
	計	730,100	728,000	731,600	832,400	856,300
白金	一 般 分	603,900	602,800	602,400	604,900	625,400
	レベルアップ分	200,000	200,000	200,000	200,000	200,000
	計	803,900	802,800	802,400	804,900	825,400
六本木	一 般 分	672,600	659,500	675,400	674,500	694,500
	レベルアップ分	200,000	200,000	200,000	200,000	200,000
	計	872,600	859,500	875,400	874,500	894,500
高陵	一 般 分	626,700	625,800	626,400	626,600	643,700
	レベルアップ分	200,000	200,000	—	200,000	200,000
	計	826,700	825,800	626,400	826,600	843,700
赤坂	一 般 分	607,800	608,600	607,700	591,202	476,331
	レベルアップ分	200,000	200,000	200,000	200,000	200,000
	計	807,800	808,600	807,700	791,202	676,331
青山	一 般 分	592,600	591,000	523,809	588,200	607,800
	レベルアップ分	200,000	200,000	200,000	200,000	200,000
	計	792,600	791,000	723,809	788,200	807,800
お台場	一 般 分	557,400	557,900	556,700	556,200	575,300
	レベルアップ分	200,000	200,000	200,000	200,000	200,000
	計	757,400	757,900	756,700	756,200	775,300
計	一 般 分	6,300,000	6,285,000	6,234,309	6,283,002	6,347,731
	レベルアップ分	1,544,333	1,600,000	1,562,365	1,861,685	1,871,719
	計	7,844,333	7,885,000	7,796,674	8,144,687	8,219,450

※「—」は補助金の申請なし、「0」は補助金交付後に全額返還があったことを示します。

(3) 会 議

年 度		25		26		27		28		29	
会長会 (年2回)	開催日	6/25 (火)	10/25 (金)	6/10 (火)	10/20 (月)	6/9 (火)	10/19 (月)	6/8 (水)	10/28 (金)	5/30 (火)	10/13 (金)
担当者会など (年1回)	開催日	4/11(木)		4/14(月)		4/10(金)		4/8(金)		4/10(月)	

子ども会活動助成	所管課	—
		子ども家庭課

目 的

少年期に仲間や地域の大人とのふれあいを通して社会性・自立性・協調性・創造性等を養うことを目的に活動している子ども会を支援することにより、青少年の健全育成を図ります。

事 業 内 容

港区子ども会連合会に加盟する子ども会に、指導者謝礼を助成します。

総会及び年3回程度の代表者会議に参加し、年1回の子ども会連合会統一事業を共催で開催します。

開 始 時 期

昭和54年

実 績 表

(1) 加盟団体数及び事業参加者数

(単位：人(延))

年 度	25	26	27	28	29	
港区子ども会連合会加盟団体数	5団体	5団体	5団体	5団体	5団体	
事業参加者数	マルス・クラブ	293	306	281	297	405
	ディズニー少年団	86	65	76	77	16
	スーパートマト子ども会	170	70	208	151	96
	スマイルクラブ	241	251	263	300	261
	三田一丁目子ども会	243	239	165		
	Rainbow kids club				635	489
	合計	1,033	931	993	1,460	1,267

(2) 子ども会連合会統一事業実施状況

(単位：人)

事 業 名		25	26	27	28	29	
子ども会まつり		子ども会まつり	子ども会まつり	子ども会まつり	子ども会まつり	子ども会まつり	
日 時		10/27(日) 10時～12時	10/26(日) 10時～12時	7/18(土) 13時～15時	7/23(土) 13時～15時	11/11(土) 14時～16時	
会 場		男女平等参画センター	神明いきいきプラザ6階	神明いきいきプラザ6階	神明いきいきプラザ6階	神明いきいきプラザ6階	
内 容		パン釣り、ゴルフ風、いかーリング、ポーリング、消火器訓練など	パン釣り、的あて、宝すくい、バルーンアート、エコバッグ作り、消火器訓練など	パン釣り、的あて、宝すくい、バルーンアート、エコバッグ作り、消火器訓練など	パン釣り、的あて、宝すくい、バルーンアート、エコバッグ作り、消火器訓練など	パン釣り、的あて、大型パズル、ちぎり絵作り、バルーンアート、消火器訓練など	
参加者数	子ども会	子ども	46	46	43	41	43
		大人	25	24	40	40	38
		計	71	70	83	81	81
	一般	子ども	76	32	85	79	49
		大人	52	24	39	54	38
		計	128	56	124	133	87
合計		199	126	207	214	168	

青少年関係団体指導者等賠償責任保険
(ボランティア保険)

所管課

—
子ども家庭課

目 的

区で活動する青少年関係団体（PTA・地区委員会・子ども会・町会・少年スポーツ団体など）の責任者や指導者が安心して活動できるように、区が保険料を全額負担し、団体の青少年健全育成活動中に損害賠償責任を負ったり自身が死傷した場合に備えた賠償責任保険と傷害保険の補償を行います。

事 業 内 容

加入の申請受付・認定、保険料の支払い、事故発生時の対応を行います。

保 険 内 容

賠償責任 保険	対象となる事故	団体の責任者や指導者が、活動の参加者や第三者の身体・物に損害を与え、法律上の損害賠償責任を負った場合
	保 険 金 額	(1) 対人賠償 最高1事故2億円 (2) 財物賠償 最高1事故2億円 (3) 保管物賠償 最高1事故300万円 免責金額：0円 他の賠償責任保険に加入されている場合は他の保険を優先し、不足分を本保険で適用します。
傷害保険	対象となる事故	団体の責任者や指導者が、青少年育成活動中に急激かつ偶然な外来の事故で、けがをした場合、又は死亡した場合
	保 険 金 額	(1) 死亡保険金 500万円 (2) 後遺障害保険金 20万円～500万円 (3) 入院保険金 1日3,000円 (4) 通院保険金 1日2,000円 支払い対象期間：事故日から180日を限度（(4)のみ90日を限度）

根拠法令等

港区青少年関係団体指導者等賠償責任保険取扱要綱

開 始 時 期

昭和60年4月1日

実 績 表

(単位：件)

年 度	25	26	27	28	29
青少年関係団体加入数	98	88	88	88	88
保 険 該 当 事 故 数 (事故発生日基準)	2	2	3	3	1

ひきこもり対策	所管課	—
		子ども家庭課

目 的

近年、社会参加や対人交流を避けて自宅を中心とした生活を送る、「社会的ひきこもり」が子ども・若者に増加しているといわれ、重要な課題となっています。ひきこもりになる要因や状況も様々なことから、必要な支援も一人ひとり異なることが推測されます。

平成21年7月に、社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者への支援施策を推進することを目的に制定された「子ども・若者育成支援推進法」（平成22年4月1日施行）に基づき、区は、適切な支援施策を積極的に推進します。

事 業 内 容

港区子ども・若者支援地域協議会を設置し、専門家の助言を得ながら地域及び関係部署が連携して支援を実施していきます。

根拠法令等

子ども・若者育成支援推進法

港区子ども・若者支援地域協議会設置要綱

開 始 時 期

平成22年2月

実 績 表

(1) 協議会 (単位：人)

年 度		25	26	27	28	29
港区子ども・若者 支援地域協議会	開催日	25.11.11	26.11.14	28.3.28	29.3.29	30.3.23
	委員数	18	19	20	19	18
	出席者数	16	12	17	13	15

(2) 講演会

年 度		25	26	27	28	29
第1回	開催日	26.2.22 (土)	26.9.9 (火)	27.8.31 (月)	28.8.31 (水)	29.8.30 (水)
	会 場	港区役所	みなと保健所	みなと保健所	みなと保健所	みなと保健所
	内 容	子ども・若者に 関する学習・ 講演会	思春期講演会	精神保健福祉 講演会	思春期講演会	思春期講演会
	参加者	13人	79人	54人	40人	64人
第2回	開催日	—	27.2.17 (火)	28.3.28 (月)	29.3.21 (火)	30.3.20 (火)
	会 場	—	みなと保健所	港区役所	港区役所	港区役所
	内 容	—	思春期講演会 パート2	子ども・若者 講演会	子ども・若者 講演会	子ども・若者 講演会
	参加者	—	22人	27人	24人	28人

都心から地方創生！出会い応援プロジェクト

所管課

子ども家庭課

目 的

若い世代の結婚への動機付けと出会いの機会を提供し、結婚を希望する若者の将来的な結婚を応援します。

事業内容

異性との出会いから結婚に至る上で望まれるマナーや身だしなみ、会話術等に関する事前セミナーと、港区の豊富な観光資源を活用した、港区ならではの出会いの機会を提供する交流イベントをセットにして、年間3回開催します。募集対象は、各回、港区在住・在勤・在学のおおむね20歳～35歳の独身男女、各20名程度としています。

開始時期

平成28年10月

実績表

年 度		28	29	
第1回	名 称	「うみコン」	「フネ婚」	
	事前セミナー	平成28年10月2日（日）	平成29年9月10日（日）	
	交流イベント	日程	平成28年10月16日（日）	セミナーと同日開催
		主な内容等	・お台場海浜公園から水上バスに乗船し、ジャズ生演奏等鑑賞 ・下船後、バーベキューで交流	・お台場周辺を散策後、屋形船に乗船し、食事をしながら交流
	参加者数	男性	16人（17人）	17人（17人）
		女性	21人（21人）	17人（18人）
カップル成立数		9組	10組	
第2回	名 称	「ドレスコン」	「イルミ婚」	
	事前セミナー	平成28年12月11日（日）	平成29年11月26日（日）	
	交流イベント	日程	平成28年12月18日（日）	平成29年12月3日（日）
		主な内容等	・南青山のレストランで桂由美氏によるブライダルショーを鑑賞しながら交流	・乃木坂のカフェで桂由美氏のトークタイム後、六本木のイルミネーションを楽しみ、交流
	参加者数	男性	19人（13人）	20人（20人）
		女性	18人（17人）	19人（20人）
カップル成立数		9組	10組	
第3回	名 称	「ぶらっとコン」	「スポ婚」	
	事前セミナー	平成29年2月5日（日）	平成30年1月21日（日）	
	交流イベント	日程	平成29年2月12日（日）	平成30年1月28日（日）
		主な内容等	・港区役所～増上寺～東京タワーを徒歩で移動しながら、交流ゲーム ・東京タワー内レストランで食事	・東京タワーの麓にあるスタジオで、新スポーツ・ビリッカー体験を通じ、交流
	参加者数	男性	20人（20人）	20人（17人）
		女性	19人（20人）	19人（16人）
カップル成立数		11組	6組	

※原則、事前セミナー及び交流イベント一方のみの参加は受け付けていません。

※参加者数（ ）内は、セミナー参加者数となります。

保 育 課

保育園	所管課	各総合支所管理課・区民課
		保育課

目 的

保護者が仕事や病気など、保育の必要性に応じた支給認定（2号認定・3号認定）を受けたとき、保護者に代わって児童を保育します。

事 業 内 容

(1) 定 員

区立保育園20か所（分園を含み、芝浦アイランドこども園を除く）、私立保育園37か所（分園含む）
定員4,986人（平成30年4月1日現在）

(2) 保 育 料

在園中に要する費用（保育料）は、4月から8月までは世帯の前年度の区市町村民税所得割課税額及び保育の必要量と児童のクラス年齢を基に、9月から3月までは世帯の当年度の区市町村民税所得割課税額及び保育の必要量と児童のクラス年齢を基に決定します（婚姻歴のないひとり親世帯への寡婦（寡夫）控除のみなし適用の制度があります。）。また、兄や姉が保育園や幼稚園などに在園している第2子以降の保育料は無料となります。

根拠法令等

児童福祉法

子ども・子育て支援法

港区保育の実施に関する条例 他

補助金名等

子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付費負担金（私立のみ）

開 始 時 期

昭和26年11月

実 績 表

申 込 等 の 状 況

(単位：件)

年 度	25	26	27	28	29
区 分					
申 込 件 数	1,959	2,023	1,974	2,125	2,217
内 定 件 数	841	1,114	1,203	1,284	1,313
退 所 件 数	519	544	719	502	609

※認可保育園、芝浦アイランドこども園（2号認定・3号認定）、港区保育室、小規模保育事業、事業所内保育事業（地域枠）、居宅訪問型保育事業の各年度4月入所の一次調整会議時の件数です（ただし、居宅訪問型保育事業の内定は、二次調整会議より対象となるため、内定件数には含みません。）。また、退所件数に港区保育室は含みません。

園児定員及び職員数の状況（区立保育園）

平成30年4月1日現在(単位：人)

地区	区分 施設名	園児定員						職員数					嘱託 医
		0歳	1歳	2歳	3歳	4歳 以上	計	園長	保育士	看護師	給食 調理	計	
芝	芝	20	28	30	30	60	168	1	29	1	0	31	2
	芝公園	16	22	26	30	60	154	1	24	1	0	26	2
	神明	21	29	30	30	60	170	1	29	1	5	36	2
麻布	麻布	16	22	26	30	60	154	1	24	1	0	26	2
	飯倉	14	18	24	28	56	140	1	22	1	0	24	2
	南麻布	15	18	18	18	36	105	1	19	1	0	21	2
	西麻布	15	22	24	24	48	133	1	22	1	0	24	2
	本村	15	19	20	20	36	110	1	23	1	0	25	2
	東麻布	18	25	34	33	60	170	1	23	1	6	31	2
赤坂	赤坂	12	15	18	20	40	105	1	17	1	0	19	2
	南青山	18	22	24	26	52	142	1	23	1	0	25	2
	青山	11	16	18	18	36	99	1	16	1	0	18	2
高輪	白金	10	16	18	21	42	107	1	18	1	0	20	2
	伊皿子坂	15	24	26	30	60	155	1	24	1	0	26	2
	高輪	15	22	28	30	60	155	1	24	1	0	26	2
芝浦港南	台場	14	22	23	24	48	131	1	22	1	0	24	2
	こうなん	16	26	27	28	56	153	1	26	1	0	28	2
	たかはま	21	22	30	30	60	163	1	30	1	4	36	2
	しばうら	27	36	36	51	72	222	1	41	2	6	50	2
	しばうら分園	6	10	10			26	本園職員 が兼務	7	本園職員 が兼務	2	9	2
合計		315	434	490	521	1,002	2,762	19	463	20	23	525	40

※公設公営園は、給食調理を業務委託しています。

※しばうら保育園分園は、平成30年度は0、1、2歳児のみで、学齢進行に合わせて順次拡大します。

4歳児からしばうら保育園に移行します。

園児定員及び職員数の状況（私立）

平成30年4月1日現在(単位：人)

地区	区分 施設名	園児定員						職員数							嘱託医
		0歳	1歳	2歳	3歳	4歳以上	計	園長	保育士	保育補助	看護師	給食調理 栄養士	用務 (事務)	計	
芝	アスク芝公園保育園	6	10	12	15	5	48	1	10(1)	6(5)	1	3(1)	0	21(7)	2(2)
	太陽の子三田保育園	10	12	12	12	24	70	1	13(1)	1	1	3(2)	0	19(3)	2(2)
	あい保育園赤羽橋	6	12	12	10	20	60	1	11(1)	0	0	3	0	15(1)	2(2)
	こころ新橋保育園	6	10	11	11	11	49	1	9(1)	0	1	3	1(1)	15(2)	2(2)
	グローバルキッズ 虎ノ門保育園	6	10	10	10	20	56	1	11(1)	1(1)	1	3	0	17(2)	2(2)
麻布	まなびの森保育園麻布	6	10	11	11	22	60	1	10	0	0	3(1)	0	14(1)	2(2)
	あい保育園南麻布	14	20	24	30	40	128	1	19(1)	0	1	3	1(1)	25(2)	2(2)
	太陽の子南麻布保育園	10	12	12	12	24	70	1	13(2)	0	2(1)	3	0	19(3)	2(2)
	あい保育園元麻布	6	12	12	10	20	60	1	12(1)	0	1	3	0	17(1)	2(2)
	まちの保育園六本木	11	13	14			38	1	11(2)	9(9)	1	5(3)	0	27(14)	2(2)
	まちの保育園 六本木分園				14	18	32	本園職員 が兼務	6(1)	2	本園職員 が兼務	2(2)	0	10(3)	本園職員 が兼務
	コスモス西麻布保育園	3	8	9			20	1	8	0	1	3(1)	0	13(1)	2(2)
あい・あい保育園 麻布十番園	6	12	13	6		37	1	12(2)	0	1	2	0	16(2)	2(2)	
赤坂	赤坂ちとせ保育園	6	8	9	9	18	50	1	13(1)	0	1	3	1	19(1)	2(2)
	太陽の子赤坂保育園	6	10	10	10	24	60	1	9	0	1	2(1)	0	13(1)	2(2)
	あい保育園青山一丁目	6	12	12	10	20	60	1	12(1)	0	1	3	0	17(1)	2(2)
	太陽の子南青山保育園	6	12	12	10	20	60	1	12	0	2	3	0	18	2(2)
	小学館アカデミー 南青山保育園	6	8	9	9	18	50	1	10	3(3)	1	3	1	19(3)	2(2)
高輪	太陽の子 三田五丁目保育園	8	8	10	10	24	60	1	12	0	1	4	0	18	2(2)
	みなと保育園	6	9	12	12	24	63	1	17(3)	0	1	4	3(3)	26(6)	2(2)
	愛星保育園	5	10	15	15	20	65	1	19(6)	2(2)	1	3	2(1)	28(9)	2(2)
	ゆらりん高輪保育園	9	15	18	19	40	101	1	14	3(3)	1	3	0	22(3)	2(2)
	高輪夢保育園	10	12	12	12	24	70	1	19(5)	2(2)	1	3	0	26(7)	2(2)
	ゆらりん白金保育園	6	8	9	9	18	50	1	12	1(1)	1	3	0	18(1)	2(2)
	みつばち保育園	6	11	13			30	1	13(2)	4(4)	1	5(3)	1	25(9)	2(2)
ニチイキッズ 白金台保育園	10	12	12	12	24	70	1	15(3)	1(1)	1	4	0	22(4)	2(2)	
芝浦港南	太陽の子 シーバンス保育園	9	20	20	20	30	99	1	18	0	1	3	0	23	2(2)
	太陽の子 芝浦一丁目保育園	6	12	12	12	24	66	1	11	1	1	3	0	17	2(2)
	アンジェリカ田町 保育園	6	10	11	11	22	60	1	15(4)	2(1)	1	4	0	23(5)	2(2)
	にじのいるか保育園 芝浦	6	10	11	11	22	60	1	12	0	1	3	0	17	2(2)
	太陽の子 芝浦二丁目保育園	6	11	11	11	21	60	1	11	0	1	3	0	16	2(2)
	太陽の子 芝浦三丁目保育園	6	8	10	10	20	54	1	11	1	1	2	0	16	2(2)
	アスク芝浦4丁目 保育園	9	10	10	10	21	60	1	11	2(1)	1	3(1)	0	18(2)	2(2)
	ゆらりん港南保育園	9	12	12	12	15	60	1	13	3(3)	1	3	0	21(3)	2(2)
	グローバルキッズ 港南保育園	9	18	18	18	36	99	1	18(2)	3(3)	1	4	2(2)	29(7)	2(2)
	ベネッセ港南保育園	6	12	12	10	20	60	1	16	4(4)	1	4(1)	1	27(5)	2(2)
	ふたばクラブ 港南保育園	4	5	5	5	10	29	1	6(1)	0	2(1)	1	0	10(2)	2(2)
	合計	256	404	437	408	719	2,224	36	464(42)	51(43)	37(2)	115(16)	13(8)	716(111)	72(72)

※（ ）内は非常勤職員で内数。

※保育士数には、東京都児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例施行規則附則第12項に定めるみなし保育士を含みます。

※アスク芝公園保育園、まなびの森保育園麻布、みなと保育園及びアスク芝浦4丁目保育園は、給食調理を業務委託しています。

※職員数には、産前産後休暇、育児休業取得中の職員は含みません。

階層別保育園在籍人員

各年度4月1日現在(単位:人)

区分	年度	26			27			28			29			30		
		公	私	計	公	私	計	公	私	計	公	私	計	公	私	計
定員		2,250	1,270	3,520	2,372	1,753	4,125	2,720	2,107	4,827	2,891	2,107	4,998	2,933	2,224	5,157
初日在籍人員	合計	2,179	901	3,080	2,264	1,315	3,579	2,577	1,741	4,318	2,766	1,905	4,671	2,841	2,060	4,901
	階層別内訳															
	第1	13	6	19	10	13	23	7	11	18	10	6	16	6	6	12
	第2	93	61	154	115	101	216	110	139	249	123	105	228	119	114	233
	第3	57	31	88	76	49	125	98	73	171	87	81	168	109	73	182
	第4	132	42	174	106	69	175	105	95	200	134	106	240	133	113	246
	第5	190	84	274	218	132	350	253	161	414	262	169	431	277	192	469
	第6	681	224	905	543	250	793	546	311	857	579	374	953	603	400	1,003
	第7	291	121	412	309	182	491	342	227	569	375	251	626	365	256	621
	第8	722	332	1,054	887	519	1,406	1,116	724	1,840	1,196	813	2,009	1,229	906	2,135
年齢別内訳																
3歳未満児	966	517	1,483	1,007	784	1,791	1,110	1,007	2,117	1,224	1,026	2,250	1,237	1,076	2,313	
3歳以上児	1,213	384	1,597	1,258	530	1,788	1,467	734	2,201	1,542	879	2,421	1,604	984	2,588	
管外委託	10	14	24	9	14	23	9	21	30	13	14	27	15	18	33	

※芝浦アイランドこども園(2号認定・3号認定)を含みます。

保育園在園児童の入所理由状況

各年度4月1日現在(単位:人)

理由	年度	26	27	28	29	30
		保護者の状況(入所理由)				
居宅外労働	常勤(外勤)	2,603	3,201	3,142	4,229	3,730
	その他	350	0	786	54	933
居宅内労働	自営	75	171	247	273	26
	内職	0	0	4	1	0
出産・疾病・障害・看護		22	49	89	72	82
その他		30	158	50	42	130
計		3,080	3,579	4,318	4,671	4,901

※芝浦アイランドこども園(2号認定・3号認定)を含みます。

認定こども園	所管課	芝浦港南支所管理課・各総合支所区民課
		保育課

目 的

保護者の就労状況に関わりなく、小学校就学前の子どもに対する教育及び保育並びに保護者に対する子育て支援を総合的に提供し、子どもの健やかな育成を図ります。

事業内容

(1) 定 員

区立認定こども園 1 か所（芝浦アイランドこども園）

定員191人（平成30年 4 月 1 日現在）

1 号認定（教育標準時間認定） 20人

2・3号認定（保育認定） 171人

(2) 保 育 料

在園中に要する費用（保育料）は、4月から8月までは世帯の前年度の区市町村民税所得割課税額、認定区分、保育の必要量及び児童のクラス年齢を基に、9月から3月までは世帯の当年度の区市町村民税所得割課税額、認定区分、保育の必要量及び児童のクラス年齢を基に決定します（婚姻歴のないひとり親世帯への寡婦（寡夫）控除のみなし適用の制度があります。）。また、兄や姉が保育園や幼稚園などに在園している第2子以降の保育料は無料となります。

上記に加え、1号認定を受けて認定こども園に在園する児童の兄や姉が小学校の第1学年から第3学年までに在学している場合、認定こども園に在園している児童の保育料（給食費を除く）は無料となります。

根拠法令等

- 児童福祉法
- 子ども・子育て支援法
- 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律
- 港区立認定こども園条例

開始時期

平成28年 4 月 1 日（認定こども園に移行）

園児定員及び職員数の状況

平成30年 4 月 1 日現在（単位：人）

地区	施設名・認定区分	区分	園 児 定 員							職 員 数					嘱託医
			0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計	園長	保育士等	看護師	給食調理	計	
芝浦港南	芝浦アイランドこども園	1号	/	/	/	/	10	10	20	1	27 (21)	1	5	34 (21)	2
		2号・3号	15	18	22	32	42	42	171						

※保育士等のうち幼稚園教諭免許保持者は（ ）内の数字のとおり。

港区保育室事業	所管課	各総合支所管理課・区民課
		保育課

目 的

保育を必要とする児童に対して港区保育室事業を実施することにより、児童福祉の増進を図ることを目的とします。

事 業 内 容

(1) 利用対象者

保育の必要性がある児童及び区長が適当と認める児童

(2) 保育実施日

日曜日、祝日、年末年始を除く毎日

(3) 保育時間

午前7時15分から午後8時15分までとし、基本保育については、午前7時15分から午後6時15分まで、延長保育については、午後6時15分から午後8時15分までとします。

(4) 保 育 料

在園中に要する費用（保育料）は、4月から8月までは世帯の前年度の区市町村民税所得割課税額及び保育の必要量と児童のクラス年齢を基に、9月から3月までは世帯の当年度の区市町村民税所得割課税額及び保育の必要量と児童のクラス年齢を基に決定します（婚姻歴のないひとり親世帯への寡婦（寡夫）控除のみなし適用の制度があります。）。また、兄や姉が保育園や幼稚園などに在園している第2子以降の保育料は無料となります。

根拠法令等

港区保育室事業実施要綱

開 始 時 期

平成19年10月

実 績 表

(単位：件)

年 度	25	26	27	28	29
申 込 件 数	545	837	803	819	479
入 所 件 数	247	330	349	350	313
退 所 件 数	127	122	136	314	292

※申込件数及び入所件数は、各年度4月入所の一次調整会議時の件数です。

園児定員及び職員数の状況

平成30年4月1日現在 (単位：人)

施設名	園 児 定 員						職 員 数							嘱託医
	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳以上	計	園長	保育士	保育補助	看護師	給食調理・栄養士	用務〔事務〕	計	
青南保育室	21	25	25	25	47	143	1	24(2)	10(7)	2	6(1)	2(1)	45(11)	2(2)
たまち保育室	24	30	30	30	58	172	1	27(1)	9(7)	2	5	1	45(8)	2(2)
桂坂保育室	15	55	55	60	104	289	1	45	1	2	13(2)	5(1)	67(3)	2(2)
港南四丁目保育室	6	20	20	20	20	46	1	13(1)	3(3)	1	4(2)	0	22(6)	2(2)
愛宕保育室	8	13	13	13	13	47	1	14(2)	2(2)	1	2	1	21(4)	2(2)
芝浦橋保育室	12	40	40	40	80	212	1	26(3)	7(3)	1	4(1)	2(1)	41(8)	2(2)
志田町保育室	12	20	27	30	62	151	1	17	9(4)	2	6(1)	0	35(5)	2(2)
南麻布三丁目保育室	12	15	20	30	34	111	1	18(1)	0	2(1)	4	1(1)	26(3)	2(2)
第二青南保育室	15	35	35	35	13	133	1	28(1)	6(6)	2	5	0	42(7)	2(2)
芝五丁目保育室	8	30	30	30	30	90	1	15(2)	6(6)	2	3	1	28(8)	2(2)
五色橋保育室	12	20	25	20	20	77	1	15(1)	5(5)	2	4	0	27(6)	2(2)
芝公園二丁目保育室	8	20	20	20	20	80	1	15(2)	0	1	3	0	20(2)	2(2)

※ () 内は非常勤職員で内数

小規模保育事業・事業所内保育事業	所管課	各総合支所区民課
		保育課

目 的

0歳児から2歳児までの児童で、就労などにより家庭で保育ができない保護者に代わって保育を行います。

事業内容

- (1) 定 員 (平成30年度4月1日現在)
 小規模保育事業所12か所、定員193人
 事業所内保育事業所1か所、定員9人(地域枠)

(2) 保 育 料

在園中に要する費用(保育料)は、4月から8月までは世帯の前年度の区市町村民税所得割課税額及び保育の必要量と児童のクラス年齢を基に、9月から3月までは世帯の当年度の区市町村民税所得割課税額及び保育の必要量と児童のクラス年齢を基に決定します(婚姻歴のないひとり親世帯への寡婦(寡夫)控除のみなし適用の制度があります)。また、兄や姉が保育園や幼稚園などに在園している第2子以降の保育料は無料となります。

根拠法令等

- 児童福祉法
 子ども・子育て支援法
 港区保育の実施に関する条例 他

開始時期

平成28年7月

園児定員及び職員数の状況

平成30年4月1日現在(単位:人)

施設区分	地区	区分 施設名	園児定員				職員数							嘱託医
			0歳	1歳	2歳	計	園長	保育士	保育補助	看護師	給食調理・栄養士	用務(事務)	計	
小規模 保育事業所	芝	正光寺保育園赤羽橋園	3	6	6	15	1	6	1	0	1	0	9	2(2)
		こころナーサリー新橋	6	6	6	18	1	7	0	1	1	0	10	2(2)
		ふらわあきつづ保育園新橋	3	5	5	13	1	7(2)	0	1	2	0	11(2)	2(2)
	麻布	デイジー保育園麻布十番	6	6	6	18	1	9(3)	0	1	3(2)	0	14(5)	2(2)
		デイジー保育園麻布十番フォレスト	6	6	6	18	1	8(2)	0	1	3(2)	0	13(4)	2(2)
		ここいく保育園西麻布	3	8	8	19	1	9(4)	0	0	2(1)	0	12(5)	2(2)
	赤坂	こいくえん赤坂	4	4	4	12	1	7(1)	2(2)	1	2(2)	0	13(5)	2(2)
		s a k u r a 保 育 園	3	5	5	13	1	5(1)	1(1)	1	2(1)	0	10(3)	2(2)
	高輪	ふらわあきつづ保育園三田	3	8	8	19	1	8(2)	0	1	2	0	12(2)	2(2)
		ちやいんど・はっぴっぴ!!白金保育園	2	4	4	10	1	7(4)	1	1	1	0	11(4)	2(2)
	芝浦 港南	港南あおぞら保育園	6	6	7	19	1	7(1)	0	1	2	0	11(1)	2(2)
		にじのそら保育園芝浦	3	8	8	19	1	9(2)	0	0	2(1)	0	12(3)	2(2)
事業所内 保育事業所	赤坂	ポポラー東京表参道園	3	3	3	9	1	6(2)	0	1	1	0	9(2)	2(2)

※()内は非常勤で内数

※事業所内保育事業所は保育士資格取得者が6割以上の施設です。

居宅訪問型保育事業	所管課	各総合支所区民課
		保育課

目 的

保育を必要とする児童を、保育者が保護者に代わって、児童の居宅において1対1で保育を行います。

事 業 内 容

(1) 対 象

① 医療的ケア等が必要な児童

保育の必要性があり、医療的ケア等が必要で障害、疾病の程度を勘案して集団保育が著しく困難であると認められる1歳児から5歳児までの児童（0歳児は要相談）

対応できる医療的ケア：たんの吸引・経管栄養（経口栄養、経鼻栄養、胃ろう、腸ろう）

② 待機児童

保育の必要性があり、保護者が仕事や病気などにより、保育ができない0歳児から2歳児までの児童

(2) 保育時間

① 医療的ケア等が必要な児童

午前8時から午後6時までの間のうち最長8時間（土曜日、日曜日、祝日及び年末年始は休み）

② 待機児童

午前7時15分から午後6時15分まで（日曜日、祝日及び年末年始は休み）

※平日でも保護者が在宅している場合は保育を行いません。

(3) 保 育 料

認可保育園と同じ（世帯の区市町村民税所得割課税額及び保育の必要量と児童のクラス年齢を基に決定）

ただし、待機児童向け居宅訪問型保育事業の延長保育料は1時間につき1,000円

根拠法令等

児童福祉法

子ども・子育て支援法

開 始 時 期

平成27年12月1日（医療的ケア等が必要な児童向け）

平成29年4月1日（待機児童向け）

実 績 表

利用児童数		(単位：人)		
対 象	年 度	27	28	29
医療的ケア等が必要な児童		1	4	6
待機児童				37

緊急一時保育	所管課	各総合支所管理課
		保育課

目 的

出産や疾病等の理由で、児童を一時的に保育できない保護者を支援するため、保育園で保護者に代わって保育を行うことにより、区民の子育て支援と児童福祉の向上を図ります。

事 業 内 容

(1) 対 象

港区内に住所を有し、生後4か月から小学校就学前までの集団保育が可能な認可保育園・認定こども園・港区保育室に入所していない児童及び地域型保育事業を利用していない児童

(2) 利用要件

保護者が、出産や疾病等で一時的に保育ができない場合

(3) 定 員

原則として各園1人（ただし、兄弟姉妹は一緒に預かります。）

(4) 保育期間

1回の申込で1か月以内

(5) 保育実施日

日曜日、祝日、年末年始を除く毎日

(6) 保育時間

午前7時15分から午後6時15分までの間で必要な時間。ただし、平日のみ延長保育利用可能。

(7) 保 育 料

1日3,000円（5時間以内1,500円）食事代・おやつ代含む。ただし、延長は1時間につき400円
※免除制度あり

(8) 実施施設

各区立保育園（神明保育園・たかはま保育園・芝浦アイランドこども園・しばうら保育園分園を除く）

根拠法令等

港区保育の実施に関する条例

港区立保育園における一時保育に関する事務取扱要綱

開 始 時 期

平成15年4月1日

実 績 表

(単位：人)

年 度	25	26	27	28	29
延 人 数	354	248	549	431	259

一時保育	所管課	各総合支所管理課
		保育課

目 的

保護者の事情により、一時的に保育を必要とする児童の保護者を支援するため、保育園で保護者に代わって保育を行うことにより、区民の子育て支援と児童福祉の向上を図ります。

事 業 内 容

(1) 対 象

港区内に住所を有し、生後4か月から小学校就学前までの集団保育が可能な認可保育園・認定こども園・港区保育室に入所していない児童及び地域型保育事業を利用していない児童

(2) 利用要件

- ① 保護者の就労等により、家庭における育児が一時的に困難な場合
- ② 保護者の育児疲れ解消等の私的理由により一時保育が必要な場合
- ③ 保護者が、出産や疾病等で一時的に保育ができない場合（緊急一時保育）

(3) 保育期間

緊急の場合は原則として1か月以内、緊急以外は月8回以内

(4) 保育実施日

日曜日、祝日、年末年始を除く毎日

(5) 保 育 料

1日最大3,000円（延長保育を利用した場合、延長1時間につき400円）。食事代・おやつ代は、保育園により異なる。扶助制度・免除制度あり。

(6) 実施施設

平成30年4月1日現在（単位：人）

施設名	保 育 時 間	定員(※)
神明保育園	午前7時15分から午後6時15分まで（平日の緊急一時保育のみ延長可）	24
たかはま保育園	午前7時15分から午後6時15分まで（平日の緊急一時保育のみ延長可）	12
芝浦アイランドこども園	午前7時15分から午後6時15分まで（平日の緊急一時保育のみ延長可）	20
愛星保育園	午前7時から午後8時15分まで	10
ベネッセ港南保育園	午前7時から午後6時まで（緊急一時保育は、午後10時まで）	10

※緊急一時保育の定員は、原則として各園1人

根拠法令等

港区立認定こども園条例

港区保育の実施に関する条例

港区一時保育事業実施要綱

港区立保育園における一時保育に関する事務取扱要綱

補助金名等

子ども・子育て支援交付金

開 始 時 期

昭和52年10月

実 績 表

（単位：人）

年 度	25	26	27	28	29
延 人 数	8,624	8,066	7,025	7,884	7,299

年末保育	所管課	—
		保育課

目 的

年末に、保護者が就労等の理由により児童を保育することが困難な場合、港区立保育園において一時的に保育します。

事 業 内 容

(1) 対 象

集団保育が可能な生後4か月以上の児童で、次のいずれかに該当する児童

- ① 区内認可保育園・区内認定こども園（1号認定児童を除く）・港区保育室に在園、小規模保育事業・居宅訪問型保育事業（ポピンズナニーサービス）・事業所内保育事業を利用
- ② 区内在住で区外認可保育園・区外認定こども園（1号認定児童を除く）・地域型保育事業等を利用
- ③ 区内在住で認可保育園の申込みをしながら認証保育所に月ぎめで通っている。

(2) 利用要件

- ① 保護者が、日中、居宅外で労働するとき
- ② 保護者が、居宅内で児童と離れて日常の家事以外の労働をするとき
- ③ その他区長が必要と認める要件

(3) 実施施設及び定員

実施施設は各年毎に定めるものとし、1施設あたり30名程度

(4) 保育実施日

12月29日及び30日

(5) 保育時間

午前7時15分から午後6時15分までの間で必要な時間

根拠法令等

港区保育の実施に関する条例

港区休日保育及び年末保育に関する事務取扱要綱

開 始 時 期

平成15年12月

実 績 表

年 度	25		26		27		28		29	
施 設 数	5		5		6		6		7	
実 施 日	12月29日	12月30日	12月29日	12月30日	12月29日	12月30日	12月29日	12月30日	12月29日	12月30日
延 人 数 (人)	17	37	79	42	206	126	214	138	199	70

病児・病後児保育

所管課

—
保育課

目 的

乳幼児が病気の回復期等にあるため、集団保育の困難な期間、港区病児・病後児保育室において当該乳幼児を一時保育することにより、保護者の子育てと就労等の両立を支援するとともに、乳幼児の健全な育成に寄与することを目的とします。

事 業 内 容

(1) 利用対象者

- ① 生後6か月から就学前までの乳幼児で、次のいずれかに在籍していること
 - ・区内在住の場合は、ア 認可保育園 イ 認定こども園 ウ 地域型保育事業 エ 港区保育室 オ 認証保育所 カ みなと保育サポート（定期利用） キ 東京都に届出のある認可外保育施設
 - ・区外在住の場合はアからオまでに該当する区内保育施設に入所していること
- ② 保護者が次に掲げる場合のいずれかに該当し、また、他に保育を行う人がいないとき
 - ・勤務の都合で出勤せざるを得ない場合
 - ・傷病や出産のため通院し、又は入院する場合
 - ・家族を看護し、若しくは介護し、又は冠婚葬祭に出席する場合
 - ・事故や災害にあった場合

(2) 保育実施日

土曜日、日曜日、祝日、年末年始（12/29から1/3まで）を除く毎日

(3) 保育時間

午前8時30分から午後5時30分まで

(4) 保 育 料

1日 区内在住者2,000円 区外在住者3,000円

※減免制度あり

根拠法令等

港区病児保育実施要綱

港区病後児保育実施要綱

補助金名等

子ども・子育て支援交付金

開 始 時 期

平成17年4月1日（病児）

平成19年6月1日（病後児）

実 績 表

利用延人数

(単位：人)

施設名	年 度	25	26	27	28	29
愛育クリニック附属あいいく病児保育室（定員4人）		310	334	446	638	645
とよら小児科附属ひまわり保育室（定員6人）		1,235	1,326	1,373	1,360	1,382
芝浦こどもクリニック附属芝浦病児保育室（定員4人）		756	760	832	778	847
南青山病後児保育室（定員4人）		238	233	157	214	267
チャイルドケアばんびいに病児保育室（定員4人）						250

訪問型病児・病後児保育利用料助成

所管課

—
保育課

目 的

児童が病気により保育園や小学校に登園・登校させることが困難な時期に、訪問型病児・病後児保育サービスを利用した児童の保護者が負担した利用料の一部を助成し、保護者の経済的負担の軽減を図ります。

事 業 内 容

(1) 助成対象

- ・生後57日目から小学校6年生までの児童でその保護者が港区に住民登録をし、居住している。
- ・子ども・子育て支援法における保育の必要性の認定（2号認定又は3号認定）を受け、認可保育園、認定こども園、地域型保育事業、港区保育室、認証保育所、東京都に届出のある認可外保育施設、みなと保育サポート（定期利用）に在籍、または児童館等学童クラブ、放課GO→学童クラブに在籍している。

(2) 助成内容

- ・訪問型病児・病後児保育サービス利用料に対して、児童一人当たり年間最大5万円まで助成します。
- ・生活保護世帯又は住民税非課税世帯の児童は、児童一人当たり年間最大10万円まで助成します。

根拠法令等

港区訪問型病児・病後児保育利用料助成金交付要綱

開 始 時 期

平成28年4月1日

実 績 表

区 分 \ 年 度	28	29
延人数(人)	96	110
交付金額(円)	1,933,706	2,005,964

保育園であそぼう	所管課	各総合支所管理課
		保育課

目 的

家庭において子育てを行う保護者に、区立保育園の持つ力を提供し、楽しく子育てができるように支援するとともに、地域との交流関係を広げることを目的として実施します。

事 業 内 容

- ・親（保護者）と子で集まれる場、安全に遊べる場を提供します。
- ・参加者同士の親睦・交流の機会を提供します。
- ・保育園の職員が助言・指導を行い、育児情報を提供するほか、必要に応じて個別相談を受けます。
- ・各保育園で、実施日・実施内容は異なります。

例 各年齢の保育室・園庭等で保育園児と一緒に、親子で遊ぶ

遊戯室等で親（保護者）同士の交流・相談

職員による育児知識の講話、遊び等の実技指導

給食の試食、栄養指導、園行事への参加

開 始 時 期

平成9年9月

実 績 表

年 度		25	26	27	28	29
延べ実施回数（回）		426	365	275	296	260
地区別内訳	芝地区	49	37	44	45	39
	麻布地区※	175	133	71	74	72
	赤坂地区	63	47	45	45	37
	高輪地区	92	85	66	67	54
	芝浦港南地区	47	63	49	65	58
延べ参加人数（人）		5,062	5,999	3,829	3,143	3,396
地区別内訳	芝地区	198	245	277	232	224
	麻布地区※	1,652	2,541	942	875	929
	赤坂地区	601	518	339	180	314
	高輪地区	1,329	1,260	967	696	652
	芝浦港南地区	1,282	1,435	1,304	1,160	1,277

※麻布地区について、平成26年度までは飯倉学童クラブの乳幼児・保護者対象事業を含みます。

平成29年度実施状況

地区	施設名	時 間	回 数	定 員
芝	芝	10:00～11:30	月1～2回	※なし
	芝公園	10:00～11:00	月1～2回	※なし
	神 明	9:30～11:00	月2回	※なし (行事によってはあり)
麻布	麻 布	10:30～11:30	月1～2回	※なし (行事によってはあり)
	飯 倉	11:00～	飯倉学童クラブとの共催 月1～2回	※なし (行事によってはあり)
	南麻布	10:00～11:30	月1～2回	※なし
	西麻布	9:30～11:00	月1回	※なし
	本 村	10:00～11:20	麻布子ども中高生プラザ との共催 月1～2回	※なし
	東麻布	10:00～11:00	月1回	※なし
赤坂	赤 坂	10:00～11:30	月2回(水曜日)	※なし (行事によってはあり)
	南青山	9:30～11:00	月1～2回	※なし
	青 山	10:00～11:15	月1～2回	※なし
高輪	白 金	9:30～11:30	月1～4回(水曜日)	※なし
	伊皿子坂	10:00～11:30	月1回	※なし
	高 輪	9:30～11:00	月2～3回(火曜日)	※なし
芝浦 港南	台 場	10:00～11:30	月1回	※なし
	こうなん	10:00～11:30	月1回	※なし (行事によってはあり)
	芝浦アイランド こども園	10:00～11:00	月1回	あり
	たかはま	10:00～11:30	月1回	※なし
	しばうら	10:00～11:00	月1回	あり

※試食会のみ定員あり

地域在宅子育て支援制度「みなとっこ」

所管課

—
保育課

目 的

地域の在宅子育て家庭を対象とし、妊娠時に地域の保育園に登録することにより、出産前から「かかりつけ保育園」として親しんでもらい、各保育園を通して在宅の子育て親子を支えていく事業です。

登録園は、継続的に通信等を通し、登録児と保護者を約3年間見守り、出産前の不安・孤立育児等、育児不安を解消し、育児が楽しめる環境づくりを目指します。

事 業 内 容

(1) 対 象

区内に住所を有し、次のいずれかに該当する妊娠時から3歳の誕生日以後はじめて到達する3月31日までの児童を在宅で育てている保護者

- ① 母子健康手帳の交付を受け、出産前であること
- ② 保育園に通園していない児童を持つこと

(2) 内 容

- ・ 保育園からのお便り配布
- ・ 育児相談(保育士・看護師・栄養士)
- ・ 保育園の見学
- ・ 「保育園であそぼう」への参加
- ・ 身長・体重計測
- ・ 保育園の行事に参加
- ・ 試食会への参加
- ・ 保育体験
- ・ 親子イベントの参加

根拠法令等

港区地域在宅子育て支援制度事業実施要綱

開 始 時 期

平成19年10月 赤坂地区区立保育園（3園）

平成20年1月 その他の区立保育園（13園）

平成24年9月 神 明 保 育 園

平成24年12月 たかはま保育園

平成27年10月 しばうら保育園

平成29年4月 東麻布保育園

実 績 表

(単位：人)

年 度	25	26	27	28	29
登 録 数	1,455	1,176	1,122	1,017	965

私立保育所振興等助成

所管課

—
保育課

目 的

区内の私立保育所及び小規模保育事業所に対し、児童の健康を促進し、保育事業の向上を図るため、賄費、行事費等の経費を補助します。

事 業 内 容

(1) 対 象

児童福祉法第35条第4項により設置経営する私立保育所、同法第6条の3第10項の規定に基づく小規模保育事業所及び同法第6条の3第12項の規定に基づく事業所内保育事業所、同法24条第1項により保育を実施した保育所等

(2) 補助対象経費

賄費、園外保育費、保健衛生費、寝具補充費、振興費、嘱託医報酬、夏季代替職員費、延長保育人件費、緊急通報システム保守管理費

根拠法令等

港区私立保育所区費補助要綱

開 始 時 期

昭和45年4月1日

実 績 表

(単位：円)

年 度	25	26	27	28	29
助 成 額	112,832,032	222,423,723	287,372,032	348,497,770	390,798,760

私立保育所特別助成

所管課

—
保育課

目 的

区内の私立保育所及び小規模保育事業所に対し、保育所運営の安定を図り、児童福祉の増進に寄与することを目的として児童定数未充足に伴う施設型給付費等の減収補助を行います。

事 業 内 容

(1) 対 象

児童福祉法第35条第4項の規定により設置された私立保育所及び同法第6条の3第10項の規定により設置された小規模保育事業所において入所児童数が定数に満たず、かつ対象経費に減収が生じた開設後5年以下の保育所等に対して行います。

(2) 補助対象経費

- ① 子ども・子育て支援法第27条第1項に規定する施設型給付費及び同法第29条第1項に規定する地域型保育給付費の標準時間における基本分単価のうち事務費相当分
- ② 施設型給付費及び地域型保育給付費のうち標準時間における基本加算部分における処遇改善加算
- ③ 港区保育扶助要綱に規定する一般保育所対策扶助

根拠法令等

港区私立保育所特別助成実施要綱

開 始 時 期

昭和61年度

実 績 表

年度 区分	25	26	27	28	29
未充足延人数 (人)	803	4,573	4,705	4,002	3,239
助 成 額 (円)	33,565,298	252,392,946	240,300,000	181,461,000	167,451,000

平成30年度 開設後5年以下の保育所等を対象とする。

認証保育所補助

所管課

—
保育課

目 的

東京都認証保育所に対し、区が指導、支援することにより、その事業を円滑に実施し、子育て支援の促進を図ります。

事 業 内 容

(1) 対 象

東京都認証保育所に対し、その実施する事業を対象に運営費等の経費補助を行います。

(2) 補助対象経費

① 運営費

② 開設準備経費

認証保育所A型を開設するために必要な改修経費

③ 施設賃借経費及び乳児保育看護師配置経費

施設の賃借に要する経費及び乳児保育のための看護師の配置に必要な経費

根拠法令等

東京都認証保育所運営費等補助要綱

港区認証保育所補助要綱

開 始 時 期

平成14年4月

実 績 表

(1) 運営費補助

区 分		年 度				
		25	26	27	28	29
対 象 児 童 延 人 数(人)	A型	9,084	7,160	6,846	7,053	7,243
	B型	211	187	188	208	235
助 成 額 (円)		790,821,090	625,342,870	723,435,790	737,938,240	800,559,970

(2) 開設準備経費補助

区 分		年 度				
		25	26	27	28	29
対 象 施 設 (園)		0	0	1	0	1
助 成 額 (円)		0	0	37,000,000	0	24,442,241

(3) 施設賃借経費・看護師配置経費補助

区 分		年 度				
		25	26	27	28	29
施 設 賃 借 経 費 補 助	対象施設(園)	21	21	20	19	19
	助 成 額 (円)	215,677,344	210,659,994	185,912,324	174,256,770	132,655,402
看 護 師 配 置 経 費 補 助	対象施設(園)	10	7	8	6	6
	助 成 額 (円)	11,760,000	9,840,000	10,200,000	6,840,000	8,400,000

区内認証保育所〔20園〕

(平成30年4月1日現在)

施設名	認証 類型	所在地	電話	定員	対象
ホームデイケア・六本木	B型	港区西麻布1-4-46 西麻布ムラタビル	(3401)2155	25	0歳～3歳未満
三田プチ・クレイシュ	A型	港区芝5-29-22 ライオンズマンション・ フェリス三田 1F	(5440)5950	33	0歳～未就学児
さわやか保育園・麻布十番	A型	港区麻布十番1-10-3 モンテプラザ 2F	(3586)3887	30	0歳～未就学児
コンビプラザ品川保育園	A型	港区高輪3-26-27	(5475)5910	35	0歳～未就学児
アスク汐留保育園	A型	港区海岸1-1 アクティ汐留 2F	(5404)4863	40	0歳～未就学児
ゆらりん三田保育園	A型	港区三田2-7-13 TDS三田ビル1F	(5446)5888	30	0歳～満3歳の3月
アスクお台場保育園	A型	港区台場2-2-3	(3599)2829	30	0歳～未就学児
コンビプラザ白金台保育園	A型	港区白金台3-15-6 ラミアール白金台 2F	(5447)7600	50	0歳～未就学児
ナーサリールーム	A型	港区南麻布5-6-8	(3473)8317	35	0歳～3歳未満
さわやか保育園・白金高輪	A型	港区白金1-25-25	(3441)6734	20	0歳～3歳
アンジェリカ保育園芝浦園	A型	港区芝浦4-22-2 エアテラス 2F	(5439)4340	40	0歳～未就学児
プチ・ナーサリー田町	A型	港区芝4-16-1 カテリーナ三田 1F	(3451)5670	40	0歳～未就学児
ポピンズナーサリースクール高輪	A型	港区三田4-9-7 BPRレジデンス三田伊皿子坂 2F	(5419)2115	36	0歳～未就学児
ポピンズナーサリースクール芝浦	A型	港区芝浦4-10-1 キャピタルマークタワー 2F	(5444)2120	34	0歳～未就学児
さわやか保育園・港南	A型	港区港南4-2-5 シティタワー品川西棟 2・3F	(3471)9826	80	0歳～未就学児
ポピンズナーサリースクール白金台	A型	港区白金台4-8-16 ダリアコート白金台 1F101号室	(5789)2166	30	0歳～未就学児
アンジェリカ保育園品川園	A型	港区港南2-3-13 品川フロントビルキッズ館 2F	(5781)9736	40	0歳～未就学児
ポピンズナーサリースクール広尾	A型	港区南麻布5-1-11 Qiz広尾 3F	(5475)2185	33	0歳～未就学児
ゆらりん東麻布保育園	A型	港区東麻布1-26-2 SERAPH10 AZABU1・2F	(6426)5567	47	0歳～未就学児
ポピンズナーサリースクール赤坂	A型	港区赤坂1-8-1 赤坂インターシティAIR 2F	(5545)5341	30	0歳～未就学児

認証保育所保育料助成	所管課	—
		保育課

目 的

認可保育園と比較して高額な認証保育所保育料の差額を補助することにより、保護者の負担を軽減し、認証保育所と認可保育園との保育料負担の公平を図ります。

事 業 内 容

認可保育園、認定こども園（1号認定を除く）、地域型保育事業又は港区保育室（以下「認可保育園等」といいます。）の入所申込みをしている期間に認証保育所に入所している児童に係る当該認可保育園等に入所した場合に負担すべき保育料と認証保育所保育料との差額を減免した認証保育所に対し、当該減免した金額を補助します。

根拠法令等

港区認証保育所保育料補助金交付要綱

開 始 時 期

平成16年4月

実 績 表

年 度	25	26	27	28	29
区 分					
対象児童延人数（人）	2,589	1,852	4,756	5,542	5,658
延べ交付月（月）	7,261	5,453	4,756	5,542	5,658
交 付 金 額（円）	195,580,000	139,600,000	224,541,720	252,416,290	261,459,120

※平成27年度より認可保育園等保育料と認証保育所保育料との差額を助成

平成16年度 低所得層を対象とし、事業開始。認可保育園保育料と認証保育所保育料の差額に、所得による支給割合により金額を決定する。

平成17年度 補助区分を変更する。生活保護受給世帯、前年分所得税非課税世帯及び前年分所得税課税額が210,000円未満である世帯については1か月40,000円、前年分所得税課税額が210,000円以上である世帯に対しては、1か月20,000円を交付する。0歳児から2歳児の保護者を対象とする。

平成18年度 対象年齢を変更する。認可保育園の入所待機期間中に認証保育所に入所している児童の保護者を対象とする。

平成20年度 保育料が20,000円以上40,000円未満の場合は、当該月の補助金の額は一律20,000円とする。保育料が20,000円未満の人は補助対象から除くものとする。

平成24年度 補助金を決定する際に用いる前年分の所得税課税額を、前年分の保育料算定所得税額（港区保育の実施に関する条例（昭和62年港区条例第7号）別表第1備考2に規定する前年分の保育料算定所得税額）とする。

平成27年度 補助の対象者を児童の認証保育所保育料と認可保育園等に入所した場合に負担すべき保育料との差額を減免した認証保育所を運営する事業者とする。

認可外保育施設保育料補助金

所管課

—
保育課

目 的

認可保育園と比較して高額な認可外保育施設保育料の差額を補助することにより、保護者の負担を軽減し、認可外保育施設と認可保育園との保育料負担の公平を図ります。

事 業 内 容

認可保育園、認定こども園（1号認定を除く）、地域型保育事業又は港区保育室（以下「認可保育園等」といいます。）の入所申込みをしている期間に東京都の「認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書」の交付を受けている認可外保育施設に入所している児童に係る当該認可保育園等に入所した場合に負担すべき保育料と認可外保育施設保育料又は補助基準額のいずれか低い金額との差額を補助します。

根拠法令等

港区認可外保育施設保育料補助金交付要綱

開 始 時 期

平成28年4月1日

実 績 表

区 分 \ 年 度	28	29
対象児童人数（人）	93	182
交 付 金 額（円）	19,660,200	79,769,860

保育施設等指導検査等

所管課

—
保育課

目 的

設備及び運営に関する基準等への適合状況等を個別的に明らかにし、必要な助言及び指導又は是正の措置を求める指導検査や、基準等の遵守状況についての確認及び指導並びに運営面の相談を行うことにより指導検査を補完する訪問指導などを通して、施設・事業所等の適正な運営及びサービスの質の確保並びに利用者支援の向上を図ることを目的とします。

事 業 内 容

(1) 対象施設

認可保育園、小規模保育事業所、事業所内保育事業所、港区保育室、認証保育所

(2) 指導検査等の類型

① 指導検査

児童福祉法及び子ども・子育て支援法に基づき、運営、保育及び会計について実地検査するとともに、必要な助言及び指導を行います。

② 訪問指導

子ども・子育て支援法に基づく指導検査を実施しない施設に対し、年に1回以上、主に運営及び保育について実地検査するとともに、運営・保育面の相談に応じます。

③ 集団指導

必要に応じて、運営に関する基準、給付費等の請求方法、制度改正の内容などについて、講習等の方法により行います。

根拠法令等

児童福祉法

子ども・子育て支援法

港区保育施設等指導検査等実施要綱

開 始 時 期

平成27年10月

実 績 表

(単位：件)

年 度	27	28	29
指導検査件数	6	※ 5	8
訪問指導件数	0	29	34
集団指導件数	0	2	1

※同一施設に対し複数回指導を行った場合も1件としています。

保育士等キャリアアップ補助

所管課

—
保育課

目 的

保育士等が保育の専門性を高めながら、やりがいを持って働くことができるよう、保育士等のキャリアアップに向けた取組に要する費用の一部を補助することにより、保育サービスの質の向上を図ります。

事 業 内 容

(1) 対 象

国、地方公共団体以外の者が設置し、及び港区内に所在する次の各号のいずれかに該当する施設又は事業とします。ただし、②イ又は②ウの事業のうち、従業員枠は港区及び港区外（東京都の区域内に限る。）に所在し、港区に居住する児童が利用する事業を補助対象とします。

① 子ども・子育て支援法第31条の規定により港区の確認を受け、適正な運営が確保されている、児童福祉法第39条第1項に規定する保育所（ただし、東京都保育士等キャリアアップ補助金交付要綱の交付対象施設は除く。）

② 子ども・子育て支援法第43条の規定により、港区の確認を受け、適正な運営が確保されている、次のいずれかに該当する事業

ア 児童福祉法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業

イ 児童福祉法第6条の3第11項に規定する居宅訪問型保育事業

ウ 児童福祉法第6条の3第12項に規定する事業所内保育事業

③ 東京都認証保育所事業実施要綱に規定する東京都認証保育所

(2) 補助対象経費

補助対象施設・事業に勤務する職員（非常勤職員を含み、経営に携わる法人等の役員である職員を除く。）の人件費のうち賃金改善に要した費用

根拠法令等

港区保育士等キャリアアップ補助金交付要綱

開 始 時 期

平成27年4月1日

実 績 表

(単位：円)

年度	27	28	29
区分			
補助金額	129,485,000	160,305,000	366,632,948

保育サービス推進事業補助

所管課

—
保育課

目 的

特別保育事業、地域子育て支援事業等を地域の実情に応じて推進するため、当該事業の実施に要する費用の一部を補助することにより、港区の保育サービスの質の向上を図ります。

事 業 内 容

(1) 対 象

区以外の者が設置する、港区内に所在する次の各号のいずれかに該当する施設又は事業とします。ただし、②イ又は②ウの事業のうち従業員枠は、東京都内に所在し、港区に居住する児童が利用する事業を補助対象とします。

① 児童福祉法第39条第1項に規定する保育所のうち、子ども・子育て支援法第31条の規定により区市町村の確認を受け、適正な運営が確保されている施設（ただし、東京都保育サービス推進事業補助金交付要綱の交付対象施設は除く。）

② 子ども・子育て支援法第43条の規定により区市町村の確認を受け、適正な運営が確保されている、次のいずれかに該当する事業

ア 児童福祉法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業

イ 児童福祉法第6条の3第11項に規定する居宅訪問型保育事業

ウ 児童福祉法第6条の3第12項に規定する事業所内保育事業

(2) 補助対象経費

補助対象施設・事業所の運営費

根拠法令等

港区保育サービス推進事業補助金交付要綱

開 始 時 期

平成27年4月1日

実 績 表

(単位：円)

年度	27	28	29
区分			
補助金額	75,924,000	100,060,000	106,748,000

保育力強化事業補助

所管課

—
保育課

目 的

区民の多様な保育ニーズに対応し、地域の実情に応じて保育サービスの向上を図るため、事業者がその取組に要する経費の一部を補助します。

事 業 内 容

(1) 対 象

区内に設置する東京都認証保育所事業実施要綱に規定する東京都認証保育所

(2) 補助対象経費

補助対象施設の運営費

根拠法令等

港区保育力強化事業補助金交付要綱

開 始 時 期

平成27年4月1日

実 績 表

(単位：円)

年度 区分	27	28	29
補助金額	14,153,000	16,455,000	18,176,000

保育従事職員宿舍借り上げ支援事業

所管課

—
保育課

目 的

保育従事職員用の宿舍の借り上げを行う港区内の保育施設等の設置者に対して、経費の一部の補助を行うことにより、保育人材の確保、定着及び離職防止を図ります。

事 業 内 容

(1) 対 象

- ① 子ども・子育て支援法第31条の規定により港区の確認を受け、適正な運営が確保されている、児童福祉法第39条第1項に規定する保育所（私立及び指定管理者が管理する保育所に限る。）
- ② 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条第1項に規定する認定こども園
- ③ 子ども・子育て支援法第43条の規定により港区の確認を受け、適正な運営が確保されている、次のいずれかに該当する事業
 - ア 児童福祉法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業
 - イ 児童福祉法第6条の3第11項に規定する居宅訪問型保育事業
 - ウ 児童福祉法第6条の3第12項に規定する事業所内保育事業
- ④ 東京都認証保育所事業実施要綱に規定する東京都認証保育所
- ⑤ 港区みなと保育サポート事業実施要綱に規定するみなと保育サポート
- ⑥ 港区保育室事業実施要綱に規定する港区保育室

(2) 補助対象経費

区内に存する保育施設等に勤務する常勤保育従事職員に必要な宿舍借り上げ費用(敷金を除く。)ただし、保育施設等の設置者が、入居者から宿舍使用料を徴収している場合は、当該金額を差し引いた額を補助対象経費とします。

(3) 補助上限額

- ① 区内宿舍 1戸あたり 月額98,000円
- ② 区外宿舍 1戸あたり 月額71,750円

根拠法令等

港区保育従事職員宿舍借り上げ支援事業補助金交付要綱

開 始 時 期

平成27年4月1日

実 績 表

(単位：円)

年度	27	28	29
区分			
補助金額	11,212,000	64,538,000	258,949,000

保育体制強化事業補助

所管課

—
保育課**目 的**

地域住民や子育て経験者などの地域の多様な人材を保育に係る周辺業務に活用するための費用の一部を補助し、保育士の負担を軽減することによって、保育の体制を強化し、保育士の就業継続及び離職防止を図り、保育士が働きやすい職場環境を整備します。

事 業 内 容**(1) 対 象**

保育支援者を配置する港区内に所在する民間立の児童福祉法第39条第1項に規定する保育所のうち、子ども・子育て支援法第31条の規定による区長の確認を受け、適正な運営が確保されている施設の設置者

(2) 補助対象経費

平成26年4月1日以降、新たに補助対象保育所に配置された保育士資格を有しない保育支援者にかかる人件費

(3) 補助上限額

保育所1か所当たり月額90,000円

根拠法令等

港区保育体制強化事業補助金交付要綱

開 始 時 期

平成27年4月1日

実 績 表

(単位：円)

年度	27	28	29
区分			
補助金額	3,344,000	9,226,000	8,304,000

子ども家庭支援センター

子ども家庭支援センター

所管課

子ども家庭支援センター

目 的

子ども及び家庭に対する支援を行うことにより、子どもの健全な育成に寄与することを目的とします。

事 業 内 容

- (1) 子どもと子育ての総合相談
子どもと子育てに関するあらゆる相談に応じます。
- (2) 子ども・子育て支援サービスの提供と情報収集、提供
子ども・子育てに必要なサービスの提供及び情報の収集と提供を行います。
- (3) 地域における子ども・子育て支援ネットワークづくりを促進
家庭と地域の交流を深め、地域におけるネットワークづくりを促進します。
- (4) 要保護児童等への対応
港区児童虐待対応の一義的窓口です。
港区要保護児童対策地域協議会の調整機関として、児童虐待対応を行います。また、保健師や臨床心理士による専門相談を実施します。
- (5) 要支援家庭サポート事業
要支援家庭にホームヘルパーや支援員の派遣等を行います。
- (6) 養育家庭制度の普及、啓発、相談
養育家庭制度の普及と養育家庭への相談、支援を行います。

根拠法令等

- 港区立子ども家庭支援センター条例
- 港区立子ども家庭支援センター地域活動室登録要綱
- 港区立子ども家庭支援センター地域活動室運営要綱

補助金名等

東京都子供家庭支援区市町村包括補助事業補助金

開 始 時 期

平成17年10月31日

実 績 表

区 分		年 度				
		25	26	27	28	29
親子ふれあい広場利用者数 (人)		23,816	24,649	23,761	24,737	24,659
子 育 て 講 座 等	開催回数(回)	135	208	212	198	195
	参加者(人)	7,564	7,574	7,697	8,362	6,426
子ども家庭支援センター 専門相談	保健師(件)	573	567	517	624	625
	臨床心理士(件)	316	410	556	604	836

要保護児童対策地域協議会事業	所管課	—
		子ども家庭支援センター

目 的

児童に関する地域の様々な関係機関が連携して、児童虐待の防止や要保護児童等の早期発見及び適切な支援を図ることを目的として港区要保護児童対策地域協議会を設置しています。

事 業 内 容

- (1) 要保護児童等の状況把握と、適切な保護・支援に係る関係機関の情報共有に関すること。
- (2) 関係機関の対応力強化のための研究・研修等に関すること。
- (3) 児童虐待防止推進の啓発に関すること。
- (4) 居住実態不明児童の状況把握と調査・対応に関すること。

根拠法令等

児童福祉法
 児童虐待の防止等に関する法律
 港区要保護児童対策地域協議会設置要綱

補助金名等

子ども・子育て支援交付金
 児童虐待・DV対策等総合支援事業費国庫補助金
 東京都子供家庭支援区市町村包括補助事業補助金

開 始 時 期

平成18年7月3日（子ども虐待防止セーフティネットワーク事業から移行）

実 績 表

- (1) 相談内容別件数（当該年度新規受理分） (単位：件)

年度	25	26	27	28	29
内容					
児童虐待相談	195	363	478	477	388
養護その他の相談	117	141	166	169	186
保健相談	0	0	0	3	5
障害相談	3	1	5	12	5
非行相談	5	2	1	4	1
育成相談	270	277	258	265	497
その他	27	29	18	18	6
合計	617	813	926	948	1,088

- (2) 児童虐待種類別件数 ※実績表(1)の児童虐待相談の内訳 (単位：件)

年度	25	26	27	28	29
種類					
身体的虐待	71(17)	59(19)	126(21)	152(18)	121(27)
ネグレクト	61(19)	212(144)	205(145)	180(137)	148(84)
心理的虐待	62(19)	90(32)	144(15)	143(8)	119(21)
性的虐待	1	2	3(1)	2	0
合計	195	363	478	477	388

※()内はうち、非該当数。ただし平成29年度の非該当数は平成30年3月末日時点のもの。

- (3) 港区児童虐待防止講演会・養育家庭体験発表会の参加者 (単位：人)

年度	25	26	27	28	29
参加者	152	76	169	176	270

養育支援訪問事業

所管課

—
子ども家庭支援センター**目 的**

養育支援が必要と判断した世帯に対して養育に関する専門的な指導及び助言に基づき、必要な支援を行うことにより、当該家庭の福祉の増進及び適切な養育の実施を確保することを目的とします。

事 業 内 容

- (1) 食事の準備
- (2) 住居の掃除及び整理整頓
- (3) 衣類の洗濯
- (4) 食材及び生活必需品の買い物
- (5) 通院や健診等の付添い
- (6) 育児
- (7) 育児、栄養及び発達に係る相談及び指導
- (8) その他区長が特に必要と認めた支援

対 象

- (1) 若年の妊婦及び妊婦健康診査未受診や望まない妊娠等の妊娠期からの継続的な支援を特に必要とする家庭
- (2) 養育者が、育児ストレス、産後うつ状態、育児ノイローゼ等の問題によって、子育てに対して強い不安や孤立感等を抱える家庭
- (3) 食事、衣服、生活環境等について、不適切な養育状態にある家庭等、虐待のおそれやそのリスクを抱え、特に支援が必要と認められる家庭
- (4) 児童が不登校、引きこもり等の問題を抱えている家庭
- (5) 児童養護施設等の退所又は里親委託の終了により、児童が復帰した後の家庭
- (6) その他区長が必要と認めた家庭

利用者負担金額

階層区分		利用者負担金額
		1時間
A	生活保護受給世帯	0円
B	住民税非課税世帯	375円
C	上記以外の世帯	750円

根拠法令等

児童福祉法
港区養育支援訪問事業運営要綱

補助金名等

子ども・子育て支援交付金

開始時期

平成20年4月1日

※平成28年度まで妊娠出産時家庭ホームヘルプサービスも含めて実施

実績表

区分	年度
	29
対象世帯数（世帯）	9
延派遣回数（回）	57

区 分	年 度	25	26	27	28
登録世帯数（世帯）		442	596	641	792
延派遣回数（回）		2,996	3,679	4,517	5,046
（再掲）要支援家庭延派遣回数（回）		54	275	159	203

（平成28年度までの延派遣回数には、妊娠出産時家庭ホームヘルプサービスが含まれる。）

目 的

家事、育児等について支援を必要とする妊娠中又は出産後の家庭に対して、一定の期間、「ホームヘルパー」または、産前産後の母子専門の支援員「産後ドゥーラ」が訪問し、必要な家事及び育児支援を行うことにより、当該家庭の福祉の増進及び適切な養育の実施を確保することを目的とします。

事 業 内 容

- (1) 家事の経験及び能力を有するホームヘルパーが居宅訪問し、家事支援を行うサービス
 - ① 食事の準備
 - ② 住居の清掃及び整理整頓
 - ③ 衣類の洗濯
 - ④ 食材及び生活必需品の買い物
 - ⑤ 健診の付添
- (2) 産前産後における母子に対する支援に関する専門家が居宅を訪問し、心身のケア、育児の支援その他必要な支援を行うサービス（産後ドゥーラ）
 - ① 産後における生活設計の相談
 - ② 授乳時の見守り
 - ③ 沐浴の援助
 - ④ 子育て相談
 - ⑤ 前号（1）に掲げるサービス

対象及び訪問時間

- (1) 妊娠中又は出産日から120日以内の者のいる家庭
妊娠中又は出産日から120日以内に合計96時間（内、産後ドゥーラは9時間）まで
- (2) 多胎妊娠にあつては、妊娠中又は出産日から1年以内の者のいる家庭
妊娠中又は出産日から1年以内に合計200時間（内、産後ドゥーラは18時間）まで
三つ子以上については、子ひとりにつき更に100時間ずつ加算した時間以内
（内、産後ドゥーラは更に9時間ずつ加算した時間以内）

利用者負担金額

階層区分		利用者負担金額	
		家事支援	産後ドゥーラ
		1時間あたり	1時間あたり
A	生活保護受給世帯	0円	0円
B	住民税非課税世帯	375円	500円
C	上記以外の世帯	750円	1,000円

根拠法令等

児童福祉法

港区産前産後家事・育児支援事業実施要綱

補助金名等

東京都子供家庭支援区市町村包括補助事業補助金

開始時期

平成29年4月1日

※平成28年度まで養育支援訪問事業の中で妊娠出産時家庭ホームヘルプサービスとして実施

実績表

区 分	年 度	29
登 録 世 帯 数 (世帯)		825
家事支援延派遣回数 (回)		5,099
産後ドゥーラ延派遣回数 (回)		402

乳幼児ショートステイ事業（麻布乳児院）

所管課

—
子ども家庭支援センター

目 的

就労、疾病等により、乳幼児を一時的に養育できない保護者を支援するため、乳幼児を短期間児童福祉施設で宿泊を伴い養育することにより、区民の子育て支援と児童福祉の向上を図ります。

事 業 内 容

保護者が疾病や出産・仕事・家族の介護・冠婚葬祭・事故・災害・ボランティア活動等への参加等により、乳幼児を養育することが困難な場合に、児童福祉施設（乳児院）で短期間（7日間以内）、宿泊を伴う養育を行います。

(1) 対 象 者

区内在住の4歳未満の乳幼児

(2) 利用期間

7日間以内

(3) 利 用 料

1日3,000円（1泊2日からの利用）

住民税非課税世帯は半額、生活保護受給世帯は無料

根拠法令等

児童福祉法

港区乳幼児等ショートステイ事業実施要綱

補助金名等

子ども・子育て支援交付金

開 始 時 期

平成13年4月16日

実 績 表

年度 区分	25	26	27	28	29
利用人数（人）	22	10	21	40	81
利用日数（日）	92	180	294	186	449

育児サポート事業（育児サポート子むすび）	所管課	—
		子ども家庭支援センター

目 的

協力会員と利用会員を組織化し、相互に支援活動を行うことにより、仕事と育児の両立及び地域の子育て支援等のための環境整備を図ります。

事 業 内 容

住民相互のつながりを広げ、地域全体で子どもの成長を支え、育児の支援が必要な人（利用会員）と育児の協力をする人（協力会員）をむすび、子育て支援を行います。

- (1) 子どもの対象年齢
0歳から小学校6年まで
- (2) 利用会員
在住・在勤の育児サポートを必要とする人
- (3) 協力会員
この事業に熱意のある18歳以上（高校生不可）で港区で育児支援活動をしたい人
- (4) サポート料
1時間800円（交通費・夕食・おやつ代等の実費は利用会員負担）

根拠法令等

児童福祉法
港区育児サポート事業実施要綱

補助金名等

子ども・子育て支援交付金

開 始 時 期

平成13年1月4日

実 績 表

区分 \ 年度	25	26	27	28	29
利用会員（人）	1,595	1,182	1,606	1,301	1,664
協力会員（人）	218	191	224	166	162
両方会員（人）	36	44	47	32	28
活動件数（件）	14,269	11,619	10,731	9,808	6,733
総活動時間（時間）	18,689	13,577	12,926	11,849	7,707

目 的

地域の子育て家庭の保護者とその子どもが集える場を提供し、親子の相互交流の促進及び育児不安等に関する相談、援助等を行う子育てひろば事業を実施することにより、子育て・子育てができる環境を整備し、地域の子育て支援機能の充実を図ります。また、保護者の社会参加やリフレッシュなど理由を問わず乳幼児を一時的に預かる港区乳幼児一時預かり事業を実施することにより、当該乳幼児の保護者の子育てを支援するとともに、乳幼児の健全な育成を図ります。

事 業 内 容

(1) 利用対象者

- ・子育てひろば
区内に在住するおおむね3歳未満の児童及びその保護者
- ・乳幼児一時預かり
生後4か月から6歳までの小学校就学前の児童
(乳幼児一時預かり事業はあっぴい台場とあっぴい港南四丁目を除く各施設で実施。)

(2) 利用時間

施設名	子育てひろば	乳幼児一時預かり
あっぴい台場	午前11時～午後6時	
あっぴい麻布	午前10時～午後6時	午前8時30分～午後6時30分
あっぴい港南	午前10時～午後6時	午前8時30分～午後6時30分
あっぴい港南四丁目	午前10時～午後6時	
あっぴい新橋	午前10時～午後6時	午前8時30分～午後6時30分
あっぴい西麻布	午前10時～午後6時	午前8時30分～午後6時30分
あっぴい芝浦	午前10時～午後6時	午前8時30分～午後6時30分
あっぴい赤坂	午前10時～午後6時	午前8時30分～午後6時30分
あっぴい白金台	午前10時～午後6時	午前8時30分～午後6時30分

(3) 利用料

- ・子育てひろば
無料
- ・乳幼児一時預かり
月～土 500円/1時間
日曜・祝日 600円/1時間

根拠法令等

児童福祉法
港区子育てひろば事業実施要綱
港区乳幼児一時預かり事業実施要綱

補助金名等

子ども・子育て支援交付金
一時預かり事業・定期利用保育事業費補助金

開始時期

平成20年8月

実績表

(1) 子育てひろば利用者数 (単位：人)

施設名	25	26	27	28	29
あっぴい台場 (定員20組)	6,717	7,235	6,455	5,846	6,589
あっぴい麻布 (定員35組)	25,478	24,859	21,490	22,642	22,523
あっぴい港南 (定員10組)	4,249	4,381	4,441	3,730	4,341
あっぴい港南四丁目 (定員20組)	8,476	10,293	10,524	10,503	9,990
あっぴい新橋 (定員20組)		6,707	6,366	6,233	6,983
あっぴい西麻布 (定員20組)		4,307	12,384	14,717	15,523
あっぴい芝浦 (定員50組)			11,034	25,856	26,156
あっぴい赤坂 (定員20組)					229

※平成26年度は、あっぴい西麻布11月～3月分

※平成27年度は、あっぴい芝浦10月～3月分

※平成29年度は、あっぴい赤坂3月分

(2) 乳幼児一時預かり利用者数 (単位：人)

施設名	25	26	27	28	29
あっぴい港南 (定員14人)	2,624	2,745	2,753	2,518	2,464
あっぴい新橋 (定員30人)		2,169	3,196	2,757	3,227
あっぴい麻布 (定員15人)		3,354	5,099	4,879	5,279
あっぴい西麻布 (定員18人)		884	4,095	3,542	4,375
あっぴい芝浦 (定員35人)			4,425	10,365	11,592
あっぴい赤坂 (定員20人)					53

※平成26年度は、あっぴい麻布7月～3月分、あっぴい西麻布11月～3月分

※平成27年度は、あっぴい芝浦10月～3月分

※平成29年度は、あっぴい赤坂3月分

みなと子育てサポートハウス事業 (子育てひろば「あい・ぽーと」)	所管課	—
		子ども家庭支援センター

目 的

親子で自由に遊べるつどいの広場や、理由を問わずに預かる一時保育等の実施により、区民の子育て支援のニーズに対応するとともに、子育てと家族を支援する人材を育成し、地域での子育ての交流拠点とすることを目的とします。

事 業 内 容

(1) 子育て支援事業

つどいの広場事業、一時保育事業、相談事業、各種講座開催事業、子育て関連情報提供・交流事業
 ※一時保育事業の利用料は、未就学児は1時間800円～、小学生は1時間500円～です。

(2) 地域の交流拠点事業

子育て・家族支援者の人材育成事業、子育てネットワーク事業、三世代園芸交流事業

根拠法令等

児童福祉法

みなと子育てサポートハウス事業実施要綱

補助金名等

子ども・子育て支援交付金

一時預かり事業・定期利用保育事業費補助金

開 始 時 期

平成15年9月16日

実 績 表

(単位：人)

年度	25	26	27	28	29
区分					
つどいの広場事業 「ひだまり」利用者	21,373	22,734	23,119	22,095	24,321
一時保育事業 「あおば」利用者	9,196	9,026	7,140	6,737	6,762
子育て・家族支援者 養成講座認定者	40 (3級) 11 (2級) 3 (1級)	12 (3級) 17 (2級)	17 (3級) 14 (2級) 4 (1級)		

※「港区子育て支援員研修」の開始により、養成講座は平成28年度から実施していません。

派遣型一時保育事業

所管課

—
子ども家庭支援センター

目 的

保護者の事情により、一時的に保育が必要となる場合等に、児童の自宅に保育者を派遣して保育を行うなど、子育て家庭における多様な保育ニーズに応えることで、全ての子育て家庭への支援及び児童の健全育成を図ります。

事 業 内 容

利用者、保育者ともに登録による会員制とし、登録申込みの後、保育者（支援会員）を紹介します。みなと子育てサポートハウス事業（子育てひろば「あい・ぽーと」）において養成した子育て・家族支援者が支援会員として一時的な保育を行います。

(1) 子どもの対象年齢

港区在住で、生後7日以降の乳幼児から原則として小学校6年生まで

(2) 支援内容

① 一時保育

保護者の社会参加やリフレッシュなど理由を問わず、一時的に保育を必要とする場合等

② 病後児保育

病気の回復期等にある乳幼児を持つ保護者が、一時的に保育を必要とする場合

③ 新生児保育

生後7日以降の乳児を持つ保護者が、一時的に保育を必要とする場合

(3) 利用料金

1時間900円から

病後児保育、新生児保育について、住民税非課税世帯及び生活保護受給世帯は利用料金の1/2の助成を受けることができます（1か月10,000円を上限とします）。

根拠法令等

港区派遣型一時保育事業実施要綱

補助金名等

東京都子供家庭支援区市町村包括補助事業補助金

開 始 時 期

平成18年4月1日

実 績 表

年度	25	26	27	28	29
区分					
利用会員（人）	1,663	1,629	1,945	1,979	2,028
協力会員（人）	171	171	175	214	264
両方会員（人）	0	0	0	0	0
活動件数（件）	11,656	10,938	11,105	12,201	13,222

目 的

誰もが安心して子育てをすることができるように支援するため、様々な子育てに関するニーズに応えるサービスの提供を図ります。

事 業 内 容

(1) ショートステイ事業

保護者が、疾病、疲労、出張やその他身体、精神、環境上の理由などにより、家庭において児童を養育することが一時的にできなくなった場合、児童を預かる宿泊型の一時保育を行います。対象は、生後10か月から15歳（中学校3年生）で、6泊7日を限度とします。利用料は1日3,000円です（住民税非課税世帯は半額、生活保護受給世帯は無料）。

また、保護者の強い育児疲れや不適切な養育状態などにより、虐待のおそれやリスクがみられる家庭については、最長14日間までの要支援家庭を対象としたショートステイ事業を実施します。

(2) トワイライトステイ事業

保護者が、仕事その他の理由により平日の夜間または休日に不在となり家庭において子どもを養育することができなくなった場合その他の緊急の場合に預かります。対象は、生後6か月から15歳（中学校3年生）で、午後5時から午後10時までです。利用料は月～土曜2,000円、日曜・祝日は2,500円です（住民税非課税世帯は半額、生活保護受給世帯は無料）。

(3) 子育てひろば事業

乳幼児親子が気軽に楽しみ、ゆったりと過ごすことができる場所の提供を行います。また、友だちづくりや情報の交換、各種講座への参加ができます。対象は、0歳から3歳の子どもと保護者、利用時間は午前9時30分から午後4時30分までです。利用料は無料です。

(4) 乳幼児一時預かり事業

保護者の社会参加や、リフレッシュなど、理由を問わず子どもを預かり保育をします。対象は、生後4か月から6歳（就学前）、利用時間は午前7時15分から午後8時15分までです。利用料は4時間まで2,000～3,000円です（4時間以上1時間当たり500～700円追加）。

施設名	所在地	定 員				開設日
		ショートステイ	トワイライトステイ	子育てひろば	一時預かり	
P o k k e (ぼっけ)	港区芝 5-18-1-102	10人	10人	25組	20人	平成20年10月30日

根拠法令等

児童福祉法

みなと子育て応援プラザ事業補助金交付要綱

港区乳幼児等ショートステイ事業実施要綱

港区トワイライトステイ事業実施要綱

補助金名等

子ども・子育て支援交付金
一時預かり事業・定期利用保育事業費補助金
東京都子供家庭支援区市町村包括補助事業補助金

開始時期

平成20年10月

実績表

(単位：人)

区分 \ 年度	25	26	27	28	29
ショートステイ事業	1,091	1,167	907	930	1,108
トワイライトステイ事業	673	755	882	1,039	1,295
子育てひろば事業	25,821	25,476	27,182	22,929	24,707
乳幼児一時預かり事業	5,163	5,383	6,008	6,112	5,937

※平成28年度までの対象は、ショートステイ事業は、生後10か月から12歳（小学校6年生）、トワイライトステイ事業は、生後6か月から12歳（小学校6年生）。

目 的

港区の子育て・子育て環境向上のため、子育て当事者と子育て支援者、学生等が共にネットワークを作り、多様な課題提起と対話の場を提供します。

事 業 内 容

(1) 港区地域こぞって子育て懇談会

子育てに関するテーマごとに分科会に分かれ、それぞれの立場や経験に基づき、意見交換や活動の報告をします。懇談会をきっかけに横のつながりができ、地域でのネットワークづくりに生かされています。

(2) 地域こぞってネットワーク会議

港区の中で、子どもたちの育ちを応援しようという、同じ目的を持つ関係機関・団体等が直接顔を合わせ、互いの活動を知り、協働の可能性を拓けるつどいです。

(3) 実行委員会

港区地域こぞって子育て懇談会を運営するため、子育て当事者や子育て支援者、学生から実行委員を募り、年間を通じて定期的に実行委員会を実施しています。

開 始 時 期

平成16年度

実 績 表

(単位：人)

年度	25	26	27	28	29
区分					
港区地域こぞって懇談会参加者数	146	163	159	91	106
地域こぞってネットワーク会議参加者数	58	80	86	56	86
実行委員数	43	48	46	28	25

目 的

スマートフォン・携帯電話・パソコンを使って、困りごとや不安、悩みを24時間受け付け、子ども自身からの相談体制の充実を図ります。

事業内容

(1) 対象者

港区に住む18歳未満の子ども

(2) 相談の流れ

相談者の秘密性を保持するため、相談者本人が基本情報（ニックネーム、学年、居住地区等）を入力し、IDとパスワードを取得後、相談フォームに相談内容を入力します。相談内容は、サーバーのデータベースに送信され、2回目以降は、IDとパスワードで再びサーバーにアクセスし、区からの回答を閲覧します。

(3) 相談への回答

子ども家庭支援センター相談員、臨床心理士、保健師が複数人で回答を作成し、原則2、3日以内（遅くとも1週間以内）にデータベースに送信します。体の悩みや学校のことなど、相談の内容によっては、相談者に了解を得た上で、みなと保健所や港区教育委員会等と連携して回答を作成しています。

根拠法令等

港区みなと子ども相談ねっと事業運営要綱

開始時期

平成26年6月30日

実績表

(1) 学年別相談件数

(単位：件)

学年 年度	小1	小2	小3	小4	小5	小6	中1	中2	中3	高1	高2	高3	合計
26	0	0	14	7	9	28	5	8	6	1	0	2	80
27	0	0	1	0	11	5	10	5	23	6	1	0	62
28	3	0	2	4	9	10	9	4	6	6	1	1	55
29	0	1	2	1	7	9	13	7	16	2	0	0	58

※平成26年度は6月30日開始

(2) 相談内容別件数

(単位：件)

相談 年度	虐待 身体	虐待 心理	虐待 性	ネグ レクト	不登 校	性格 行動	心の 悩み	友達 関係	いじ め	学校 関係	勉強 成績	進路	親子 関係	兄弟 関係	体・ 健康	その 他	合計
26	0	1	0	0	0	1	12	23	12	5	9	1	8	1	3	4	80
27	1	3	0	0	0	0	13	21	1	7	0	0	10	3	2	1	62
28	0	0	1	1	0	1	9	17	0	8	3	0	4	1	2	8	55
29	0	0	0	0	1	8	7	14	4	9	3	4	5	1	1	1	58

※平成26年度は6月30日開始

(3) 相談やりとり回数

(単位：回)

回数	26	27	28	29
やりとり回数	425	520	326	244

みなと保育サポート事業

所管課

子ども家庭支援センター

目 的

パートタイム勤務、育児短時間勤務利用者等、児童の保護者の就労形態が多様化する中で、家庭における保育が困難となる児童に対し、原則として1日8時間以内で1か月160時間を上限に、必要に応じた保育を行います。

事業内容

(1) 事業の種類

定期利用保育	保護者の短時間勤務、職業訓練、就学等により、家庭における育児が困難となり、原則として平均週1日以上保育が必要となる児童を対象として実施する保育
スポット利用保育	保護者の短時間勤務、職業訓練、就学等により、家庭における育児が困難となり、不定期に保育が必要となる児童を対象として実施する保育

(2) 利用対象者

保護者が区内に在住している生後4か月以降の集団保育が可能であり、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条の規定による保育の実施の対象となり、かつ保育を実施していない就学前児童

(3) 運営実施日、運営時間

日曜日、祝日、年始（1月2日、3日）を除く毎日
午前7時15分から午後6時15分

(4) 利用料

利用時間	利用料
① 4時間未満	1,100円
② 4時間以上6時間未満	1,650円
③ 6時間以上8時間以下	2,200円

※生活保護受給世帯及び住民税非課税世帯は利用料免除。保育園、幼稚園、認証保育所、港区保育室等に兄弟が通園している場合、利用料免除。当年度分（4月分から8月分までの利用料については前年度分）の区市町村民税のうち、所得割課税額が77,101円未満のひとり親世帯等の場合、利用料免除。

根拠法令等

港区みなと保育サポート事業実施要綱

補助金名等

一時預かり事業・定期利用保育事業費補助金

開始時期

平成24年4月1日

実績表

(単位：人)

施設名	25		26		27		28		29	
	定期 利用者数	スポット 利用者数	定期 利用者数	スポット 利用者数	定期 利用者数	スポット 利用者数	定期 利用者数	スポット 利用者数	定期 利用者数	スポット 利用者数
みなと保育サポート 白金（定員27人）	4,262	344	3,546	370	3,963	643	4,987	61	4,998	111
みなと保育サポート 港南四丁目（定員20人）	3,194	406	3,448	326	3,303	578	2,806	221	2,902	234
みなと保育サポート 東麻布（定員20人）			1,393	355	2,574	370	3,483	325	3,480	234
みなと保育サポート 赤坂（定員20人）									0	5

※みなと保育サポート港南四丁目は、平成25年4月22日開設

※みなと保育サポート東麻布は、平成26年4月1日開設

※みなと保育サポート赤坂は、平成30年3月26日開設

港区実施事業における参加者のための一時保育

所管課

—
子ども家庭支援センター

目 的

区が実施する講演会、地域説明会等の事業における当該事業への区民参加の促進を図り、男女平等参画社会の実現及び子ども・子育て支援に役立てます。

事 業 内 容

区が実施する審議会、説明会、講習会等の事業において、おおむね4か月以上の未就学児を対象に一時保育を行います。

根拠法令等

港区実施事業における参加者のための一時保育者登録要綱

開 始 時 期

平成17年4月1日

(平成24年度までは総務課人権・男女平等参画担当が所管)

実 績 表

保育実施回数

(単位：回)

年度	25	26	27	28	29
区分					
実 施 回 数	408	356	372	409	534

子育てコーディネーター事業
(利用者支援事業・基本型)

所管課

—
子ども家庭支援センター

目 的

子どもが健やかに成長できる地域社会を実現するために、児童及びその保護者、妊娠中の方が教育・保育施設をはじめ、子育て支援事業を確実に、円滑に利用できるよう両者をつなぐ支援を行います。

事 業 内 容

利用者支援専門員(子育てコーディネーター)が、利用者の個別のニーズを把握し、それに基づいて情報の集約・提供、相談、利用支援を行うことにより、教育・保育施設や地域の子ども・子育て支援事業等を利用できるよう支援を行います。

(1) 実施施設

- ① 子ども家庭支援センター
- ② 子育てひろば「あい・ぽーと」

(2) 対 象 者

- ① 区内に居住する18歳未満の児童及びその保護者
- ② 区内に居住する妊婦
- ③ 区内に居住し、子育てに関する相談、情報提供等を必要とする人

根拠法令等

子ども・子育て支援法
港区子育てコーディネーター事業実施要綱

補助金名等

子ども・子育て支援交付金

開 始 時 期

平成27年4月1日

実 績 表

(単位:件)

実施施設 \ 年度	27	28	29
子ども家庭支援センター	1,107	1,608	2,262
子育てひろば「あい・ぽーと」	985	1,863	2,552
計	2,092	3,471	4,814

出産・子育て応援メール配信

所管課

子ども家庭支援センター

目 的

確かな知識と情報を区からの「応援メール」として発信することにより、子育て家庭の孤立化を防ぎ、安心して出産・子育てできるように支援していきます。

事 業 内 容

妊娠期から子どもが3歳になるまでの家族（登録者）へ、定期的にメールを配信します。

メールでは、胎児、母体、子ども、子育ての知識に合わせて、それぞれの時期、またそれ以降に利用できる区のサービスを紹介していきます。

配信回数

- (1) 妊娠期 毎日
- (2) 出産後
 - ① 100日まで 毎日
 - ② 2歳未満まで 週2回程度
 - ③ 3歳未満まで 月2回程度

補助金名等

東京都子供家庭支援区市町村包括補助事業補助金

開 始 時 期

平成28年3月1日

実 績 表

(単位：件)

登録アドレス数	年度	27	28	29
妊 娠 期		63	133	126
出 産 後		229	1,231	1,623
計		292	1,364	1,749

※登録アドレス数は3月末日現在の登録数です。

港区子育て支援員研修事業	所管課	— 子ども家庭支援センター
<p>目 的</p> <p>子ども・子育て支援法（平成24年法律第65条65号）に基づいて、子ども・子育て支援に係る仕事に関心を持ち、子ども・子育て支援に係る事業に従事することを希望する人に対し、必要となる知識、技能等を習得するための子育て支援員研修を実施し、子ども・子育て支援の担い手の資質の確保を図ることを目的とします。</p> <p>事業内容</p> <p>(1) 対象者</p> <p>① 地域保育コース 子育てひろば あっぴい・P o k k eの「乳幼児一時預かり事業」と「ファミリー・サポート・センター事業」（育児サポート事業子むすび）の活動に従事希望する者。</p> <p>② 地域子育て支援コース 地域保育コース事業での活動経験をもとに、港区内の「地域子育て支援拠点事業」（子育てひろば）、「利用者支援事業」（あい・ぼーと、子ども家庭支援センターでの子育てコーディネーター事業）に従事希望する者。（②については①の修了者が対象となります。）</p> <p>(2) 研修内容</p> <p>① 地域保育コース 基本研修（8科目10時間＋演習）と共通科目（12科目17時間）、一時預かり事業研修（6科目6.5時間＋見学実習2日）を履修します。また、専門研修として、ファミリー・サポート・センター事業研修（4科目6.5時間）、港区派遣型一時保育事業研修（14科目14.5時間＋見学実習1.5日）を履修します。</p> <p>② 地域子育て支援コース 地域保育コース修了者が対象となります。専門研修として地域子育て支援拠点事業研修（7科目6時間＋見学実習2日間）もしくは利用者支援事業・基本研修（10科目26.5時間）を履修します。</p> <p>③ バックアップ研修 各コースの修了者について、実践を通じて生じた問題への解決、知識、技能の維持・向上を図ることを目的として各コースに応じた内容で月に1回行います。 （地域子育て支援コース修了者のうち、利用者支援事業・基本型（専任職員）修了者については随時実施）</p> <p>④ その他 平成27年度までみなと子育てサポートハウス事業で実施してきた子育て家族支援者養成講座履修者について、国の示す「子育て支援員研修」のカリキュラムを満たしているため、確認研修を実施し、その資格コースの修了者としています。</p>		

根拠法令等

厚生労働省雇用均等・児童家庭局 子育て支援員研修事業実施要綱

港区子育て支援員研修事業実施要綱

補助金名等

子ども・子育て支援体制整備総合推進事業費国庫補助金

開始時期

平成28年4月1日

実績表

(単位：人)

コース名	年度	28	29
		① 地域保育コース	
	一時預かり事業	80	149
	(再掲) ファミリー・サポート・センター事業	76	141
② 地域子育て支援コース	地域子育て支援拠点事業	10	31

親支援プログラム	所管課	—
		子ども家庭支援センター

目 的

区民に身近な場所で「親支援プログラム」を実施することにより、主に在宅で子育てをしている親同士が悩みを共有しながら、子どもの発達や親の役割、子育ての方法を学び、自信をつけていくよう支援します。また、その後に地域の仲間づくりにつなげていきます。

事 業 内 容

ファシリテーターと共に、6人～18人ほどの保護者から自らの子育てを振り返りながら、自信をもって安心して子育てができる方法を考え合う、6～9回の連続講座です。

講座ごとに子どもの対象年齢を設定し、対象年齢の子どもを養育している保護者が受講対象となります。

実施場所 児童館、子ども中高生プラザ、児童高齢者交流プラザ、子ども家庭支援センター。

補助金名等

東京都子供家庭支援区市町村包括補助事業補助金

開 始 時 期

平成28年4月

実 績 表

延べ講座実施回数

区分		年度	
		28	29
講 座 名	ノーバディーズ・パーフェクト	7回 (7施設)	6回 (6施設)
	ポジティブ・ディシプリン	1回 (1施設)	2回 (1施設)

※回数は一連の講座の実施回数。一連の講座の回数は施設により異なります。

港区産後要支援母子ショートステイ事業	所管課	— 子ども家庭支援センター
<p>目 的</p> <p>出産直後において家族等から母体の回復及び育児に係る援助を受けることができない等の理由により、体調不良や子育てに対して強い不安や孤立感を抱えるなど特に支援を要する母子に対して、病院、助産院等に宿泊して適切な支援を行います。</p> <p>事業内容</p> <p>病院、助産院等に宿泊し、母体及び乳児のケア、授乳指導、育児相談等を行います。</p> <p>(1) 対象者 区内に在住する生後4か月未満の乳児及びその母親で、この事業による支援が必要と区長が認める人</p> <p>(2) 利用期間 最長6泊7日まで</p> <p>(3) 利用回数 同一母子一組につき1回</p> <p>(4) 支援内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 母体の健康状態のチェック及び産後の生活面の指導 ② 乳児の健康状態及び体重のチェック ③ 育児相談 ④ 母乳に関する相談及び授乳方法指導 ⑤ 沐浴指導 ⑥ 食事の提供 ⑦ その他区長が必要と認める事項支援内容 <p>根拠法令等</p> <p>港区産後要支援母子ショートステイ事業実施要綱</p> <p>開始時期</p> <p>平成30年4月1日</p>		

五十音順索引

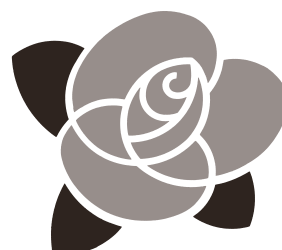
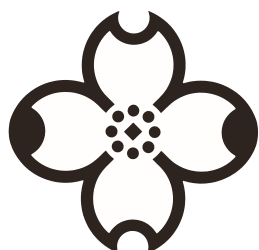
あ		こ	
遊び場対策本部運営	66	高齢者世帯等防災用品あっせん事業(妊産婦)	35
い		子育てコーディネーター事業(利用者支援事業・基本型)	126
育児サポート事業(育児サポート子むすび)	114	子育てひろば	115
一時保育	86	子ども医療費助成	44
お		子ども会活動助成	71
親子ふれあい助成事業	59	子ども家庭支援センター	107
親支援プログラム	130	子ども110番事業	65
か		コミュニティバス乗車券の発行	47
学童クラブ	31	し	
学童クラブ児童見守りシステム	33	児童育成手当(育成手当)	42
家庭福祉相談	49	児童育成手当(障害手当)	43
き		児童館・子ども中高生プラザ・児童高齢者交流プラザ	27
居宅訪問型保育事業	84	児童館週末施設開放	30
緊急一時保育	85	児童施設災害時等緊急メール配信サービス	34
こ		児童手当・特例給付	38
子ども医療費助成	44	児童扶養手当	39
子ども会活動助成	71	出産・子育て応援メール配信	127
子ども家庭支援センター	107	出産費用助成	46
子ども110番事業	65	小規模保育事業・事業所内保育事業	83
コミュニティバス乗車券の発行	47	女性福祉資金の貸付	53
く		女性福祉相談	51
児童育成手当(育成手当)	42	私立保育所振興等助成	93
児童育成手当(障害手当)	43	私立保育所特別助成	94
児童館・子ども中高生プラザ・児童高齢者交流プラザ	27	せ	
児童館週末施設開放	30	青少年関係団体指導者等賠償責任保険 (ボランティア保険)	72
児童施設災害時等緊急メール配信サービス	34	青少年対策地区委員会活動支援	69
児童手当・特例給付	38	青少年問題協議会	68
児童扶養手当	39	成人の日記念のつどい	64
出産・子育て応援メール配信	127	ち	
出産費用助成	46	地域在宅子育て支援制度「みなとっこ」	92
小規模保育事業・事業所内保育事業	83	て	
女性福祉資金の貸付	53	DV被害者同行支援事業	62
女性福祉相談	51	と	
私立保育所振興等助成	93	都営交通の無料乗車券の交付	48
私立保育所特別助成	94	特別児童扶養手当	41
せ		都心から地方創生！出会い応援プロジェクト	74
青少年関係団体指導者等賠償責任保険 (ボランティア保険)	72	に	
青少年対策地区委員会活動支援	69	入院助産	55
青少年問題協議会	68	乳幼児ショートステイ事業(麻布乳児院)	113
成人の日記念のつどい	64	認可外保育施設保育料補助金	98
ち		認証保育所保育料助成	97
地域在宅子育て支援制度「みなとっこ」	92	認証保育所補助	95
て		認定こども園	81
DV被害者同行支援事業	62	ね	
と		年末保育	87
都営交通の無料乗車券の交付	48	は	
特別児童扶養手当	41	派遣型一時保育事業	118
都心から地方創生！出会い応援プロジェクト	74	ひ	
よ		ひきこもり対策	73
養育支援訪問事業	109	ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金等事業	57
要保護児童対策地域協議会事業	108	ひとり親家庭就労支援事業	58
		ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金事業	56
		ひとり親家庭等医療費助成	45
		ひとり親家庭ホームヘルプサービス	60
		ひとり親家庭民間住宅あっせん事業	63
		病児・病後児保育	88
		ほ	
		保育園	77
		保育園であそぼう	90
		保育サービス推進事業補助	101
		保育施設等指導検査等	99
		保育士等キャリアアップ補助	100
		保育従事職員宿舍借り上げ支援事業	103
		保育体制強化事業補助	104
		保育力強化事業補助	102
		放課GO→クラブ	32
		訪問型病児・病後児保育利用料助成	89
		母子及び父子福祉資金の貸付	52
		母子生活支援施設	54
		母子等緊急一時保護事業	61
		母子・父子福祉相談	50
		ま	
		マッチング事業	37
		み	
		みなとキャンプ村	67
		港区子育て支援員研修事業	128
		港区子ども・子育て会議	36
		港区産後要支援母子ショートステイ事業	131
		港区産前産後家事・育児支援サービス	111
		港区実施事業における参加者のための一時保育	125
		港区地域こぞって子育て懇談会	121
		港区保育室事業	82
		みなと子育て応援プラザ(Pokke)	119
		みなと子育てサポートハウス事業 (子育てひろば「あい・ぽーと」)	117
		みなと子ども相談ねっと	122
		みなと保育サポート事業	123

港区「区の木・区の花」

区の木 ハナミズキ

区の花 アジサイ

区の花 バラ



発行番号 30082-4800

港 区 の 子 ど も ・ 家 庭 支 援

—平成30年度（2018年度）版 事業概要—

平成30年（2018年）8月発行

編集・発行 港区子ども家庭支援部

東京都港区芝公園1-5-25

Tel (3578) 2111代表



港区は、みどりの保全とごみの減量に努めています。
この印刷物は、古紙を活用した再生紙を使用しています。

